

様式1－表紙

令和6年度

高知学園大学

自己点検・評価報告書

令和6年11月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	8
【基準Ⅰ ミッションと教育の効果】	12
[テーマ 基準Ⅰ-A ミッション]	12
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	17
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	23
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	29
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	29
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	45
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	61
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	61
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	71
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	76
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	80
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	85
[テーマ 基準Ⅳ-A 大学設置法人の長のリーダーシップ]	85
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	87
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	90
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～22] 基礎データ	
[様式 23] 法令遵守状況一覧	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、高知学園大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 6 年 11 月 12 日

大学設置法人の長
高瀬 久志
学長
山下 文一
ALO
吉村 斉

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 大学設置法人及び大学の沿革

＜大学設置法人の沿革＞

明治 32 年	4 月	江陽学舎創立
明治 36 年	4 月	江陽学舎を江陽学校と改称
大正 5 年	4 月	江陽学舎に簡易商業科併設
大正 7 年	4 月	簡易商業科を廃止して商業補修学校設立
大正 7 年	12 月	乙種商業学校文部科学大臣認定
大正 8 年	4 月	商業補修学校を廃止し、城東商業学校（乙種修業年限 3 年）設立
大正 10 年	12 月	財団法人城東商業学校設立
大正 15 年	3 月	城東商業学校を甲種（修業年限 5 年）に昇格
昭和 4 年	3 月	江陽学校廃止
昭和 19 年	4 月	高知女子商業学校設立
昭和 21 年	4 月	高知女子商業学校を橘高等女学校と改称
昭和 23 年	3 月	新制度により城東高等学校、城東中学校設立
昭和 26 年	3 月	財団法人城東高等学校を学校法人城東高等学校に組織変更
昭和 27 年	3 月	学校法人城東高等学校を学校法人城東学園に組織変更 城東学園附属幼稚園設立
昭和 31 年	5 月	学校法人城東高等学校を学校法人高知学園に組織変更 城東高等学校を高知高等学校（普通科、商業科）に、城東中学校 を高知中学校に、城東学園附属幼稚園を高知学園附属幼稚園に改 称
昭和 31 年	12 月	高知小学校設立
昭和 35 年	1 月	高知学園高知工業高等学校設立
昭和 37 年	1 月	高知学園高知工業高等専門学校設立
昭和 38 年	3 月	高知学園高知工業高等専門学校廃止（国立移管）
昭和 39 年	3 月	高知学園高知工業高等学校廃止
昭和 42 年	1 月	高知学園短期大学設置認可
昭和 43 年	2 月	高知リハビリテーション学院 3 年制設置認可（各種学校）
昭和 44 年	2 月	高知学園附属幼稚園を高知幼稚園と改称
昭和 50 年	3 月	高知リハビリテーション学院の修業年限 3 年を 4 年に変更承認
昭和 55 年	12 月	高知リハビリテーション学院を専修学校専門課程として設置認 可
平成 7 年	4 月	高知幼稚園を高知学園短期大学附属高知幼稚園と改称
平成 9 年	4 月	高知リハビリテーション学院に言語療法学科設置
平成 26 年	11 月	高知学園短期大学附属認可外保育所設置
平成 30 年	10 月	高知リハビリテーション専門職大学設置認可

高知学園大学

令和元年 11月	高知学園大学設置認可
----------	------------

＜大学の沿革＞

令和元年 11月	高知学園大学健康科学部設置認可
令和2年 3月	管理栄養学科を管理栄養士養成施設として指定 管理栄養学科を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 中学校教諭一種普通免許状（家庭）、高等学校教諭一種普通免許状（家庭） 管理栄養学科を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 栄養教諭一種普通免許状 臨床検査学科を臨床検査技師等に関する法律施行令第11条に定める学校として指定
令和2年 4月	高知学園大学開学

(2) 大学設置法人の概要

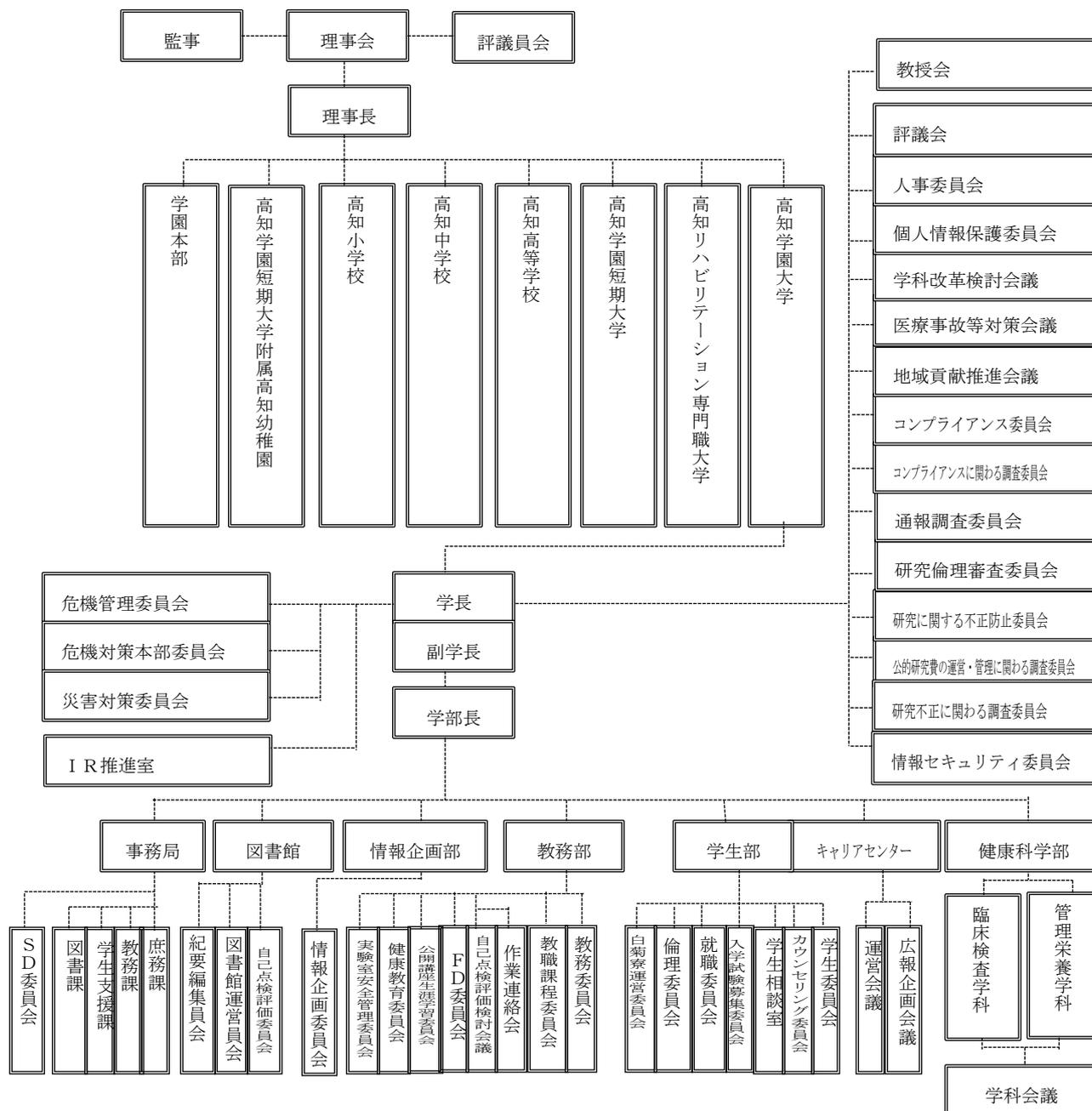
- 大学設置法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和6年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
高知学園大学	高知市旭天神町292-26	130	520	343
高知リハビリテーション 専門職大学	土佐市高岡町乙1139-3	150	600	405
高知学園短期大学	高知市旭天神町292-26	200 (20)	480 (20)	425 (22)
高知高等学校	高知市北端町100	420	1,260	619
高知中学校	高知市北端町100	330	990	345
高知小学校	高知市北端町100	80	480	342
高知学園短期大学附属 高知幼稚園	高知市北端町100	30	120	74

高知学園大学

(3) 大学設置法人・大学の組織図

- 組織図
- 令和6年5月1日現在



(4) 学部長名、研究科長名一覧

- 全ての学部、研究科について
- 健康科学部

- 令和6年5月1日現在

健康科学部長： 佐藤 進一郎

高知学園大学

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～③は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の認証評価結果において改善を要すると指摘された事項への対応について記述してください。

(a) 改善を要すると指摘された事項
なし。
(b) 対応状況
(c) 成果

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を図った事項
なし。
(b) 対応状況

- ③ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された大学設置法人及び大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし。

(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 5 年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

高知学園大学における公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて、責任体系やルール、職務権限の明確化を図り、適正な運営及び管理を確保している。具体的には、公的研究費等の使用に関する不正防止計画を定め、この計画に則って対応することとしている。教職員には高知学園大学・高知学園短期大学研究倫理ガイドブックを配付して周知を図っている。また、学内で例年開催する研究倫理研修会等では、研究費の不正使用防止や科学研究費助成事業（科学研究費補助金）の制度概要等に触れながら説明し、公的研究費の重要性や本学の管理方針を教職員へ周知している。さらに、令和 3 年度には定例の教授会終了後に教授会構成員と助手を対象にした研究倫理講習会を開催することとし、周知を徹底している。なお、令和 5 年度は研究推進プロジェクトチームを組織し、「研究のススメ」を編集して 4 回の広報を通じて「高知学園大学・高知学園短期大学研究倫理ガイドブック」の活用や研究倫理の基本的事項の理解を深め、さらに e-learning による研究倫理教育を履修するよう指示した。交付された公的研究費については、毎年度 1 回内部監査を実施し、適正な執行を確認している。なお、関係する規程等のうち、主なものは以下の通りである。

- ・高知学園大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン
- ・高知学園大学科学研究費補助金事務取扱要領
- ・高知学園大学研究に関する不正防止委員会規程
- ・高知学園大学研究倫理審査委員会規程
- ・高知学園大学研究倫理に関するガイドライン
- ・高知学園大学研究倫理指針
- ・高知学園大学研究活動における不正防止計画
- ・高知学園大学研究活動の不正行為に係る通報（告発）処理に関する規程
- ・高知学園大学研究不正に関わる調査委員会規程
- ・高知学園大学研究に係る不正行為防止に関する基本方針
- ・高知学園大学研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範
- ・高知学園大学公的研究費の運営・管理に関わる調査委員会規程
- ・高知学園大学公的研究費等の使用に関する不正防止計画

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

高知学園大学は、自己点検・評価委員会を令和 2 年に設置して以降、自己点検評価委員会

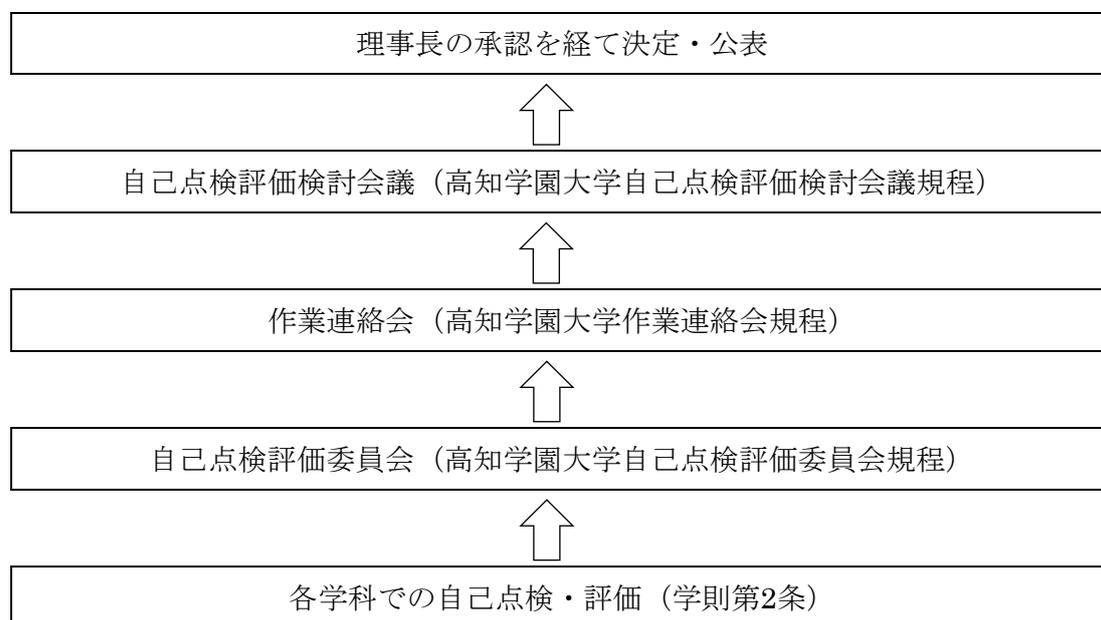
高知学園大学

として自己点検・評価報告書（案）を作成している。令和6年5月1日現在の構成員は、図書館長を委員長とし、各学科教員とその他学長が指名する者をもって構成している。現在の委員会は、自己点検評価委員会規程に基づき、次の8名から構成されており、その事務は図書課が行っている。

委員長	図書館長
委員	管理栄養学科教員
	臨床検査学科教員（2名）
	庶務課長
	学生支援課長
	教務課長
	図書課長

自己点検評価委員会で作成された自己点検・評価報告書（案）について、その後は作業連絡会で全学的な視点に基づき検討する。さらに、自己点検評価検討会議の審議を経て本学の自己点検・評価報告書をまとめる。なお、自己点検・評価報告書の最終決定と公表に当たっては、理事長の承認を必要としている。

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



本学では、まず各学科・各部署で自己点検評価活動を行い、その概要について自己点検評価委員会で報告書案を作成している。さらに、その案を作業連絡会で編集した後、最終的には評議会構成員と自己点検評価委員会事務局委員からなる自己点検評価検討会議で自己点検・評価報告書を作成している。活動は自己点検評価委員会規程、作業連絡会規程、自己点検評価検討会議規程に基づいて実施している。

高知学園大学

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学における自己点検・評価の体制は、四つの段階を経て活動することとなっている。まず各学科、事務局各課等各部署において全教職員が主体的に自己点検・評価を行っている。次に高知学園大学自己点検評価委員会規程に基づいて、各部署で検討された内容を自己点検評価委員会で審議・検討している。さらに、高知学園大学作業連絡会規程に基づいて自己点検・評価報告書（案）を作業連絡会で検討・編集し、編集後の報告書（案）を高知学園大学自己点検評価検討会議規程に基づいて自己点検評価検討会議で学長に回答し、報告書をまとめている。最終的には、理事長の承認を経て自己点検・評価報告書を決定し、公表している。

自己点検・評価報告書はウェブサイトで公表し、学内外に公開している。同時に、課題や計画等を活用して、本学及び各学科や事務局における事業計画を策定している。また、自己点検・評価活動が日常の活動として位置付けられるよう、自己点検評価委員会では「自己点検自己評価報告書作成に向けた記録シート」を作成し、各部署で日常の活動をシートへ記入することによって、常に確認と点検を行うことを推奨して進めている。さらに、全国における自己点検・評価活動の動向についても、自己点検評価委員会や評議会等で報告するとともに、本学における取り組み状況も確認して PDCA サイクルを展開している。このように、本学では自己点検・評価の成果を全学で把握しながら日常の教育・研究の改善に活用することとなっており、組織的に機能している。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和5年度を中心に）

令和5年	4月 18日	令和5年度第1回自己点検評価委員会＝令和5年度根拠資料の確認及び自己点検・評価報告書案作成について
	5月 18日	第2回自己点検評価委員会（メール会議）＝令和5年度根拠資料の最終確認・確定
	8月 9日	第3回自己点検評価委員会＝令和5年度報告書案の確認
	25日	令和6年度大学認証評価説明会（オンライン）＝図書館長出席
	9月 1日	第4回自己点検評価委員会＝令和5年度報告書案の確認、令和6年度自己点検・評価活動に向けての課題
	25日	第5回自己点検評価委員会＝令和5年度報告書案の確認
	26日	令和5年度第1回作業連絡会＝スケジュールの検討
	28日	第2回作業連絡会＝令和5年度報告書案の検討
	29日	第3回作業連絡会＝令和5年度報告書案の検討
	10月 3日	第6回自己点検評価委員会（メール会議）＝令和5年度報告書案の確認
	5日	第4回作業連絡会＝令和5年度報告書案の検討
	10日	令和5年度第1回自己点検評価検討会議＝報告書の検討
	18日	第2回自己点検評価検討会議＝報告書の決定
	27日	理事長の承認
令和6年	1月 30日	第7回自己点検評価委員会＝令和6年度根拠資料の確認
	3月 28日	第8回自己点検評価委員会（メール会議）＝令和6年度根拠資料の決定
	4月 5日	令和6年度第1回自己点検評価委員会＝令和5年度のふり返し、

高知学園大学

令和6年度自己点検・評価報告書案作成について

- 7月 30日： 第2回自己点検評価委員会＝令和6年度報告書案の確認
- 8月 13日： 第3回自己点検評価委員会（メール会議）＝令和6年度報告書案の確認
- 15日： 高知学園大学第1回作業連絡会（メール会議）＝スケジュール、進め方の確認
- 21日： 第2回高知学園大学作業連絡会＝令和6年度報告書案の検討
- 第4回自己点検評価委員会（メール会議）＝令和6年度報告書案の確認
- 22日： 第3回高知学園大学作業連絡会＝令和6年度報告書案の検討
- 23日： 第4回高知学園大学作業連絡会＝令和6年度報告書案の検討
- 第4評価期間大学認証評価に関する説明会出席（オンライン）＝高知学園大学自己点検評価委員会委員長（図書館長）出席
- 26日： 第5回自己点検評価委員会（メール会議）＝令和6年度報告書案の確認
- 9月 4日： 第5回高知学園大学作業連絡会＝令和6年度報告書案の検討
- 13日： 第6回高知学園大学作業連絡会＝令和6年度報告書案の検討
- 24日： 第6回自己点検評価委員会（メール会議）＝令和6年度報告書案の確認
- 27日： 第7回高知学園大学作業連絡会（メール会議）＝令和6年度報告書案の検討
- 10月 8日： 第1回高知学園大学自己点検評価検討会議＝令和6年度報告書の検討
- 11月 5日： 第7回自己点検評価委員会＝令和6年度報告書案の確認、令和7年度に向けた活動に関する検討
- 11月 7日： 第8回高知学園大学作業連絡会＝令和6年度報告書案の検討
- 12日： 第2回高知学園大学自己点検評価検討会議＝令和6年度報告書の決定
- 12月 13日： 理事長の承認

メール会議の日付は決議した日を示す。

【基準 I ミッションと教育の効果】

[テーマ 基準 I-A ミッション]

＜根拠資料＞

- 提出資料**
- 1 学生生活と履修の手引き
 - 2 大学案内 2024
 - 3 ウェブサイト
「高知学園大学・高知学園短期大学の歴史」
 - 4 学則
- 備付資料**
- 1 協定に関する資料
 - ①高知学園大学及び高知学園短期大学と高知高等学校との連携協力活動に関する書類
 - ②産学連携包括推進協定書
 - ③高知学園大学・高知学園短期大学と一般社団法人高知県臨床検査技師会との包括連携に関する協定書
 - 2 本学が実施した行事に関する資料、
 - ①近隣清掃参加者
 - ②食と栄養の専門家 管理栄養士の仕事を体験しよう
 - ③臨床検査をのぞいてみよう
 - 3 本学が参加した学外行事に関する資料
 - ①リレー・フォー・ライフ・ジャパン高知 2023 参加者
 - ③高知市 SDGs イベント in イオン「わくわく健康フェスタ」参加報告（参加者含む）
 - 85 各委員会議事録

[区分 基準 I-A-1 ミッションを確立している。]

＜現状＞

令和2年4月に開学した高知学園大学は、建学の精神をミッションとして位置付けている。建学の精神は、高知学園における教育の象徴である「世界の鐘」の精神が謳うところにある。世界の鐘は、昭和32年3月、教育の象徴として世界の「平和と友愛」の願いを込めて制作された。世界25ヵ国85校のハイスクールから寄贈されたその国の銅貨が周囲を取り巻いていた。現在の「世界の鐘」は平成17年11月に世界40ヵ国から贈られた銅貨をもって鑄造された二代目の鐘である。

世界の鐘には「この鐘の音のとどろくところ、永遠の真理と希望にかがやき、世界の平和と友愛にみつ」と刻まれ（以下、「平和と友愛」と表記）、この銘が本学の建学の精神である（提出-1、p.2）。この平和と友愛の精神に基づいて本学の教育目的を学則（提出-4）第1条で定めるとともに、同条第2項に基づき、本学の教育理念・理想として平和と友愛を柱とした教育基本方針を高知学園大学の教育目的に関する規程第2条で定めている。

高知学園大学

世界の平和と友愛は、教育基本法で定める「世界の平和と人類の福祉の向上」への貢献を願う精神である。その過程では「公共の精神」を尊ぶことが不可欠となる。また、その貢献を果たすためには、私立学校法第1条に定める「公共性を高める」ことの実現が前提となる。それゆえ、本学の建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有するものである。

世界の鐘は、学校法人高知学園の教職員、幼稚園児や小中高生、学生に対して建学の精神が自覚されるよう、1日に朝夕の2回鳴らされ、澄んだ音色を響かせている。また、高知学園における入学式や卒業式等の行事においても鳴らされ、全員が黙想して建学の精神を自覚し共有するよう取り組んでいる。それゆえ、本学にとって世界の鐘は建学の精神を象徴するシンボルとしても位置付けられている。特に、本学の入学式や卒業式では配付される式次第に世界の鐘の紹介文を記載し、式の中で建学の精神となる由縁や込められた願い、教育目的に至る本学の使命を開式前に説明することも通して学内外に表明している。

また、保護者に対しては大学と保護者との懇談会を毎年開催し、建学の精神を説明することとしている。さらに、大学案内（提出-2、p.5～6）やウェブサイト（提出-3「高知学園大学・高知学園短期大学の歴史」）等も通じて学内外に表明している。特にオープンキャンパスでは、本学志望者とその保護者に対して本学が果たすべき「世界の平和と友愛」の精神を説明して理解を求めると、教育目的の達成に向けて取り組んでいる。

在学生に対しては、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.2）で建学の精神を明示し、オリエンテーション時には建学の精神に基づいた学習成果と教育課程を示しながら、理解を深めるよう努めている。授業においても「平和と友愛論」を必修科目として開講し、1年次に全学生が受講して理解を深めている。その他の授業や日常の学生生活を通して「世界の平和と友愛の精神を柱とする専門職者」を目指す自覚と誇りを求めるよう表明している。このように、本学は学校教育法施行規則第172条2に定めた「大学の教育研究上の目的」に関する情報を表明し、広く周知を図っている。

学内では、建学の精神を示したパネルを学内の複数の場所で掲示している。また、図書館では本学創立の礎を築いた川島源司・元学園長に関する書籍を展示し、その中で建学の精神につながる理念を紹介している。これらの環境のもと、教職員は教授会や評議会、各種委員会、さらには授業で建学の精神に基づいた教育活動であることを常に点検している。

学修の節目として開催する管理栄養学科の飛翔式、臨床検査学科の宣誓式においても「世界の鐘」の音を聞きながら黙想し、学外実習や社会へ向う学生も建学の精神を自覚し共有することとしている。これらの取り組みも通じて、教職員及び学生は「世界の平和と友愛」の願いを込めながら本学の教育・社会活動に取り組み、それらの成果を建学の精神から考察している。このように、教育研究活動も含め、日々の取り組みと建学の精神との関連を確認している。

【区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

＜現状＞

高知学園大学では、地域の発展に貢献するため、地域社会に向けた公開講座や生涯学習を実施することとしている。その内容は、高知学園大学公開講座生涯学習委員会規程に基づいている。本学の公開講座は高知学園短期大学と連携して全学共通テーマを掲げ、そのテーマ

高知学園大学

に関連する講座を各学科で企画し、生涯学習は各学科の専門領域において必要な内容を検討し企画することとなっている。ただし、本学が発足した令和2年度から4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため見送られてきた。

令和5年度は「人生100年時代を楽しむための健康づくり」をテーマに、高知学園短期大学と合同で5講座を企画、実施した（備付-84）。また、生涯学習についても3講座を企画した（備付-84）。本学における正規授業の開放に関しては、高知学園大学科目等履修生規程、高知学園大学卒業後研修生規程、高知学園大学単位互換の実施に関する規程等に基づき、必要に応じて開放することとしている。

地域・社会団体との協定について、YAMAKIN株式会社と地域における健康づくりを支援する活動を行うため、「産学連携包括推進協定」を締結している（備付-1②）。また、一般社団法人高知県臨床検査技師会と本学はお互いに有する資源や研究成果を効果的に活用し、多様な視点から良質な医療人の育成と地域医療に貢献する医療人の確保を目的とした「高知学園大学・高知学園短期大学と一般社団法人高知県臨床検査技師会との包括連携に関する協定」を締結している（備付-1③）。

その他、本学開学前より前身の高知学園短期大学生活科学学科及び医療衛生学科医療検査専攻は、それぞれの専門性や教育に関連する地域社会の行政、教育機関及び職能団体等と活発な交流活動を行ってきた。例えば、医療、健康、福祉、栄養分野における知的・人的資源の交流連携を推進するための「高知医療センターと高知学園短期大学並びに高知リハビリテーション学院との包括的連携に関する協定」や教職課程を有する高知大学、高知県立大学、高知工科大学、放送大学の各大学、及び高知県教育委員会と教員養成の充実に努めるために『「教師教育コンソーシアム高知」に関する協定』を締結している。本学図書館も地域の利用者へのサービス向上に努めるために、開学前から「高知学園短期大学図書館と高知県立図書館の相互協力に関する協定」を締結している。本学開学後も、これらの協定に基づく活動を高知学園大学として継続している。

各学科の特性を活かした分野でボランティア活動を通じて、短期大学時代から教職員及び学生は地域に貢献すると同時に、教育へ還元している。例えば、本学教職員と学生は公益財団法人日本対がん協会が主催するリレー・フォー・ライフ・ジャパン高知へ参加し、がん患者、家族、支援者とともにがん撲滅運動へ寄与することで生命の尊さを感じ、自身の目指す職業への意識を高める活動となっている。本学も短期大学とともに参加している（備付-3①）。

また、毎月1回、休日の朝を利用して学生が本学周辺の住宅街を清掃する活動を行っている（備付-2①）。この活動には教職員も参加し、学生と一緒に清掃活動に取り組んでいる。これらの活動を通じて、地域を知り、地域の人と接し、学内外の人との交流を深めるなど、様々な視点から「平和と友愛」への意識を高めている。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、地域栄養と健康の分野における貢献を果たすため、地域社会に対して公開講座の実施や生涯学習の機会を提供するなど、積極的な取り組みを推進している。今後は行政や他の機関等と連携して取り組む講座を開催することも検討し、準備を進めている。

本学科所属の教員は、行政・産業・教育機関及び職能団体等との交流を積極的に図っており、

高知学園大学

教員の中には高知県内の地方公共団体における専門会議の委員や各種団体の役員等を委嘱されさまざまな研修会や研究会議の際には指導や助言も行っている。なお、協定を締結するなど連携し取り組んでいる活動として、本学科は、産学連携包括推進協定書(備付-1②)、高知学園大学・高知学園短期大学と一般社団法人高知県臨床検査技師会との包括連携に関する協定(備付-1③)があり、積極的に取り組んでいる。また、高知学園大学及び高知学園短期大学が高知高等学校と連携協力し、本学科としても高校生に向けて将来の職業像をイメージしてもらえよう体験授業等を実施する活動に取り組んでいる(備付-1①)。

地域貢献に関しては、調理等が関係する授業の食材等は高知県産のものを積極的に用いることを通じて、高知県が進めている地産地消の施策に沿いながら、学生の「郷土を愛し、郷土に貢献する」信条の育成に取り組んでいる。また、所属教員と学生はボランティア活動にも積極的に取り組み、本学と高知学園短期大学の学園祭実行委員会主催による近隣清掃では、地域への感謝の思いを大切にしながら清掃活動にあたっている。令和5年度は、本学科学生20名と教員10名が参加した(備付-2①)。

また、管理栄養学科主催のイベントを初めて開催した「食と栄養の専門家である管理栄養士の仕事を体験しよう」では、高校生を中心に28名が参加した。イベントでは実務家教員のうち2名が管理栄養士の魅力と意義を伝えた(備付-2②)。

学外行事への参加は、公益財団法人日本対がん協会が主催するリレー・フォー・ライフ・ジャパン高知2023に本学科学生1名、教員1名(備付-3①)が参加した。また、効果的な食育を推進することを目的とした高知市健康増進課主催の「わくわく健康フェスタSDGsイベントinイオン」に本学科学生6名、教員3名(備付-3③)がそれぞれ参加した。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、令和5年度に地域・社会に向けた公開講座、生涯学習として「糖尿病と臨床検査」をテーマに教員2名が公開講座を企画したが、受講者がなく実施できなかった。

地域・社会の各種団体等との協定に関する活動としては、令和5年3月に包括連携が始まった高知学園大学・高知学園短期大学と一般社団法人高知県臨床検査技師会との包括連携に関する協定において相互協力を継続している(備付-1③)。また、高知大学とは、1名の教員が附属病院検査部と検査技術や検査管理に関する協力、4名の教員が医学部と共同研究を行い連携している。その他、高知学園大学及び高知学園短期大学は高知高等学校と連携協力し、大学、短期大学間での授業・実習への協力や高校生に向けて将来の職業像をイメージしてもらえよう体験授業等を実施するなどの活動にも取り組んでいる(備付-1①)。

臨床検査技師の職務内容を社会に発信する取り組みとして、高校生向け体験実習「臨床検査をのぞいてみよう！」を企画し、令和5年4月29日には「多方面で活躍する臨床検査技師：遺伝子分析科学認定士」を、また、令和6年3月16日には「幡多地域で活躍する臨床検査技師：検査体験と職業紹介・大学紹介」を実施し、それぞれ、27名と30名の参加を得た(備付-2③)。

ボランティア活動としては、がん患者とその家族を支援するチャリティイベントのリレー・フォー・ライフ・ジャパン高知に教員3名、学生21名が参加し、学生はルミナリエパックにメッセージを書いてがん患者さんならびにその支援者へ想いを伝えた(備付-3①)。また、地域貢献の意識・意欲を育てる取り組みとして、学内で企画される近隣清掃活動には、

教員 10 名と学生 43 名が参加した（備付-2①）。

<テーマ 基準 I-A ミッションの課題>

建学の精神を実現する教育の展開は、本学の内部質保証を果たすことを意味する。その実現のためには、入学前のオリエンテーションから卒業に至る過程で、教職員も学生も建学の精神と学習成果獲得との関連をその都度考察して意味づけを行い、発展させていかなければならない。つまり、それぞれが果たすべき課題を発見して教育活動へ還元することが求められる。

地域・社会への貢献については、新型コロナウイルス感染症防止対策で実施を見送ってきた公開講座や生涯学習が開始されたばかりである。実りある講座として内容の充実と、広報活動の工夫や新型コロナウイルス感染症の影響による参加者の確保が課題である。ボランティア活動についても、活動後の学習成果を査定するシステム作りが課題である。今後も短期大学と協働しながら、本学の特徴である健康に関連した専門性を活かし、地域の健康増進に寄与できるよう取り組んでいくことが課題である。

<テーマ 基準 I-A ミッションの特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

- 1 学生生活と履修の手引き
- 2 大学案内 2024 [令和 6 (2024) 年度]
- 3 ウェブサイト
 - 「教育目的」
 - 「学習成果」
 - 「ディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与の方針)」
 - 「カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)」
 - 「アドミッション・ポリシー (入学者受け入れの方針)」
- 4 学則
- 5 学生募集要項 2024 [令和 6 (2024) 年度]
- 9 シラバス

備付資料

- 4 ポリシー・マップ
 - ①高知学園大学
 - ②管理栄養学科
 - ③臨床検査学科
- 5 シラバス作成に関する資料
 - ①高知学園大学・高知学園短期大学・シラバス作成要領
 - ②シラバス確認について
- 12 アセスメントプラン
- 14 令和 5 年度管理栄養学科の運営に関する部会
- 16 GPA 分布一覧
- 19 授業アンケートに関する資料
 - ①授業アンケート結果集計資料
 - ②授業アンケートに対する自己分析の報告資料
- 24 合格者への配付資料一式
- 53 高知学園大学・高知学園短期大学 FD・SD 活動報告 [令和 5 (2023) 年度]
- 58 学外研修受講に関する資料
 - ①学外研修受講報告書
- 89 各学科会議議事録

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

<現状>

高知学園大学は、建学の精神に基づいて教育目的を学則（提出-4）第 1 条に定めている。この教育目的を達成するため、本学では「平和と友愛」の精神を柱とした教育基本方針を、高知学園大学の教育目的に関する規程第 2 条に定めている。本学の教育目的及び教育基本方

高知学園大学

針は、学生生活と履修の手引き（提出-1）や大学案内（提出-2）、及びウェブサイト（提出-3「教育目的」）等で表明している。

さらに教育目的と教育基本方針に基づき、各学科はそれぞれの専門分野で通用する人材の養成に関する教育目的を、高知学園大学の教育目的に関する規程第3条（1）～（2）（提出-1）に定め、学生生活と履修の手引きに明記し、オリエンテーション等で学生が認識しやすいように表明している。学外に対しても大学案内（提出-2）で表明するとともに、大学説明会等を利用して広く認識してもらうように説明している。

各学科ではボランティア活動等を通じた地域・社会からの意見を参考に、教育目的に基づく人材養成の状況を学科会議で点検している。今後は、進路決定状況や学外実習における評価からも評価を行う計画である。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、学部・研究科等の教育目的・目標をミッションに基づき確立している。本学では、建学の精神をミッションと位置づけ、健康の保持・増進に貢献する実践的な能力の養成と食・栄養・健康の専門家として情報発信できる管理栄養士を養成するため、教育目的を高知学園大学の教育目的に関する規程に定め、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.1）やウェブサイト（提出-3「教育基本方針」）等でも学部・研究科等の教育目的・目標を学内外に表明している。また、オープンキャンパスや入学前の進学説明会、入学生オリエンテーション等の機会を利用して、管理栄養士の職責や業務内容、活躍の場を示しながら、教育目的の理解を学生に浸透させるとともに、職業人としての自覚の醸成を図っている。

その際、管理栄養士免許の取得を確実に実現するために、具体的制度の説明や継続して学び続けることの重要性を認識するよう取り組んでいる。また、学部・学科等の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか定期的に点検している。さらに、管理栄養士国家試験受験資格の取得達成に向けた対策について適宜、学科会議で総合的な観点から協議している（備付-89「管理栄養学科」）。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、建学の精神を支柱とするミッションに基づき教育目的を確立し、高知学園大学の教育目的に関する規程に定め、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.1）や大学案内（提出-2、p.10）、及びウェブサイト（提出-3「教育目的」）等で学内外に公表している。学生には、入学時の学科オリエンテーションで、学生生活と履修の手引きを参照して教育目的を伝え、4年間の大学生活で、現代医療に貢献できる専門的職業人として実践力を身に付けていくよう意識づけを行った。また、担任・副担任によって、定期試験後に個人面談を実施し勉強や日常生活への指導を行っている。

学科教員一同は教育目的・目標に向かって日常の教育を行っている。特に新型コロナウイルスのパンデミックやがんゲノム医療等、新しい臨床検査技術を担う臨床検査技師が社会から注目されていることから、本学科の教育目的・目標の社会的ニーズへの合致の必要性はより高くなっている。令和5年度学科会議で人材養成の社会的合致に関して適宜点検を行っている（備付-89「臨床検査学科」）。

【区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。】

＜現状＞

高知学園大学では、建学の精神である「平和と友愛」を実現する人材を育成するための学習成果を示している。その目的は、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させながら社会の発展に寄与するために必要な実践的な専門的能力及び人間性等に関する汎用的能力を獲得することである。具体的な専門性については各学科で教育目的に基づいて掲げている。全学及び各学科の学習成果は、学生生活と履修の手引き（提出-1）や大学案内（提出-2）及びウェブサイト（提出-3「学習成果」）等に明記し、学内外に表明している。

学習成果については、全学的な内容を評議会で点検し、その方針に基づいて学科会議で点検している。改正する際は評議会で審議して学習成果を示し、ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会 (以下、「FD 委員会」と表記) を中心に理解を深めるようにしている。このように、学校教育法第 83 条に基づき、専門的能力と汎用的能力の両面から学習成果を定期的に点検している。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、学生たちが「食と栄養を通して、地域社会の人々に健康の維持・増進を図ることができるための能力」を獲得することで建学の精神を具現化するために学習成果を示している。これらは「学生生活と履修の手引き」（提出-1、p.8）やウェブサイト（提出-3「学習成果」）等で表明している。

本学科の学習成果は、教育目的を達成するために、必要な知識や技術等を習得できるよう示したものである。具体的には、教育目的の「食と栄養に関わる専門的知識と技術を習得する」ことで、「食・栄養に関する専門的知識を適切に活用する」ことが可能となる。また、教育目的の「多岐にわたる業務に貢献できる実践力」を身に付けることで、「自ら課題を立て、その課題解決に取り組む」ことや「医療や教育など生活全般における自らの役割を果たす」ことが可能となる。そして、教育目的の「健康維持・増進の重要性を理解」することで、「適切な情報を発信する」ことが可能となる。このように、教育目的に基づいて本学科の学習成果の四つの方針を定めている。

学習成果の達成状況や課題については、学科会議において教員間で情報の共有を行い、定期的に点検と改善の方策を協議している（備付-89「管理栄養学科」）。また、学生個々の授業態度や学生生活の状況に関する情報も学科会議にて教員間で共有を行い、担任教員が中心となって本学科教員と連携して、対象学生への支援を行う環境を整えている（備付-89「管理栄養学科」）。

学生に対してよりよい授業の提供を行うためにも、学生からの授業アンケート（備付-19①②）を必ず確認し、回答内容に基づき自ら授業の分析（備付-19③）を行い、具体的な改善点の発見とその対策を講じている。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、大学としてのミッション及び本学科の教育目的・目標に基づき、臨床

高知学園大学

検査の専門的職業人を養成するため、学習成果を定めている。高い専門性、課題解決に向けた判断力、研究的視点や倫理的視点、コミュニケーション力の獲得を成果として求めることを、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.19）や学生募集要項（提出-5、p.23）及びウェブサイト（提出-3「学習成果」）等に明記することで学内外に表明している。

学生には、入学時の学科オリエンテーション、在学生オリエンテーションで、本学在学中に獲得すべき学習成果を確認している。特に、在学生オリエンテーションでは、臨床検査技師として活躍している卒業生や在学中の先輩から学生が直接話を聞く機会を設け、臨床検査学科の教育目的の達成や学習成果を具体的に示し、教育効果を具現化している（備付-89「臨床検査学科」）。また、担任・副担任によって、定期試験後に個人面談によって勉強や日常生活への指導を行っている。さらに学習成果の獲得状況についても学科会議で点検している（備付-89「臨床検査学科」）。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

<現状>

高知学園大学では、三つの方針及び学習成果を見直す際、学習成果と方針間で整合性を保つようポリシー・マップ（備付-4①）を作成し、日々点検することができる体制を整えている。例えば、卒業判定や関連事項を三つの方針及び学習成果と関連づけながら審議するなど、評議会及び教授会で定期的に検証している。この取り組みを通して三つの方針に基づいた学習成果が明確となり、各授業科目で獲得される学習成果を具体的に定めることが可能となっている。シラバス（提出-9）作成時には、当該科目が卒業認定・学位授与の方針のどの部分と関連が深いのか、また獲得される学習成果を具体的に記入するよう高知学園大学・高知学園短期大学・シラバス作成要領（備付-5①）へ明示し、作成されたシラバス案を教務委員会で確認するとともに（備付-5②）、必要に応じて修正している。その結果、三つの方針を踏まえた教育活動に取り組むことが可能となっている。

本学の三つの方針は、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.8～9）に明記し、オリエンテーションや授業で学生が認識しやすいように表明している。学外に対しても大学案内（提出-2、p.9～12）やウェブサイト（提出-3「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」「アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）」）で表明し、大学説明会等を利用して広く認識してもらうよう説明している。また、入学者受入れの方針については、学生募集要項（提出-5、p.22～23）にも記載して表明している。

健康科学部管理栄養学科

三つの方針及び学習成果を検証するにあたり、管理栄養学科では方針と学習成果との間で整合性を維持できているかを点検している。学習成果獲得に向けて整合性が保たれているかを常に点検するため、管理栄養学科ポリシー・マップを作成して活用している（備付-4②）。学科会議等では、全学生が管理栄養士国家試験合格を果たすためや、管理栄養士に求められる今日的な社会的ニーズや能力等を教員間で確認するために、組織的議論を重ねて整合性を

点検している。さらに、本学科では、特に専門性に応じた部会を組織して（備付-14）三つの方針に基づいた教育活動を推進している。

本学科の三つの方針は、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.8～9）やウェブサイト（提出-3「高知学園大学健康科学部管理栄養学科の教育方針・ポリシー」）にも明記し、学内外に公表している。さらに、入学前に配付する合格者対象の資料（備付-24）や入学前後のオリエンテーション、そして授業の中でも繰り返して学生に説明することで、その認識と理解を深められるよう取り組んでいる。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、三つの方針とそれに基づく学習成果との関連が明確にされたポリシー・マップを定めている（備付-4③）。ポリシー・マップについては、学科会議で議論を重ねることにより、三つの方針の策定の意図や意義相互の関連を確認している。各授業科目のシラバス（提出-9）は、大学全体に示される高知学園大学・高知学園短期大学・シラバス作成要領（備付-5①②）に基づき三つの方針を踏まえて作成されており、三つの方針相互の整合性と一体的運用による学習成果の具現化に繋がっている。このことにより、本学科の教育活動は三つの方針に基づくものとなっている。

臨床検査学科の三つの方針は、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.4）で明らかにし、入学時のオリエンテーション等で学生の認識を促している。学生募集要項（提出-5②、p.23）やウェブサイト（提出-3「教育課程編成・実施の方針」）にも明記し、大学説明会での説明等を通し、学外にも発信している。入学者受入れの方針については、入学前の意識づけを目的に、学生募集要項（提出-5、p.23）にも記載している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

令和5年度に完成年度を迎え第1期生を輩出したことから、4年間の学習成果の達成度を点検し、GPAの推移等の資料等から三つの方針間の整合性について検証することが必要である。その中で、学生の立場から、あるいは教員の立場から点検し、教育目的の達成に向けて改善すべき点を検証し、教育活動を充実させていくことが必要である。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、学生異動の改善に課題を残している。課題となる学生異動の多くは退学であり、この人数が多いことは三つの方針の整合性が保たれておらず、改善が必要であることを示している。受け入れた学生を確実に社会へ輩出するためには、在学中の学習過程のあり方が重要になる。つまり、三つの方針の中でも教育課程編成・実施の方針が重点的に改善しなければならない。この方針を達成するためには、入学してから円滑な学生生活に入り、学習内容の習得を確実に進められるよう、特に教員の指導力向上が求められる。令和5年度には学内で一部のFD活動が再開されたが、大学によって用意された研修で学ぶだけでなく、教員自らが自分自身の課題に向き合って学びに向かうことも必要である。

なお、大学が把握している記録（備付-53・58①）に基づく、令和5年度における本学科教員のFD関連研修を受講した者が少ない。まずは各教員が自らの教育活動について真

摯に振り返り、そこから課題を発見して FD に関する研修等で主体的に学ぶことが求められる。そして、教員間で共有してアセスメントの実施と授業改善へ活用する体制の構築が望まれる。

健康科学部臨床検査学科

令和 5 年度は四年制大学発足 4 年目にあたり、臨床検査学科全教員が、高知学園大学の建学の方針・臨床検査学科の学習成果・三つのポリシーの関連を十分理解し、相互の整合性の実現に向け努めてきている。しかし、令和 4 年入学の 3 期生以降の学生への周知は十分とはいえない面もあり、今後もオリエンテーション等で機会あるごとにポリシー・マップを提示し、理解を深め、検証を行っていく。

現在設定している教育目的・目標はこの点に見合うものと考えており、今後目的に基づく人材養成が、社会からの要請に応えられるものとなるよう今後も定期的に点検していく。また、令和 4 年度に施行された臨床検査技師養成指定規則の改正に鑑み、令和 4 年入学の 3 期生から新カリキュラムに適応した教育を行っているが、新規開講科目に関する教育内容の充実を今後図っていく必要がある。さらに、新たに追加された教育内容に応じ、令和 6 年度以降に国家試験を受験する学生（3 期生）に必要となるタスク・シフト／シェア講習会を学内で実施する体制整備を現在行っており、その教育効果の点検を継続していく。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

- 提出資料
- 1 学生生活と履修の手引き
 - 4 学則
 - 5 高知学園大学自己点検評価委員会規程
 - 6 高知学園大学自己点検・評価作業連絡会規程
 - 7 高知学園大学自己点検評価検討会議規程
 - 9 シラバス
- 備付資料
- 9 ウェブサイト
「大学等における就学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書（様式第2号）」
「自己点検・評価報告書」
 - 10 高等学校からの意見聴取に関する資料
 - 11 自己点検自己評価報告書作成に向けた記録シート
 - 12 アセスメントプラン
 - ①高知学園大学アセスメントプラン
 - ②管理栄養学科アセスメントプラン
 - ③臨床検査学科アセスメントプラン
 - 19 授業アンケートに関する資料
 - ①授業アンケート結果集計資料
 - ③授業アンケートに対する自己分析の報告資料
 - 88 評議会議事録 [令和5(2023)年度]
 - 89 各学科会議議事録

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<現状>

高知学園大学では、学則（提出-4）第2条第1項に自己点検・評価活動の実施を定めている。そして同条第2項に基づき、学科会議、自己点検評価委員会、作業連絡会、自己点検評価検討会議を経て自己点検・評価報告書を作成し、理事長の承認を得た後、毎年度公表することとしている。さらに、自己点検・評価活動を含む内部質保証に関する総合的な事項を定期的に審議する機関は評議会であることを高知学園大学評議会規程第3条で定めている。

自己点検・評価の体制は、日常的に各学科、事務局各部署において全教職員が自己点検・評価を行い、その内容を毎年度に取りまとめ、高知学園大学自己点検評価委員会規程（提出-5）に基づいて自己点検評価委員会で審議・検討する。その際、自己点検自己評価報告書作成に向けた記録シート（備付-11）を活用して、活動を的確に把握するよう取り組んでいる。自己点検評価委員会でまとめられた自己点検・評価報告書（案）は高知学園大学自己点検・評価作業連絡会規程（提出-6）に基づいて開催される作業連絡会において、全学的な視点で

の編集を中心に検討している。最終的には高知学園大学自己点検評価検討会議規程（提出-7）に基づいて自己点検評価検討会議で審議し、自己点検・評価報告書をまとめている。同時に、自己点検評価委員会委員長より当該年度の成果や次年度に向けて取り組むべき課題をフィードバックし、事業計画策定へ反映するよう努めている。

公表の承認を得た後は、自己点検・評価報告書をウェブサイト（備付-9「自己点検・評価報告書」）で学内外に公表することとしている。同時に、課題や計画等を活用して本学の事業計画を策定している。また、本学の取り組み状況を評議会で定期的に確認し（備付-88）、自己点検評価委員会で検討している。

さらに、高等学校の進路指導関係者を対象とした本学独自の説明会では自己点検・評価報告書の概要を含めて説明を行い、質問や意見を聴取している。その他、高等学校を訪問した際にも聴取した意見（備付-10）も参考に、自己点検・評価活動に活かすよう取り組んでいる。法人内の取り組みにおいても、学園幹部規程（内規）に基づいて開催される幹部会で高等学校長から本学の自己点検・評価活動に関する意見を聴取しながら本学の活動へ反映し、PDCAサイクルを展開している。このように、本学は学校教育法第109条に基づいて定期的に自己点検・評価報告書を公表し、その成果を日常の教育・研究の改善に活用することとしている。

【区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。】

＜現状＞

教育の質保証に当たり、高知学園大学は学習成果査定の手法を高知学園大学及び各学科のアセスメント・ポリシーに示し（提出-1）、その達成を実現するために全学及び各学科でアセスメントプランを策定している（備付-12①）。具体的な内容は卒業認定・学位授与の方針に示す人材養成を実現するために必要な学習成果を評価する手法とその基準を大学レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルの3段階から示している。特に授業科目レベルでは、知識や技能、判断等に関する学習成果を中心とした到達目標と測定方法を科目ごとにシラバス（提出-9）で示し、試験規程に基づいて査定している。

この教育課程を反映し、質保証を証明するものとして免許・資格取得がある。卒業の要件は学則（提出-4）第40条、資格取得については学則第43条に定めている。学内では学科会議やFD委員会、評議会、教授会等で査定している。

この過程を通して教育の向上・充実に努めるため、以下のPDCAサイクルを有している。まず、Planについては学校教育法、大学設置基準及び資格取得に関係する法令に則り教育課程を定め、学則（提出-4）には教育目的、高知学園大学の教育目的に関する規程には教育基本方針と各学科の教育目的、シラバスには各科目の目的と到達目標を示している。それをもとにDoとして、授業や学外実習を通じて随時学生の学習成果を試験、レポート、取り組み状況等で測定している。そしてCheckとして授業を遂行しながら教員同士による授業参観と事後検討会、学科会議やFD委員会での課題の発見と分析、さらには授業終了後の学生による授業アンケートで問題点を点検する。その点検を自己分析し報告書をまとめ改善計画を具体化して実行するとともに、全学的なファカルティ・ディベロップメント（FD）活動への積極的な取り組みや研究活動で得られた新たな知見を教育活動へ還元させることにより、

教育力の向上に努める。さらに Action として授業アンケートや授業参観で得た意見をもとにしながら授業改善を行うなど、各学科において学習成果獲得に向けた課題を全体で共有する意識が向上している。

学校教育法、大学設置基準等法令の変更や改正については、文部科学省や厚生労働省等の通達や中央教育審議会答申等を事務局各課及び各学科で適宜確認して対応するなど、法令遵守に努めている。また、本学は教職課程を有することから、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づいた教員免許状の取得状況を他の免許・資格の取得状況と併せてウェブサイト で公表することとしている。

さらに、本学は大学等における修学の支援に関する法律第 7 条第 2 項各号に掲げる要件を満たし、高等教育の修学支援新制度の対象機関となっている。ウェブサイト（備付-9「大学等における修学の支援に関する法律第 7 条第 1 項の確認に係る申請書（様式第 2 号）」）では、それに関する情報を公表している。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科ではアセスメントプランを作成し（備付-12②）、各レベルに応じて学習成果を査定する手法を有している。シラバスに示した授業科目の到達目標に対する評価については、アセスメント・ポリシー（提出-1、p.9）に基づき、「専門的知識」や「課題解決」に関する学習成果については、定期試験や課題レポート及び演習、実習の取り組み状況で知識や技術の習得状況を測定することとしている。また「情報発信力」に関する学習成果については、発表やレポート等によってプレゼンテーション能力の獲得状況に基づき査定することとしている。さらに「相互理解・尊重」に関する学習成果については、学内・学外実習施設による実習や実験におけるグループ活動によるコミュニケーション能力の獲得状況に基づき査定することとしている。その他、学外実習施設からの評価と事前事後の取り組みに対する評価等により、これらの学習成果の達成状況を総合的に測定することとしている。

教員は学生による授業アンケートの結果（備付-19①）やそれに対する自己分析（備付-19③）を通して定期的に把握・点検している。その日々の活動を通じて、授業改善のための PDCA サイクルが円滑に実施されるよう、教員の教育力・指導技術のさらなる向上を目指している。また、各種関係法令の理解と遵守はもとより、各種の資格や免許の取得に係る最新の動向にも注目し、必要に応じて対応している。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、学習成果を焦点とするアセスメント・ポリシーを示し、学習成果査定の手法を定め、教育の質を保証している（提出-1、p.20）。ポリシーに基づいた評価を確実にを行い、卒業認定・学位授与の方針に示す人材養成を実現するため、3段階の学科レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルとして点検・評価するアセスメントプラン（備付-12③）を策定している。アセスメントプランの内容は、特に授業科目レベルでの評価で具体的である。各授業科目のシラバス（提出-9）に学習成果を意識した到達目標と評価方法を明示し、高知学園大学試験規程に留意した査定を行っている。

本学科では、教育の質保証を証明するものとして、臨床検査技師国家試験の受験資格取得があるが、4年修了時の国家試験受験で示される教育課程の成果を確実なものとするため、

査定とその手法について学科会議で点検しており（備付-89「臨床検査学科」）、今後さらに点検を重ねていく。卒業要件と資格取得は学則（提出-4）に則っている。また、在学中に可能となる資格の取得についても積極的に推奨し、資格試験の対策授業を実施し効果を上げている。

アセスメントプランを効果的に運用して教育の質を担保するため、本学科では以下に示すPDCAサイクルの活用を図っている。Planについては臨床検査技師養成所指定規則に従って教育課程を定め、高知学園大学の教育目的に関する規程に本学科の教育目的を示した。さらに、各科目のシラバスに授業の目的と到達目標を示し、Planを具体的に明らかにしている。Doとしては、学内の講義、演習、実習を行い、試験、レポート、取り組み状況等で、学習成果を評価している。さらにCheckとしては、学生による授業アンケート結果（備付-19①）で問題点を点検し、授業の見直しに努めている。また、学科教員は、臨床検査学教育学会や本学で全学的に催されるFD活動へ積極的に参加し教育活動への還元と教育力の向上に努めている。Actionとしては、授業アンケートで指摘された反省点を分析し、自己点検自己評価報告書作成に向けた記録シート（備付-11）により今後の授業の向上を図り、本学科の教育の質を保証している。

文部科学省、厚生労働省からの通達により令和4年4月に開始された臨床検査技師養成所指定規則の改正に応じた新カリキュラムの実施を適切に行った。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

令和4年度に検討が始まった外部評価のシステム構築について、令和5年度は文部科学省による設置計画履行状況等調査への対応を優先したことから、進捗していない。それゆえ、外部評価の実施が引き続き課題となっている。

データベースに関する課題についても、多角的な視点からデータを分析することが内部質保証を高めるためには不可欠である。それゆえ、IR推進室で各部局の情報を組み合わせて分析する体制の構築が課題として残されている。

自己点検・評価活動を進めるにあたっては、教職員がさまざまな対応に追われる中で活動するものの、予定した期限内に報告書案のすべてをまとめることができず、この数年は自己点検・評価報告書の公表が計画日より遅れている。今後もこの傾向は残ると予想されることから、すべての内容を一括して公表するまで公表を控えるのではなく、ある程度完成した内容をまずは公表し、残りの部分を随時更新する形で最終的にすべての基準をまとめる進行方法等も検討することが課題である。

また、自己点検・評価報告書（案）の読み合わせを通して編集する作業連絡会では、その時間を確保することが難しく、令和5年度は学長が委員を抽出して作業連絡会規程とは異なる形で検討するよう試行的に実施した。従来よりも確認が容易となり、編集作業も円滑に進んだことから、作業連絡会規程の見直しも検討することが課題である。

教育の向上・充実に向けたPDCAサイクルについては、Doに関する活動としての授業参観とActionに関する活動としての公開授業は、新型コロナウイルス感染症の影響から様子を見ながら後期からの活動となった。新型コロナウイルス感染症は5類感染症への位置づけがされたものの、本学の養成する専門的職業人は実習等を通して対象者への感染リスクを最

小限に抑える必要があり、すぐにコロナ前の体制と同様に臨めるわけではない。しかし、そのような状況であってもそれぞれが実施した教育内容の工夫や教育力の向上のための取り組みを共有し、従来の方法に固執せず、新たな内部質保証の取り組みについても検討していくことが課題である。

同時に、策定されたアセスメントプランの意義と内容、さらに全国規模における動向を的確に理解し、正しい根拠に基づいて授業改善を行うことが必要である。

健康科学部管理栄養学科

内部質保証の前提には、学生が学習成果を獲得するための教員による適切な指導や支援が行われることがある。管理栄養学科では、学習成果獲得状況のバランスで偏りが残されている。それが特定分野における学習内容に起因する課題なのか、教員の指導方法が学生の特性に対応できていないために起こっているのか、あるいは上記の原因によって学生がつまづいた体験から学習性無力感を招いた結果による意欲減退なのか、もしくはこれらが複合したものなのかなど、原因は多岐にわたると推察される。

これらを克服するためにも、各教員は全学的な FD 活動のみに依存するのではなく、学科独自や教員個人の課題として主体的に研鑽に努め、教員同士によるコンサルテーションの推進、専門職としての意識と自覚を高める指導方法の工夫等を学び続け、改善に向けて実践していくことが求められる。

健康科学部臨床検査学科

四年制大学発足以来、初となる卒業生を送り出した。4年間の教育課程を経て、今後も引き続き内部質保証を高めるためには、学内外から、本学科に関する様々なデータを収集し、それを分析することで課題を見出し、今後の改善につなげていく必要がある。また、学内で実施されている授業アンケートの回収率が低いこと、教員の自己分析を十分に行うためには母数が不足していると考えられ、さらなる回収方法の工夫を検討していく必要があると考えている。

さらに、アセスメントプランの有効性を検証したうえで、到達度の低い学生の学習成果の向上を図ることが重要な課題である。これは、臨床検査技師国家試験合格率の向上を図る上でも重要であると考え、PDCA サイクルの機能の充実を図り、学科会議等で情報を共有しながら、教育効果を上げていくことが求められる。令和5年度は、コロナ感染対策の緩和により、教員間の授業参観と事後検討会を行うことができた。今後もこのような教員同士の Check と Action の機能充実が必要と考えており、引き続き FD 活動を通じた教員の教育力向上を目指していく。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

特記事項なし。

<基準 I ミッションと教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

本学はまだ認証評価を受審していないが、令和元年度に高知学園短期大学が受審した認証評価に基づくと、内部質保証を果たす上で、全学及び各学科の学習成果査定の方針を適える体制が課題である。その際、個々で査定する水準に止まらず、例えばアセスメントプランを大学、学科の両面から適切に位置付け、学部団体や自治体との連携を図りながら、多角的かつ総合的な視点に基づく教育効果と地域貢献の向上につながるよう査定しなければならない。令和5年度は、感染対策で中断していたFD活動の一部を再開したことから、今後はFD活動とも関連づけてアセスメントプランのさらなる具体化と実施を高めていく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「ミッション」に基づく教育目的を達成するためには、卒業生も含めた点検が必要である。令和5年度に第1期生を輩出したことから、進路先での情報を得ながら学科の特性を分析し、在学時から卒業後の学習成果の達成状況を一連のものとして点検する方法を確立する。

「教育の効果」については、休退学者数と学習成果獲得が関係していることを踏まえ、魅力のある教育を実現しなければならない。それゆえ、FD活動のPDCAサイクルを再度確立し、その実施に向けて取り組む。

「内部質保証」については、自己点検・評価の体制を見直し、多くの教職員が活動しやすい組織づくりを目指して検討する。また、アセスメントプランの具体化に基づいて、本学としての教学マネジメントの確立を図っていく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

＜根拠資料＞

- 提出資料
- 1 学生生活と履修の手引き
 - 2 大学案内 2024 [令和 6 (2024) 年度]
 - 3 ウェブサイト
 - 「ディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与の方針)」
 - 「カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)」
 - 「アドミッション・ポリシー (入学者受け入れの方針)」
 - 4 学則
 - 5 学生募集要項 2024 [令和 6 (2024) 年度]
 - 9 シラバス
 - 24 教授会議事録 [令和 5 (2023) 年度]
- 備付資料
- 5 シラバス作成に関する資料
 - ①高知学園大学・高知学園短期大学シラバス作成要領
 - 9 ウェブサイト
 - 「高知学園大学・高知学園短期大学教員一覧」
 - 12 アセスメントプラン
 - ①高知学園大学
 - ②管理栄養学科
 - ③臨床検査学科
 - 16 GPA 分布一覧
 - 19 授業アンケート
 - 27 進路一覧表
 - 88 評議会議事録 [令和 5 (2023) 年度]
 - 89 各学科会議議事録

〔区分 基準Ⅱ-A-1 授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) を明確に示している。〕

＜現状＞

高知学園大学では、教育目的を達成した者に学士の学位を授与することとして卒業認定・学位授与の方針を示し、学生生活と履修の手引き (提出-1) 等で表明している。本方針では、学習成果の「知識と技術を身につけ、その内容と意義を説明する」ことができるために「実践に必要な専門性に関する知識や技術」を身につける方針を示している。また学習成果の「最新の知見を導き出し、適切な判断を下す」ために「科学的根拠に基づいた判断による適切な実践力」を身につける方針を、「倫理的な観点に基づいて自ら行動することができる」ために「責任感と倫理観」を身につける方針を示している。さらに学習成果の「相互に理解し尊

高知学園大学

重しあいながら自分の役割を果たす」ため、「多様な人々と協力し学び続ける力」を身につける方針を示している。このように、卒業認定・学位授与の方針は学習成果と対応している。

各学科においても、専門性に基づく学習成果と対応させて卒業認定・学位授与の方針を明確に示している。この方針は学生生活と履修の手引き（提出-1）や学生募集要項（提出-5）、ウェブサイト（提出-3「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」）等を通じて学内外に表明している。このように、本学は学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づいて公表している。

本学が授与する学士の学位は、学校教育法第 104 条の規定に基づく学位授与を学則（提出-4）第 42 条に定められた学位であり、付記する専攻分野の名称は学則及び高知学園大学学位規程に定められた名称である。これらの点より、本学の学科の卒業認定・学位授与の方針は社会的かつ国際的に通用性がある。

免許・資格や国家試験受験資格についても、関係法令に基づいた専門的職業に従事するために必須の条件であり、社会的に通用性があるものである。卒業認定・学位授与の方針は、教授会をはじめ、評議会や学科会議等において教育目的や教育基本方針と関連付けながら定期的に点検している。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、食と栄養を通して人々の健康に貢献するという、本学科の教育理念に基づいた卒業認定・学位授与の方針に基づき、学士（栄養学）の学位を授与することを学生生活と履修の手引き（提出-1、p.4）等で示している。

本学科の授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。「科学的根拠に基づいた高度な専門的知識及び技術」に関する方針は、学習成果の「専門的知識な知識力」に対応しており、社会的・国際的に通用性がある。また「主体性及び多様な人びとに対応できるコミュニケーション能力」に関する方針は、学習成果の「自らの意見をまとめて適切な情報を発信する」能力に対応している。さらに「学び続ける力」に関する方針は、学習成果の「自ら課題を立て、その課題解決に取り組む」能力に対応しており、「責任感と倫理観」に関する方針は、学習成果の「自らの役割を果たす」能力に対応している。

以上の方針に基づき、本学科の教育課程を修めることで、栄養士免許、管理栄養士国家試験受験資格、栄養教諭一種免許状、中・高教諭一種免許状（家庭）が取得可能である。また、本学科で取得可能な免許や資格は関連法規に基づいた専門職であることから、本方針は社会的に通用性があるものである。本方針については、学科会議で定期的に点検している（備付-89「管理栄養学科」）。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、臨床検査学に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成することを目的としている。それを具現化するためにディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針）は、学習成果、学習成果査定の方針に対応し、成績評価・基準資格取得の要件を学生生活と履修の手引きに明確に示している（提出-1、p.19～20）。

高知学園大学

卒業の要件は、学則（提出-4）第40条、卒業認定に関しては学則第41条に明記されている。学位授与に関しては学則第42条により学士（臨床検査学）の学位を授与する。学位授与については卒業認定・学位授与の方針を定め、学内では学生生活と履修の手引きによって習得すべき学習成果を具体的に知ることができる。学生にはオリエンテーションで説明し、学外に向けては、大学案内（提出-2、p.11～12）やウェブサイト（提出-3「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」）やオープンキャンパスで説明している。

既述のごとく、卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。具体的には、卒業認定・学位授与の方針の「人体の健康状態を解析できる高度な臨床検査の知識や技術を備える」は、学習成果の「臨床検査の知識と技術及び意義の獲得」に対応している。また、「課題を探究し、問題解決する実践力を身につける」は、「検査情報の収集及び分析評価能力」に対応している。さらに、「研究的視野を持ち、責任感と倫理観を身につける」ことは「医療従事者としての倫理観の獲得」に関する学習成果に対応している。「コミュニケーション能力を身につける」については「適切なコミュニケーション力」に関する学習成果に対応している。

本学科の教育課程を修めることで取得可能な臨床検査技師免許は、法律に定められた国家資格であることから、本方針は社会的にも通用性がある。本方針は学科会議で定期的に点検している（備付-89「臨床検査学科」）。

【区分 基準Ⅱ-A-2 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。】

＜現状＞

高知学園大学では、教育基本方針の実現に向けて教育課程編成・実施の方針を示し、学生生活と履修の手引き（提出-1）や大学案内（提出-2）やウェブサイト（提出-3「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」）等で公表している。

本学では、各学科の教育課程で学習成果を獲得するため、卒業認定・学位授与の方針に対応して「専門的知識や技術の修得と実践力を育み、専門職者としての責任感や倫理観及び他の人々と協働する等の態度を身につけた人材を育成する」方針を示している。具体的には、卒業認定・学位授与の方針に示した「専門性に関する知識と技能」を身につけるために「段階的に高めていく教育課程を編成する」方針を示している。次に「科学的根拠に基づいた判断による適切な実践力を身につける」方針を達成するため、「具体的な授業内容と到達目標を明確にし、さらに授業以外で学習すべき内容を明確にし、その成果を適切にフィードバックする教育」及び「学習への主体性を育む教育を実施する」方針を示している。また「責任感と倫理観」に関する方針を達成するため、「仲間と議論し協働することや、リーダーシップやチームワークを発揮して主体的に問題解決に取り組む教育を実施する」方針を示している。さらに「多様な人々と協働し学び続ける力」を身につける方針を達成するため、「自覚と誇りを持ち、具体的な将来展望を描くことができ、学び続ける姿勢をもてる」教育を実施する方針を示している。以上の方針の下、獲得された学習成果をアセスメント・ポリシー（提出-1、p.6）に基づいて客観的に評価することとしている。

さらに、各学科は教育目的を達成するため、より具体的な教育課程編成・実施の方針を掲

高知学園大学

げている。その方針や免許・資格取得に関わる指定規則等に基づき、学習成果に対応して授業科目を編成している。その概要については、学生生活と履修の手引きを活用しながら学生へ説明している。特に、学生が授業時間外でも学習を進めるよう取り組んでいる。

本学では単位の実質化を図るため、大学設置基準第 27 条の 2 に基づいて高知学園大学における履修登録単位数の上限に関する規程を定め、CAP 制を導入している。なお、詳細は各学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、内規を定めて実施している。なお、本学は専門職学科を設置していない。

成績評価は学則（提出-4）第 36 条、全学及び各学科のアセスメントプラン（備付-12①②③）に基づき、試験やレポート、平素の取り組み状況等も総合して行っている。教育の質を保証するため、大学設置基準第 25 条の 2 に基づき、各授業の目的と到達目標、評価方法を具体的かつ明確にシラバス（提出-9）で示し、その基準に照らして厳格な成績評価を実施している。それでも到達目標を達しない学生に対しては個別に指導して、全学生が授業の到達目標を達成できるよう努めている。

本学では、シラバスを高知学園大学・高知学園短期大学・シラバス作成要領（備付-5①）に基づいて作成している。シラバスには授業科目名、授業の方法・単位、開講学科・履修年次・学期、担当教員、授業の目的、到達目標（学習成果）、授業の計画・各回の授業時間数、授業形態、テキスト（教科書）、参考文献、評価方法・基準、授業時間外に必要な学習内容と時間、オフィスアワー、履修上の注意事項等、必要事項を明示している。また「授業の目的」においては、卒業認定・学位授与の方針との関連性を明記することも求めている。それゆえ、学校教育法施行規則第 172 条の 2 で定める「授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること」を明示している。授業時間は半期 15 回を実施した上で試験を行い、授業時間を確保し厳格に遵守している。

なお、本学では通信による教育は行っていない。

教員配置についても、各学科の教育課程に応じて教授、准教授、講師、助教、助手を配置している。その際、高知学園大学教員資格、高知学園大学の教員の資格に関する規程、高知学園大学教員の採用・昇任に係る手続き、教員人事に係る選考委員会に関する規程等に基づき、教員の資格や教育研究業績を基にして専門性を判断している（備付-9「高知学園大学・高知学園短期大学教員一覧」）。また、学科会議で教育課程を点検し、完成年度以降に見直しが必要な場合は教務委員会、さらには評議会等で審議することとしている。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、豊かな教養と人間性に溢れ、高い倫理観及び専門的知識・技術を備え、医療や社会の様々なニーズに対応しうる、食・栄養を通して人々の健康に貢献する管理栄養士を育成するための教育課程編成・実施の方針を明確に示している。そして、本方針は、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.8）、大学案内（提出-2、p.10）、ウェブサイト（提出-3「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」）等にて表明している。

本方針において、まず「管理栄養士の社会的な役割を理解するとともに、その知識と技術を活用する応用力・実践力を養う教育」については、卒業認定・学位授与の方針の「科学的根拠に基づいた高度な専門的知識及び技術」に対応している。次に、「学生の主体性を育み表現力や傾聴力などを養う教育」については、卒業認定・学位授与の方針の「主体性及び多

様な人々に対応できるコミュニケーション能力」に対応している。また、「総合的に健康を学ぶ」については、卒業認定・学位授与の方針の「学び続ける力」に対応している。そして、「他職種間連携のフィールドワーク等を取り入れた実践的教育」については、卒業認定・学位授与の方針の「責任感と倫理観を身につけ、他者の立場を理解し協働できる」に対応している。以上の方針を根拠とし、達成できた学習成果は、学習成果査定の方針（提出-1、p.9）に則り、客観的に評価を行なっている。

本学科では、教育科目である教養・基礎科目、専門導入科目、専門基礎科目・専門科目、家庭科専門科目を履修し、所定の単位数以上を修得する必要がある。教養・基礎科目では、合計 34 単位以上の修得、専門導入科目、専門基礎科目・専門科目、家庭科専門科目では合計 90 単位以上の修得が必要であり、上記の全科目の合計 124 単位以上が卒業要件となっている。また、栄養教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状（家庭）、高等学校教諭一種免許状（家庭）取得のために必要な科目として、栄養教諭専門科目、家庭科専門科目、教職専門科目を配置している。

上記の教育科目は、管理栄養士指定規則及び教員免許法施行規則に定められた科目区分や系列に基づき、学習成果との対応をカリキュラム・マップに示し、入学時のオリエンテーションにて学生に示している。特に、管理栄養士国家試験受験資格を取得するための内容と意義は学生に分かりやすく説明している。また、管理栄養士国家試験受験資格等の修得に必要な各々の科目を履修することに対して、学生が授業以外に予習・復習できるよう十分な学習時間を確保することや学習内容の理解度を深めるため、管理栄養学科における CAP 制に関する内規にて 1 学期に取得できる単位数の上限を定め、前期及び後期の各期に学生がバランスよく履修科目を登録できるようにしている。そして、その概要を学生生活と履修の手引き（提出-1、p.9）に示している。なお、教職課程等を履修している学生は履修科目が多くなることを考慮し、定期試験日程を長めに設定するなど、学習時間の確保に向けて工夫を図っている。

成績評価は、学則（提出-4）第 36 条、全学及び本学科の学習成果査定の方針に基づき、シラバス（提出-9）に示した計画を実行して到達目標が達成された場合に所定の単位を認定している。教育課程編成・実施の方針の見直しにおいては、再検討すべき点があるか否かを学科会議等で定期的に点検を行っている（備付-89「管理栄養学科」）。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、卒業認定・学位授与の方針に対応して、教育課程編成・実施の方針を編成し、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.19～20）や大学案内（提出-2、p.11）、ウェブサイト（提出-3「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」）に明確に示している。本学科では、卒業認定・学位授与の方針に従って「現代医療に貢献できる臨床検査技師を養成する」方針を示している。

具体的には、卒業認定・学位授与の方針に示した「人体の健康状態を解析できる高度な臨床検査の知識や技術」を身につけるために「教養教育と専門教育の編成により、専門知識や技術の基盤を身につけ、実践力や応用力を養う」という方針を示している。次に「課題を探究し、問題解決する実践力を身につける」という方針を達成するため、「グループ活動他アクティブ・ラーニングを取り入れて他者との相互理解を深め主体的に学ぶ」という方針を示

している。さらに「研究的視野を持ち、責任感と倫理観」を身につける方針を達成するため、「卒業研究やその発表を通して、創造性、主体性、表現力及び倫理観を育む」教育を実施する方針を示している。さらに「コミュニケーション能力を身につける」ために「チーム医療における臨床検査技師の役割と多種職間連携の理解」するための教育を実施する方針を示している。以上の方針の下、獲得された学習成果をアセスメント・ポリシー（提出-1、p.20）に基づいて客観的に評価することとしている。

教育課程は大学設置基準に基づいて編成されている。令和4年度入学生からは指定規則の改正による新カリキュラムへの移行を行い、1年次学生（大学3期生）に適用した。学習成果の「広い視野を持ち、臨床検査技師に必要な専門性の高い知識と技術」のために1年次には基礎分野と専門基礎分野を学ぶ教育課程を編成し実施している。また、専門分野には、臨床検査技師がチーム医療の一員として質の高い医療を実践できることを目的に「チーム医療概論」を配置している。2年次では、総合的な病態解析能力を身につけるために専門基礎分野と関連する領域の専門分野の講義・実習を編成し実施している。3年次では、医療現場において実践的な技術と知識を習得し、チーム医療における臨床検査技師の役割を学び、学習成果の「倫理感をもって行動できる」「適切なコミュニケーション能力」を達成するために臨地実習を実施する。4年次では卒業研究で医療人としての研究的視点を獲得することを目指す。4年間通して卒業認定・学位授与の方針に対応する教育課程を編成している。

本学科では、単位の実質化を図るため、臨床検査学科のCAP制に関する内規に基づいて履修登録単位数の上限を定め、学生生活と履修の手引きで公表している（提出-1、p.30）。成績評価は科目ごとに評価基準がシラバスに明示されており、それに基づき実施している。授業内での小試験、発表、レポート、定期試験、授業への取り組み状況等を総合して成績評価を判定している。評価については、科目担当者の報告を受け、学科会議で確認し、厳格に適用している。

シラバス（提出-9）には、高知学園大学・高知学園短期大学・シラバス作成要領（備付-5①）に基づき、必要事項を明示している。教員の配置については、大学設置基準及び臨床検査技師学校養成所指定規則に基づき、専門分野の主要科目は教育内容を教授するのに必要な経歴、専門性、研究分野を考慮し、また、臨床検査技師免許取得後5年以上の実務経験を有した教員を配置している。教育課程については、日本臨床検査学教育協議会、日本臨床衛生検査技師会や臨床検査学教育に関連する学術団体等の動向を把握するとともに、医療及び生命科学の進歩や変遷、特に医師のタスク・シフト/シェアによる臨床検査技師の業務拡大に由来する教育内容の増加に注視し、定期的に学科会議で点検している（備付-89「臨床検査学科」）。

法令改正に伴い令和3年度に行ったカリキュラム改正（令和4年3月文部科学省承認）に従い、新規導入あるいは変更された授業科目に必要なソフト・ハード面での準備を行い、新カリキュラム体制の充実を行った（提出-1、p.20～26）。新カリキュラムは令和4年4月入学生（大学3期生）から施行されるため、改正された指定規則に則った授業科目への変更と新規導入科目に必要な機器備品の購入を行い新カリキュラム移行へ対応した。昨年度の新カリキュラム導入に伴い、卒業に必要な単位数が130単位以上から136単位以上に変更された（提出-1、p.20）。

高知学園大学

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。]

<現状>

高知学園大学では「広い教養」の習得を教育基本方針で定めている（提出-1）。この目的を達成するため、本学の教養・基礎科目の教育では、広い教養を身につけることによって、専門教育科目の理解と活用を促進するとともに、「社会的意義と役割を理解」することや「自ら学修上の問題に気付き、その原因を探求して克服しながら成長できる」こと、「課題を発見して分析し実践する力」の向上、さらに「キャリア教育」を通して社会に求められる教養ある人間を育成することを教育課程編成・実施の方針に示している。

教養・基礎科目の内容は、人間と文化の探求、現代社会の探求、自然科学の探求、地域と環境の探求、日本語科目、外国語科目、情報科目、キャリア形成科目、スポーツと健康の探求の区分から構成している。この多様な分野から教養・基礎科目を履修し、教員と学生及び学生同士のコミュニケーションを通して、現代社会における様々な事象の洞察力、グローバル化に対応できるための外国語と異文化の基礎的理解、活動に対する主体性と体力・精神力の向上を図る教育を実施している。このように、本学では大学設置基準第19条2に基づき、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための教育課程を編成している。なお、令和5年度における教養・基礎科目の科目数と担当教員の人数については、表Ⅱ-A-3-1の通りである。

教養・基礎科目を改善する際、全学的には教務委員会で、詳細については学科会議で討議を交えながら検討することとしている。教養・基礎科目の効果について、令和5年度は組織的な検討は実施していないものの、授業アンケートの結果を参考に授業内容や方法の工夫を試みている。

表Ⅱ-A-3-1 各学科における教養・基礎科目の科目数と担当教員数（令和3～5年度）

健康科学部	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	科目数	本学 教員	非常勤 講師	科目数	本学 教員	非常勤 講師	科目数	本学 教員	非常勤 講師
管理栄養学科	38	5	22	39	5	23	39	5	28
臨床検査学科	36	5	21	38	5	23	38	5	28

[注] 1. その年度に開講した科目数（21科目は同時開講）

2. 教養・基礎科目の科目数

[区分 基準Ⅱ-A-4 授与する学位分野ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

<現状>

高知学園大学では、教育上の目的を踏まえ、学校教育法施行規則第165条の2に基づき、入

学者受入れの方針を掲げ、学生募集要項（提出・5）や大学案内（提出・2）、ウェブサイト（提出・3「アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）」）等で示している。また学習成果を獲得するため、各学科ではその専門性に必要な方針を具体的に示している。このように、学校教育法施行規則第172条の2に基づいて積極的に公表している。

本学の教育科目は、各専門性の「知識と技術」を習得するためにいずれの学科でも学ぶ学生に共通して身につける能力は「熱心に学び、その成果を社会に貢献するために活用すること」である。また、習得した知識・技能を正しく活用して「最新の知見を導き出し、適切な判断を下す」学習成果が専門職者として求められる。そのためには「世界の変化や動向を分析し、進歩する知識と技術を求め続ける」ことができなければならない。さらに、これらを実現するためには、学習成果の「倫理的な観点に基づいて自ら行動する」ことが求められる。それゆえ、「新たな研究に挑戦する心を持つ」ことが重要である。その過程では、学習成果の「相互に理解し尊重し合いながら自分の役割を果たす」など、他者と協調し合いながら目標達成に向けて取り組むことも求められる。それゆえ、「人間関係を円滑に結ぶ」ことが重要な意味を持つ。

以上のことから、本学で「知識と技術」を習得するために必要な意識や姿勢で学生生活を送るためには、入学前の時点で「深く学び、人々の健康に貢献することを求めていること」「自己実現を目指していること」「強い意志を持っていること」「広い心を保ち高い理想を実現するために人々と協力し合うこと」が前提となる。このように、入学者受入れの方針は学習成果に対応しており、全ての学科においてもその獲得に必要な汎用的能力を示している。

入学前の学習成果の把握・評価については、各学科とも入学者選抜制度によって実施している。まず、総合型選抜入学試験は専願であり、各学科の入学者受入れの方針に適していることを受験生自らが保証し推薦するものである。入学者選抜では、大学入学希望理由書と調査書、小論文及び面接を通して、受験生の学習状況や学校生活の過ごし方、課外活動や社会活動等への取り組み、社会性を確認するとともに、専門分野に対する強い関心と社会へ貢献する意欲や明確な目標をもって計画的で継続的に学ぶ意欲等を総合的に評価している。

学校推薦型選抜入学試験（指定校制）では、文字通り指定校制による試験で専願となっている。高等学校もしくは中等教育学校（以下、「高等学校」と表記）で優秀な成績を修め、模範的な学校生活を送っていることに加え、本学で必要な適性を幅広い学力、社会性の面から確認するとともに、専門分野への強い関心を抱き、明確な目標をもって学ぶ意欲や計画的、継続的に学ぶ意欲を調査書や面接を通して評価し、入学者を選抜している。学校推薦型選抜入学試験（公募制）は、調査書や面接に加えて基礎学力検査を実施している。特に基本的な判断力や思考力、表現力及び社会性を評価するとともに、明確な目標をもって計画的で継続的に学ぶ意欲や姿勢を総合的に評価して入学者を選抜している。

一般入学試験では、受験生の学力を重視して試験を行っている。一般入学試験Aでは学力試験を課し、調査書と面接も踏まえ、一定の学力を評価するとともに、社会性や専門分野への関心、勉学の意欲等を総合的に評価して入学者を選抜している。一般入学試験Bでは小論文試験を課し、基礎学力を基盤とした論理力や応用力を評価するとともに、調査書や面接を通して社会性や勉学の意欲等を総合的に評価することによって入学者を選抜している。

また、大学入学共通テスト利用入学試験では、大学入学共通テストの結果に、面接と調査書も踏まえて専門分野を学ぶために必要な一定の基礎学力と勉学への意欲を評価すること

高知学園大学

によって入学者を選抜している。その他、社会人選考や留学生選考も実施している。

このように、本学の入学者受入れの方針は入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。また、高大接続の観点により、入学後に期待される学習成果と入学者受入れの方針を対応させながら、入学前に一定の基礎学力を有するとともに適切な学生生活を送ることができる社会性を身につけているかについて、選抜方法の特性に応じた選考基準を設定し、合否を判定している。この多様な選抜から入学前の学習成果の把握・評価を行い、公正かつ適正にそれぞれの選考基準を設定して、入学者選抜を実施している。以上の方針は、入学者選抜の概要として学生募集要項（提出-5）に明示して公表している。

授業料やその他の入学に必要な経費は、学生募集要項に明示している（提出-5）。入学試験・学生募集関係は学生支援課が事務局となり、教務課にはアドミッション・オフィス担当を配置している。受験の問い合わせに対しては、入試専用連絡先を学生募集要項に明示し、学生支援課が懇切丁寧に対応している（提出-5）。広報についても学生支援課を中心に、高知学園大学広報企画会議規程に基づいて活動を展開している。

本学の入学者受入れの方針はオープンキャンパスや大学説明会等を通じて受験生や保護者、高等学校教員等にも本方針の意味と根拠を説明している。また、高等学校関係者には高知学園短期大学と共同して、本学独自の説明会を高知県内3会場で開催し、全体への詳細な説明と個別の具体的な質疑応答を行っている。そこで聴取された意見を参考に学科会議や評議会、教授会で定期的に点検している。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、学習成果を獲得することによって、食と栄養の分野から健康で豊かな生活に貢献する人材を養成することを目指して入学者受入れの方針を示している。まず「基礎学力を持ち、謙虚な気持ちで学習に取り組む人」に関する方針は、学習成果の「専門的知識の適切な活用」と対応している。次に「社会貢献を目指す人」に関する方針は、学習成果の「適切な情報の発信」と対応している。また「健康で豊かな生活を心がけ実践している人」に関する方針は、学習成果の「課題解決」と対応している。さらに「主体的に学ぶために必要なコミュニケーション能力を有する人」に関する方針は、学習成果の「役割を果たす」能力と対応している。

以上の内容を示した入学者受入れの方針は、学生募集要項（提出-5、p.22～23）、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.8）、ウェブサイト（提出-3「アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）」）等で学内外に表明している。これらの内容は、進学相談会やオープンキャンパス等で受験者や保護者に、入試説明会では高等学校教員に周知を図っている。また、入学志願者、保護者、高等学校等からの問い合わせには学生支援課が中心となって対応しているが、学科に特化した情報や質問には管理栄養学科教員が対応している。

入学者選抜は、学生募集要項に示した多様な方法で入学希望者に対応している。すべての選考において、調査書等で入学前の学習成果の把握と評価と個人面接を実施し、入学者受入れの方針に明示している食や栄養についての関心や将来管理栄養士として社会貢献を目指す意欲、コミュニケーション能力を有していること等を評価基準としている。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、臨床検査の専門的職業人として実践力や研究能力を有し現代の医療に貢献できる人材を養成するために、入学者受入れの方針を大学案内（提出-2、p11）や学生募集要項（提出-5、p22）、ウェブサイト（提出-3「アドミッション・ポリシー」）に明示している。これらの方針は、卒業認定・学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針に基づく学習成果に対応している。

入学者の受入れ方針の「基礎学力を有し、学習意欲を継続できる人」、「生命にかかわる分野で社会貢献を目指す人」、「知識や技術を学ぶことに強い意志を持つ人」、「様々な人々とコミュニケーションをとることができる人」は、学習成果の「専門性の高い知識と技術」、「課題の解決のための適切な判断」、「専門的知識や技術の活用」、「臨床検査技師として求められる役割」とそれぞれ対応している。これらの方針と学習成果との結びつきは、進路説明会やオープンキャンパスで提示・説明を行っている。

入学者選抜は、一般入学試験、大学入学共通テスト利用入学試験、総合型選抜、推薦入学試験（指定校制、公募制）、その他、社会人選考や留学生選考を実施している。すべての選考において入学前の学習成果を厳格に評価し、特に個人面接では、臨床検査技師として社会に貢献したいという意欲や適切なコミュニケーション能力を有していることを評価基準としている。入学者選抜の概要については学生募集要項に明示している（提出-5）。

入学志願者、保護者、高等学校等からの問い合わせには、学生支援課が中心となって対応し、対応できない情報や質問は臨床検査学科教員が対応している。また、大学見学、個人相談を希望する受験者にも学生支援課、臨床検査学科教員が休日でも対応可能な体制を整えている。授業料やその他の入学に必要な経費については、学生募集要項（提出-5）に明記している。

【区分 基準Ⅱ-A-5 授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。】

<現状>

高知学園大学の学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に示す「専門性に関する知識や技術」を身につける専門適応力として「必要な知識と技術を身につけ、その内容と意義を説明する」こと（以下、「知識・技術」と表記）、「科学的根拠に基づいた判断による適切な実践力」を身につける汎用的能力として「最新の知見を導き出し、適切な判断を下す」こと（以下、「適切な判断」と表記）、「責任感と倫理観」を身につける汎用的能力として「倫理的な観点に基づいて自ら行動することができる」こと（以下、「自ら行動する」と表記）、また「多様な人々と協働し学び続ける力」を身につけるための総合的能力として「隣接・関連分野の人々からも意見を聞くことによって、相互に理解し尊重しあいながら自分の役割を果たす」こと（以下、「役割を果たす」と表記）を示している（提出-1）。専門的能力は専門職者に共通する必要事項である。汎用的能力も専門職者として不可欠な態度や行動等の内容である。また総合的能力は、専門的能力と汎用的能力の両面を備える能力であり、いずれも具体性がある。

以上の学習成果の獲得について、各種の免許や資格、国家試験受験資格に必要な知識や技

能を軸に、平和と友愛へ貢献するために正しく活用しようとする意欲や態度に関する人間性等が挙げられ、各学科で具体的に示している（提出-1）。最終的に、学習成果の達成を証明するものとして免許や資格等の取得が挙げられ、各学科では免許・資格取得に必要な科目を中心に教育課程を編成している。教育課程の各教育科目で求められる到達目標と評価方法はシラバスに明示され、学習成果は達成可能なものとなっている。各教育科目では半期あるいは通年にわたる各回の実施計画と評価方法についてもシラバスで明示していることから、一定期間内で獲得可能なものとなっている。

学習成果の測定について、「知識・技術」の専門的能力、及び「適切な判断」の汎用的能力に関する学習成果は教育課程の履修を中心に実施している。履修すべき科目と単位数は、大学設置基準第 19 条及び各種資格取得に関する法令等の規程に適用のものである。また、具体的な到達目標や測定方法と基準等についてはシラバスに示している。学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みとしては、定期試験、レポート、授業への取り組み状況さらには社会活動への取り組み状況等、多様な点を総合して評価している。学年が進行するにつれては、学外実習先からの評価も含まれるようになる。また、「自ら行動する」の汎用的能力や「役割を果たす」の総合的能力に関する学習成果については、教育課程の履修と学生対象の調査に加え、学生生活や社会活動における取り組み状況、面談等、各学科で質的データを中心に測定している。以上の学習成果は学生へフィードバックされ、学生の自己分析も推進している。

なお、授業への出席は全て行うことを前提に、欠席した場合はその分の補講を受けて学則に定めた学習時間を充たすよう、学生生活と履修の手引きに明記して指導している。その上で高知学園大学試験規程に基づいて成績評価を行っている。不合格者に対しては再試験を行うが、再試験までに事前に課題提出や補習で学習するよう指導している。それでも不合格の場合は次年度も学則に基づいて履修することとなる。

以上のことから、本学の学習成果は測定可能なシステムとなっている。学習成果の測定に関しては、学則（提出-4）第 34～第 36 条や教育基本方針に基づいてアセスメント・ポリシーを示し、学生生活と履修の手引き（提出-1）に表明し周知を図っている。また、その方針を達成するため、アセスメントプラン（備付-12）を策定して実行している。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科の学習成果は上記の三つの方針に対応しており、学生が獲得すべき能力は明確である。その達成を証明する主なものとして管理栄養士国家試験があり、その目的に沿って教育課程を編成している。シラバス（提出-9）に各教育科目の到達目標と評価方法・基準を示し、授業計画を半期あるいは通年にわたる各回の実施計画を具体的に明示し、学習成果は一定期間内で達成可能なものとなっている。

学習成果は、各教育科目でアセスメント・ポリシーに基づいた評価基準を設定し、アセスメントプラン（備付-12②）に基づいて教育活動を展開するよう取り組んでいる。令和 5 年度に輩出した第 1 期の卒業生に対しては、1 年次より各学年の学期末等に学習した分野について管理栄養士国家試験を想定した習熟度試験を行い、3 年生次には 2 回の全国模試を受験させ、それまでに獲得された学習成果を評価した。在学生に対しても継続して同様の教育活動を行っているが、引き続き管理栄養士国家試験合格率 100 パーセントを目指し、習熟度試

験の内容を精査したり、自主的な勉強会を推奨したりするなどしている。また、国家試験に向けての意識を学科全体で共有できるよう、異学年交流の機会も設けている。

なお、基礎学力が不足する学生に対する指導を徹底させることを目標に学科内に立ち上げた国家試験対策部会を継続し、定期的な補講や模擬試験を計画し学習成果の獲得を保障するよう支援している。また、本学科において取得可能な免許である栄養教諭及び家庭科教員採用試験受験率と教員採用試験の1次合格者及び2次合格者数を増やすための支援対策もあわせて実施している（以上、備付-89「管理栄養学科」）。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科の学習成果は、「学生生活と履修の手引き」（提出-1、p.19）及び大学案内（提出-2、p.11）に具体的に明記しており、一定期間内で獲得が可能である。分野は基礎（38科目）、専門基礎（30科目）、専門（44科目）からなり、学習成果の「臨床検査の知識と技術及び意義の獲得」、「検査情報の収集及び分析評価能力」、「医療従事者としての倫理観の獲得」、「適切なコミュニケーション力」の達成に重要な講義、演習、実習を1～4年次に体系的に配置している。学生の主体的な学習を促すために、シラバス（提出-9）に各教科で授業時間外に必要な学習内容と時間を設定し、さらに1年間の履修登録単位数の上限を定めたCAP制（提出-1、p.30）も導入している。学習成果の測定はシラバスの評価方法・基準に沿って行っており、十分機能している。

臨床検査技師免許は法律に定められた国家資格であることから、本免許の取得は社会的に通用性がある学習成果の評定となる。

【区分 基準Ⅱ-A-6 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】

<現状>

高知学園大学における学習成果の測定としては、各学科の専門性に基づいたデータが中心となっている。具体的には、直接的な評価として試験やレポート、授業への取り組み等が挙げられ、各教育科目に示した到達目標の状況を測定している。その指標は、高知学園大学におけるグレート・ポイント・アベレージに関する規程に基づいてGPAによる評価を導入し、その分布状況を分析している（備付-16）。

また、単位取得率に関わるデータは、学科会議の点検を経て、内容によっては評議会で審議することもある。令和5年度には第1期生が卒業したことから、データがそろい次第、学位取得率、免許・資格の取得率及び国家試験の合格率について点検し、当該学科の教育指導体制や教育課程の見直し等を点検することとしている。間接的な評価としては、学生による授業アンケートも挙げられる。授業アンケートは成績評価とは独立して学生自身がどのように認識し、どのような価値観を抱いたかなど、授業を通じた経験や関与を評価する上で意義がある。

卒業後の学習成果に関しては、第1期生が卒業した後に速やかに実施できるよう、全学科で進路先の雇用者に卒業生の取り組み状況を聴取し、その内容を学習成果の分析に活用する

体制を準備している。

本学で組織的なインターンシップは行っていないが、インターンシップに類似する取り組みとして学外実習の評価も学習成果を分析する上で活用する必要がある。また、卒業率、就職率は学習成果を獲得したことを証明するものであることから、学科や就職委員会等で点検することとしている。さらに、在籍率は、特に休退学者の状況を教授会・評議会で学習成果獲得の指標として把握し分析している（提出-24；備付-88）。

以上の学習成果に関するデータは、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づいて順次ウェブサイト等で公表することとしている。学習成果の評価は、FD 委員会を中心に各種委員会や学科会議で点検し、評議会では内部質保証を高める議論を通じて検証し、最終的には教授会で共有している。学習成果を適切に進めるため、高知学園大学アセスメントプラン（備付-12①）も策定している。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科における学習成果の測定は、GPA にて経時的に評価している。管理栄養学科における CAP 制に関する内規において、GPA が 2.5 以上であった学生に対しては、CAP 制で定める上限の年間 48 単位を超えた履修を可能としている。本学科で測定された学習成果の中で、GPA の測定結果やその推移に関する情報は高知学園大学・高知学園短期大学 GPA 分布一覧（備付-16）で示している。

本学科では、管理栄養士国家試験対策の一環として実施する習熟度試験（担当教員が問題を作成；2~4 年次）や模擬試験（管理栄養士国家試験対策を専門とする民間業者を活用；3~4 年次）を実施し、それらの結果を分析することで学習成果獲得状況の測定として活用している。また、管理栄養士国家試験の合格率や栄養教諭及び中学校・高等学校教員免許状（家庭科）取得率も同様に活用する。令和 5 年度では高知学園大学の第 1 期生が卒業年度となり、管理栄養士国家試験受験資格要件を満たした 36 名が受験し、27 名が合格した（合格率 75 パーセント）。また、栄養教諭一種免許状を 13 名、中学校教諭一種免許状（家庭）を 8 名、高等学校教諭一種免許状（家庭）を 8 名が取得した。

健康科学部臨床検査学科

シラバスには授業の目的、達成目標、評価方法・基準等が明記されている。各科目の学習成果は、この評価方法・基準に沿って評価されている。成績評価については「GPA (Grade Point Average)」制度を導入しており、評価された各科目の成績から GPA を算出することで学習成果を厳格・厳正に測定することができる（備付-16）。個々の学生の成績、単位取得率等の情報は学科会議で全教員に共有され、個別指導につながっている（備付-89「臨床検査学科」）。また、主に担任・副担任となっている教員が学生と定期的に面談し指導を行っている。

臨床検査学科では在学中に取得できる資格取得を推進している。バイオ技術者、遺伝子分析科学認定士、健康食品管理士、医療情報技師の認定試験に積極的に取り組むよう指導し、合格率を上げるための特別授業も行っている。バイオ技術者認定試験では、中級に 2 年生 39 名受験中 16 名合格（41 パーセント）、上級に学内学生の受験はなかった。遺伝子分析科学認定士（初級）には 4 年生が 1 名受験、健康食品管理士認定試験には 4 年生 10 名が受験し

高知学園大学

どちらも全員合格した。医療情報技師試験は4名受験したが合格者はなかった。また、日赤救急救命員の資格を1年生17名、2年生8名、4年生4名の計29名が取得した。

授業アンケートは、前期、後期に定期的、全学的に実施しており、その評価内容は、「授業内容についての評価」、「教員の授業方法についての評価」、「学生自身の取組についての評価」である。評価段階は5段階評価となっている。これらは科目ごとに学習成果に対応しながら量的及び質的に測定している（備付-19）。科目担当教員は、授業アンケートに対する自己分析を報告し、授業の改善を行っている。授業アンケートに関する調査研究の結果（備付-19）は、学生生活全般を量的に測定しており、集約的な分析ができています。

〔区分 基準Ⅱ-A-7 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕

＜現状＞

高知学園大学では、令和5年度に第1期生を輩出した。令和6年度には卒業後評価を実施する予定である。本学各学科の専門性に基づくと、各学外実習先が卒業生の就職先になることも多いと予想される。そのため、就職を担当する事務局学生支援課による訪問に加え、各学科も学外実習期間中の実習訪問先や学外実習の反省会・懇談会等、さらには関連団体との会議、社会活動等を利用して卒業生の評価を聴取している。以上の方法はアセスメントプランに基づいて進めるとともに、その結果を就職委員会や学科会議等を通して共有し、授業やオリエンテーションの改善、及び教育課程の見直しの参考にするなど、学習成果の点検に活用することとしている。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では令和5年度に完成年度を迎え大学設置後初めての卒業生を輩出した。卒業生の多くは、病院、高齢者施設、給食受託会社、保育園等の管理栄養士または栄養士として就職した（備付27）。また、高知県の小中学校の臨時栄養教諭や中学校もしくは高等学校の臨時教員（家庭）の他、一般企業等幅広い分野で、そのほとんどが高知県内に就職した。卒業後の評価は、1期生を輩出した令和6年度より本格的に行っていくことになるが、これまでの短大時の卒業生については、臨地実習でお世話になっている病院や施設に卒業生がいる場合においては巡回指導時に、実習先に評価を聴取したり、公益社団法人高知県栄養士会を通じて会員からの情報や研修会等や就職委員が求人に関して病院・施設・給食受託会社から訪問を受けた場合に卒業生が就職している場合には、卒業生の評価を聴取したりしている。また、卒業生が学科で開催している公開講座である「管理栄養士国家試験対策講座」に参加することや自ら直接学科内の教員と連絡をとり、状況を聞く場合もみうけられる。

大学の卒業生に関しても卒業生の情報に関する聴取内容は、学科内で共有し、本学科の教育活動へ反映する仕組みについて、学習成果や三つの方針との関連を吟味しながら、学科で検討している。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、令和6年3月に第1期生54名が卒業した。卒業後評価は実施してい

ないが、学生の進学及び就職先は把握しており、今後卒業後評価への取り組みを行う予定である。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

本学では GPA の経年的分析が進みつつある。ただし、CAP 制との関係も含め、単位制度の実質化についても検討することに課題を残している。教育課程編成・実施の方針に示した「主体的に問題解決に取り組む教育」に適した水準を実現する上で適切な履修状況を整備することが課題である。各教員は、学生に対して、シラバスに記載した目的・目標等を着実に実現できるよう工夫をしていかなければならない。

また、本学では令和 5 年度をもって第 1 期生を輩出した。それゆえ、令和 6 年度は入学者受入れの方針について点検し、高等学校関係者の意見も聴取してその適正を分析しなければならない。また、高大接続をより円滑に進めることも必要であり、大学入学者選抜実施要項に基づき学生募集方法の見直しを含めて検討することが課題である。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、学期毎のオリエンテーションで在學生にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アセスメント・ポリシーを達成することや専門職の資格取得に向けて学習するよう指導している。しかし、十分とは言い難い。指導に際しては学生生活と履修の手引き（提出・1）を使用しているが、すべての学生の理解につながる詳細な説明が求められる。また、シラバスについても十分に活用できていない学生が見受けられるため、今後の指導については個別での対応について検討が必要である。

また、期末試験終了後に学生に配付される成績通知書に記載された内容や GPA の取得に基づいて個別面談を実施し、学生に合わせた学習指導を継続的に行っている。しかし、一部の学生については学習意欲の著しい低下が認められ、その状況を効果的に改善することが難しい状況が発生している。このような学生に対しては、個別面談等を通じて学生や保護者と共に改善策を模索し、学科としての対応方針を提示するなどの対応を行っているが、今後に向けてはより効果的な指導が実践できる体制づくりが急務である。

国家試験についても令和 5 年度が本学科の受験生として初年度ということもあり、学生に対する指導体制等も含めて多くの点で改善の必要性が認められた。初年度の経験を踏まえて、次年度以降は国家試験対策における学生の充足度を高めながら、目覚ましい成果が得られるような有機的な体制の早期に構築する。そして、構築した体制に基づき学科教員全体で精力的に学生を指導することを徹底し、管理栄養国家試験の合格率 100 パーセント達成に向けて努めていく。

定員充足については、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの見直しを図りながら、オープンキャンパス等を通じて学外に向けて学科の特色を周知することで、定員数を安定的に確保していく。

健康科学部臨床検査学科

三つのポリシーについては、学内オリエンテーションの際に在學生へ説明し、その意図を

高知学園大学

わかりやすく工夫して明示している。しかしながら、真に理解しているとは必ずしもいえない。引き続き、オリエンテーション等を活用して、周知活動を行う。

本学では、担任制を採用して学生に対して細やかな対応・支援を実施している。担任による面談も実施され、その際に GPA を用いて学習成果の獲得状況を評価している。GPA が低値で支援が必要な場合は更なるヒアリングを実施しているが、学生のモチベーション低下に起因する学業不振は大きな課題である。充実した教育課程のために、有効な指導及び支援を強化していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

- 1 学生生活と履修の手引き
- 2 大学案内 2024 [令和 6 (2024) 年度]
- 4 学則
- 5 学生募集要項 2024 [令和 6 (2024) 年度]
- 9 シラバス
- 10 行事予定表
- 11 時間割表

備付資料

- 9 ウェブサイト
「ポータルサイト」
- 13 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する書類
 - ①新型コロナウイルス感染拡大防止対策について Ver.7 (学生用) (教員用)
 - ②新型コロナウイルス感染拡大防止対策に基づく受講に関する方針
- 16 GPA 分布一覧
- 19 授業アンケートに関する資料
 - ①授業アンケート結果集計資料
 - ②授業アンケート (質問項目)
 - ③授業アンケートに対する自己分析の報告資料
- 22 臨床検査学科キャリア形成事業アンケート結果
- 24 合格者への配付資料一式
- 25 オリエンテーション資料一式
- 28 授業参観に関する資料
 - ①授業参観 (目的)
 - ②授業参観アンケート
 - ③事後検討会報告書
 - ④授業改善計画報告書
- 30 図書館利用案内 (らぶつく+)
- 31 パスファインダー
- 37 天神祭
- 38 学園祭実行委員会資料
- 58 学外研修に関する資料
 - ①学外研修受講報告書
- 64 図書館に関する資料
- 66 実験室安全のためのマニュアル
- 89 各学科会議議事録

【区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。】

＜現状＞

高知学園大学では、学習成果の獲得に向けた責任を果たすため、教員は卒業認定・学位授与の方針に示した「専門性に関する知識や技術」「科学的根拠に基づいた判断による適切な実践力」「責任感と倫理観」「学び続ける力」の獲得を基準として学習成果を評価している（提出-2）。その指標は全学及び各学科のアセスメント・ポリシー（提出-1）に基づき、各科目の到達目標をシラバス（提出-9）に記載して、具体的な学習成果を授業で説明するとともに、その基準に照らして評価を行っている。それゆえ、卒業認定・学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。

学生の学習成果については、担当教員だけでなく、その状況を教務課で取りまとめてクラス担任と学科長へ報告している。学科会議でその情報を共有するとともに、検討の必要性がある場合は課題発見や改善計画を策定するなど、学習成果の獲得状況を適切に把握している。卒業判定については、まず各学科で各卒業予定者の単位修得状況を軸に学習成果の獲得状況を確認し、その結果を評議会で審議し、さらに教授会で卒業判定を行うことで状況を確実に把握することとしている。

授業評価についても、前期、後期の各授業終了後に学生による授業アンケートを実施し（備付-19②）、学生から授業評価を受け、その内容を吟味するとともに、集計された内容について自己分析を行い、その内容と改善計画を教務課へ文書で報告している（備付-19①③）。具体的には、まず各授業の最終回終了後にポータルサイトから学生が授業アンケートに回答し、担当教員が授業評価を学生側から受けている。担当事務局である教務課は、学生による各授業科目の評価結果を取りまとめて各担当教員へ報告する。専任教員は、授業アンケートの結果に基づいて自己分析を行いながら点検を進め、その概要を報告書にまとめて教務課へ提出することとなっている。学長や教務部長、学科長は、全科目の授業アンケート集計結果（備付-19①）や自己分析の内容を確認したり、教員同士も参考にしたりしながら改善を図っている。さらに、教職員だけでなく学生も授業アンケートの結果を教務課で閲覧することができることとしている。

また、FD委員会では授業アンケートの結果を総合的に吟味し、全学及び学科の課題を具体化するよう取り組むようにしている。このように、教員は学生による授業評価の結果を十分に認識している。複数教員で担当する授業や関連性・発展性のある授業においては、学科会議を中心に授業担当者間で教育課程編成・実施の方針に基づいた役割を確認したり見直したりするなど、意思の疎通、協力・調整を図っている。

FD活動について、本学は四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）に加盟し、研修プログラムに参加して教育力の開発と向上に努めている。学内でも、毎年度FDに関する研修会を実施している。

各学科では、学科長とクラス担任を中心に、各期の教育目的・目標の達成状況を把握し、確立した教育目的・目標に向かって教育活動に取り組んでいる。例年は、前年度に授業参観を担当した教員が、そこから改善した取り組みを公開授業として実践することとしている（備付-28）。令和4年度は感染防止のため実施できていなかった授業参観については、令和5年度は新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類となったものの、すぐには感染防止が解除できる状況ではなく前期は実施できなかったが、後期から再開した。

高知学園大学

また、教育目的・到達目標を達成できず再履修を要する学生がいる場合は、学科の教員が確実に把握し、担当教員やクラス担任教員が個別指導計画を検討している。このように、教員は各学生の内容を十分に把握し、履修及び卒業に向けた指導を行うなど、各学科の学習成果の獲得に向けて責任を果たすよう努めている。

学習成果の獲得に向けた事務職員の責任についても、就学指導や就職支援等において学生の抱える問題点や学習成果を知り得るなど、所属部署の職務を通じて学習成果の獲得状況を認識している。学生の成績は、学校教育法施行規則第 28 条及び高知学園文書保存規程に基づき、教務課で適切に保管している。教務課は授業科目の履修登録等の就学指導や学生の成績処理、Web シラバスの編集等教務全般の職務を通じて、直接的もしくは間接的に学生と係わりながら学習成果の獲得状況を認識することができている。

学生支援課は、キャリア教育の企画立案、キャリアセンターの業務等や悩みがあればカウンセリングの窓口として受け入れを行い、学習意欲を喚起させるよう助言し、また、学生と関わりながら教育目的や学習成果獲得状況を把握し、就職活動のサポート等、卒業に至るまで支援することとしている。

その他、庶務課及び図書課の職員も教授会への出席や各種委員会の構成員及び事務局を担当しており、学生に関する情報を得ながら学習成果を認識し、学生に対して履修及び将来の卒業に至る学生支援に努めている。このように、事務職員も就学指導や就職支援等を通して、学生に入学時の学習意欲を喚起させるよう助言しながら、学習成果の向上に貢献する体制を整備している。同時に、各学科の教育目的や学習成果の獲得状況を把握し、認識することに努めている。

SD活動についても、本学では高知学園大学スタッフ・ディベロップメント (SD) 委員会規程 (以下、「SD委員会規程」と表記) を定め、その規程に基づいてSD委員会を設置し、適切に行っている。特に、SPOD等が実施する研修会を中心に活動するなど、大学設置基準第 42条の3に基づいてSD活動を実施することとしている。

本学の図書館には専任職員2名 (司書2名)、非常勤職員1名の計3名が配置され、高知学園大学図書館規則に基づき、高知学園短期大学との共有施設として学生の学習成果の向上のために支援を行っている。また、教職員全体で学生の図書館の利便性を向上させるよう配慮している。本学では高知学園大学図書館運営委員会規程に基づいて図書館運営委員会を開催し、各学科からの図書館への要望を検討し、図書館活動を審議し推進している。教員・学生からの購入希望を含む全ての図書館購入図書は図書館運営委員会において選書している (電子書籍を含む)。

図書館内では、蔵書検索用専用端末 (パソコン) を1台配置しており、館内にある他の16台のパソコンからも蔵書検索ができる。また、インターネットを通じて、各研究室や学生用のパソコン実習室等のパソコンはもちろん、家庭のパソコンや携帯電話からも蔵書検索は可能である。検索の仕方は、図書館利用案内 (備付-30) や学生生活と履修の手引き (提出-1)、パソコン内にある図書館利用案内 (ファイル) 等で周知を図っている。利用者からの質問に対しては図書課事務職員が端末を操作しながら口頭での説明も行っている。

資料の貸出・返却のほか、他大学との相互協力業務 (Inter - Library - Loan : ILL) 等の図書館業務は、図書館業務システムにより電算化されている。現在の図書館システムでは、学生、教職員各自の貸出情報等の確認や文献複写依頼も可能な My Library が稼働し、より利

用者の利便性が高まっている。

教育・研究に活用するために、CiNii Research、JDreamⅢ、医中誌 Web 等、各種データベースを導入している（備付-31）。これらの使用についての説明は入学時のオリエンテーションだけでなく、要望に応じて随時行っている。また、臨床検査学科 4 年生を対象に、医中誌 Web 等の検索方法と図書・論文の入手方法について、オリエンテーションをおこなっている。こうしたオリエンテーションは図書館で利用できるデータベースを周知するとともに、日常の学習やレポート作成、研究や論文作成にあたって、学術論文等のデータベースを効果的に活用できるための支援となっている。

国内外教育研究機関との学術情報相互提供システムについては、国立情報学研究所の NACSIS-CAT、NACSIS-ILL により他大学との相互利用を実施している。また、高知学園短期大学図書館と高知県立図書館は相互協力に関する協定を締結しており、共有施設である本学としても高知県立図書館協力貸出サービスの対象館であるため、高知県内の公共図書館、大学図書館の本を無料で取り寄せることが可能である。

短期大学を含む過去 3 年間の学外からの図書借り受け冊数は、令和 3 年度 6 冊、令和 4 年度 9 冊、令和 5 年度 10 冊であった。また、学外からの文献複写取寄件数は、令和 3 年度 113 件、令和 4 年度 81 件、令和 5 年度 118 件であった。また、令和元年度から継続して国立国会図書館による「図書館向けデジタル化資料送信サービス」対象館となっている。

図書の貸出期間は3週間であり、貸出冊数の制限は設けていない。夏期休業中等には、長期貸出を行い、学外実習期間中には8冊に限り貸出期間を延長するなど、利便性の向上に努めている。新着雑誌、製本済雑誌、視聴覚資料、参考図書等は一般図書とは別置して、利用の便を図っている。また、館内に新着図書コーナーを設けて、新しく購入した本を学生や教職員の目に触れるようにしている。図書館報「らぶつく」に掲載されている学生及び教職員の書評も書籍とともに展示し、学生や教職員の読書体験を共有することを通じて学生の読書を奨励している。

令和5年度前期放送のNHK連続テレビ小説「らんまん」のモデルとなった牧野富太郎博士にちなみ、牧野博士と本学との関わりについて、本学図書館が所蔵する牧野博士の著書及び関連する著書等資料の展示を行った。また、アンパンマン誕生50周年及び令和7年度前期放送予定の連続テレビ小説「あんぱん」製作決定にちなみ、やなせたかし氏の著書等所蔵資料を展示した。なお、やなせたかし氏は高知学園名誉学園長である。

その他にも図書館の資料と利用者とを結ぶ一助となるよう、七夕やハロウィン、クリスマス等、季節行事に合わせて、適宜資料の展示を行った。教員も図書館や情報機器に関して学科内で検討し、成果を全学的な議論に反映させている。寄せられた意見・要望も高知学園大学図書館運営委員会で検討し、図書館の活動や情報機器の整備に役立てている。令和3年度からは、「直木賞」「芥川賞」「本屋大賞」受賞作を1階閲覧室近くに配架して学生の目に触れるようにしたこともあり、文学作品の貸出が増加した。また、1階入り口付近には「レポートの書き方」に関する本を配架して、学生の学習の支援を行った。

技術的資源について、本学では全教職員に 1 台の PC を貸与し、Microsoft 365 アカウント（Office 365 A3）を割り当てている。学内の委員会等でのグループ（メーリングリスト）の活用、オンラインでの教授会等の Teams のビデオ会議の実施、ファイル共有による迅速な感染症発症者の集計等、校務の様々な場面でこれらの資源を活用している。また、ブラウ

ザでアクセス可能なポータルサイトは、相互にやり取りの必要がない連絡等で日常的に活用されている。

教員は、授業においても、Teams で資料配布や課題提出を行うなど、技術的資源を効果的に活用している他、感染症などによる特別な配慮が必要な学生に対しても、ビデオ会議を活用する等して、学生の学習を継続させるために尽力している。これらを実施する過程で、必要なスキルを身につけることによって、コンピュータ利用技術の向上が図られている。

学生のネットワークやコンピュータ活用を促進するため、パソコン実習室は授業で使用されていない時間帯は開放されており、自由に学生が PC やネット環境を利用することができる。また、図書館にも 16 台の PC が設置されており、これらの機器は、調査やレポート、プレゼンテーション資料作成等で幅広く活用されている。学生がこれらの設備を十分活用するため、コンピュータ・リテラシーを主な目的とした科目を教養教育科目や基礎分野として開講している（表Ⅱ-B-1-1）。

表 Ⅱ-B-1-1 各学科のコンピュータ・リテラシー科目

学科・専攻	科目名	区分
管理栄養学科	情報機器の活用と発信	教養・基礎科目
	情報機器とプレゼンテーション	教養・基礎科目
	情報倫理	教養・基礎科目
臨床検査学科	情報機器の活用と発信	教養・基礎科目
	情報機器とプレゼンテーション	教養・基礎科目
	情報倫理	教養・基礎科目

これらの科目を通じて、情報担当教員で学習内容について検討し、OneDrive を利用したネットワーク上での安全なファイル管理や設定方法を継続的に指導している。この結果、USB ドライブの使用はかなり減少しており、これに伴って忘れ物や紛失の問題についても大幅に改善している。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、管理栄養士育成に力点を置いているが、その基底には豊かな人間性の涵養がある。その意識を堅持しつつ、食と栄養を通して、人々の健康に貢献するために、医療や社会の様々なニーズに対応できる社会人の育成につながる教育を行っている。そこで、「食・栄養に関わる専門的知識」「適切な情報発信」「課題解決能力」「コミュニケーション力」の獲得を基準として、授業の目的と到達目標をシラバス（提出-9）で明示し、卒業認定・学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。

教員は、各科目のシラバスで示した成績評価基準により学成果の獲得状況を評価している。また、本学科は管理栄養士国家試験受験資格だけでなく、栄養教諭一種免許並びに中・高等学校教員免許（家庭）取得も可能である。そのため、履修単位数が多く、履修方法も複

雑であることから、毎学期ごと、特に毎年度初めに詳細な履修登録のガイダンスを実施している。

クラス担任及び副担任が中心となって学生個々の履修状況を定期的に学生と確認し、検討の必要がある場合は学科会議等で情報共有し、学習成果の獲得状況を適切に把握している。また、クラス担任及び副担任は学生からの欠席連絡や必要に応じて電子メールやポータルサイト、電話を通じて学生と連絡を取り、授業担当教員も含めた教員間で共有した授業への取り組み姿勢や理解度、出席状況等を把握している。その上で適宜個別面談や保護者面談を行っている。このように、学生の不安なことや生活面での心配事等も気軽に相談できる関係性を構築し、学生の履修及び卒業と資格取得に向けた指導を行っている。

教員は、学生による授業アンケートの集計結果(備付-19①)を自己分析(備付-19③)し、学習意欲の向上につながる授業や教育方法の改善に取り組んでいる。また、全学で計画されている教員による授業参観は、学外研修受講報告書(備付-58①)等で収集した情報等を共有し、授業担当者間での意思の疎通や協力調整等を図り、授業改善に活用している。さらに、事業計画に基づいて定期的に教育目的の達成状況を把握し、そこでの評価に基づいて教育目的の達成をさらに高めるよう教育活動に取り組んでいる。

また、論文の書き方、管理栄養士国家試験、教員採用試験に関連する書籍を図書館で重点的に整備し、図書館の利便性を向上させてきている。

本学科では、教員1名、各クラス2名の学生が図書館運営委員を担当し、学生の図書館利用を促進することに努めている。実習内でのレポート課題では、図書館の資料を使用するよう積極的に促し、教員は学生の学習向上のために支援を行っている。

書籍についても、授業、卒業研究、管理栄養士国家試験及び教員採用試験の受験に関連する書籍を図書館で重点的に整備し、図書館の利便性を向上させている。

また、管理栄養学科教員は、講義内容について学生の理解促進を目的としてコンピュータを活用した授業を展開している。教科書に示された内容のみでは十分に理解すること、またはイメージすることが難しいと思われる箇所については補足する資料や図等を教員が独自に作成し、授業内でスライドとして提示する。

また、Microsoft 365の機能であるTeamsやOneDriveを活用し、授業に使用した資料をクラウド上にて受講学生を対象に常時公開することで自宅等での学習をサポートしている事例が認められる。加えて、Microsoft 365の機能であるFormsを活用することで確認問題を作成し、Forms内にて学生問題を解いてもらうことで学習状況の把握する活用事例もある。大学運営については、学科教員が所属する各種委員会等の求めに応じてTeamsにて会議に参加している。

さらに、学生のコンピュータ能力の向上と利用促進に貢献するため、管理栄養学科ではWord等を使用したレポートの提出を促している。また、実習等の成果を発表する際にはPowerPointを活用したスライドの作成を標準化し、学生のプレゼンテーション能力とコンピュータを活用できる能力の二つの能力を同時に向上できる機会の創出に努めている。また、作成したデジタルデータをTeamsの機能を介して提出を求める教員の事例も認められる。学生は自宅のコンピュータに加えて、大学で全学生が共用で使用できるコンピュータを活用し、課題等の作成を行っている。大学内での共用コンピュータの使用は、学内の情報管理担当教員が適切に監視している。加えて、コンピュータ・リテラシーを主な目的とした科目を

教養・基礎科目分野で開講しており、当該科目が選択科目に該当する場合でも学生に積極的に受講するように指導している。

コンピュータの利用技術については、管理栄養学科教員が独自に研鑽することで自身の能力の向上を図っている。特に本学に導入されている Microsoft 365 については多様な機能を有しているので、情報科目担当教員や情報管理職員に適宜相談することで有効な活用法について常に模索している。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科の教員はすべての授業について、授業の目的や到達目標、授業計画、成績評価法をシラバス（提出-9）に記載して学生に明示している。教員は卒業認定・学位授与の方針と対応した成績評価基準により学習成果を評価している。各教員は授業・実習における学生の取り組み態度・反応やリフレクションシート、レポート、小テスト、質問・意見・感想カード等により授業内容の理解度を確認し、学習成果の獲得状況を把握している。学生の状況によっては、クラス担任及び副担任が個別面談を行い到達目標に達するために必要な学習を具体的な例を示し促している。複数の教員で実施される授業や実習では、教員間での連絡、意見交換、協力が行われている。

教員は毎学期末に行われる授業アンケートの結果（備付-19①）を受け、授業の改善すべき点等を自己分析したり（備付-19③）、教員相互の授業参観を行ったり、授業参観後の事後検討会にて参観者からのコメントを参考に次年度の授業計画に反映し授業改善に努めている。また教員は FD 研修会に参加することで、新しい教育手法等を学び、授業改善に活用している。

本学科では、各学年クラス担任・副担任を構えており、担任団を中心に個々の学生の学修達成状況（備付-16）、出席状況や学生の問題、生活状況等を把握し、問題を抱える学生情報は学科会議にて共有し、連携して学生指導を行っている（備付-89「臨床検査学科」）。さらに必要がある場合には個人面談や保護者を交えた面談を行っている。また生活や心理的、身体的な問題を抱える学生については学生支援課やキャリアセンター、医務室職員、学科長と相談しつつ学生一人一人に対応し教員はその責務を果たしている。

本学科では、学習成果の獲得に向けて、教員は図書館等の施設設備及び学内 LAN 等の技術基盤を有効に活用している。教員は図書館運営委員会を中心に図書館の利便性の向上のため、書籍や学術雑誌の選書審議等に参加している。教員は日常的に研究資料や講義資料の作成のため、図書館所蔵の書籍やインターネットを介して情報収集を行っている。また学生に対しては入学時より図書館の活用法を身につけてもらい、情報端末やインターネットを活用する授業を開講している。さらに、学生はレポートや課題学習、卒業研究において蔵書やインターネットを活用して国内外の資料・情報収集のため利用している（備付-64）。

大学からの連絡及び講義に関する教務連絡には、教員はポータルサイト（備付-9）を使用して学生に連絡・情報交換を行っている。各学年の担任団は学生からの欠席連絡を取りまとめ、電子メールで学科内教員に報告することで当該学生の学習成果の獲得に向けた補講・課題の設定に活用している。教員は Teams により各学生からの質問や連絡、学科運営、講義・実習運営及び臨地実習施設とのリモート会議やオンライン開催の講習会、学術集会総会への参加においても活用している。

〔区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。〕

＜現状＞

高知学園大学では、入学までに望まれる学習レベルを入学者受入れの方針へ明記し、学生募集要項（提出-5）等で積極的に公開している。入学予定者を対象に、入学に対する心構えと入学直後に始まる学びの内容、そのために準備すべき学習課題を提示することで、円滑な高大接続を目指し、学習への動機づけを高めるよう取り組んでいる（備付-24）。

4月初めに行われる新入生に対する大学全体のオリエンテーションでは、学生生活と履修の手引き（提出-1）に基づいて大学における学習方法と科目履修、選択等についての説明を行っている（備付-25）。全体による説明後は学科別にオリエンテーションを行い、専門性に基づいた学習方法や教育課程の意義、資格取得に関する事項、学生生活のあり方等を具体的に説明している。また、授業開始の約1週間は、学生の登校前から教職員が交代でキャンパス内外に点在し、新入生が慣れないキャンパス内で迷うことのないよう支援している。

在学生に対しても、全学的には2月上旬と3月下旬にオリエンテーションを行い、これまでに獲得した学習成果に基づいて今後の目標と課題を具体的に説明し、学習に対する動機づけを高めることとしている。さらに、各学科ではより専門性に特化したオリエンテーションを交えながら、学生が翌年度の学習を円滑に始めることができるよう取り組んでいる。

学習支援のための印刷物としては、学生生活と履修の手引き、行事予定表（提出-10）や時間割表（提出-11）、実験室安全のためのマニュアル（備付-66）を発行・配布し、シラバス（提出-9）はポータルサイトから閲覧可能としており、オリエンテーションや授業で説明する際に利用している。学習支援で重要な内容や日常の連絡事項については、ポータルサイトや学内掲示、印刷物やMicrosoft 365等を利用して学生への周知徹底を図っている。

基礎学力が不足すると思われる学生に対しては、授業の工夫のほか、教員が授業時間外に補習を実施したり自学自習用の課題を提供したりして学習成果の獲得を図っている。また、学習上の悩みや不安がある場合には、クラス担任を中心に各学科、学生支援課を軸に事務局各課で相談にのるとともに、産業カウンセラー等資格を有する複数の教職員とも連携しながら、適切な指導助言を行っている。その悩みの状況に応じては、カウンセリング委員会が対応することもある。他方、学習成果の進度の早い学生や優秀な学生に対して、各学科でCAP制の内規第3条に基づき配慮しているほか、学生の希望に応じて各科目担当教員が個別に対応している。

留学生の受入れに関しては、高知学園大学外国人留学生規程に基づいて受け入れることとしている。受入れに当たっては外国人留学生入学試験を制度化して対応している（提出-5）。また、高知学園大学外国人留学生授業料減免規程も整備して経済的負担を軽減し、学習効果を一層高めることができるよう配慮している。なお、留学生の派遣について組織的に特別な対応は行っていないものの、留学の案内があれば、その都度掲示を通して学生へ周知している。

FD委員会では、授業アンケートやGPAの分布状況等（備付-16）に基づいて考察し、全学及び各学科における学習支援方策を点検している。また、進路決定状況や国家試験合格状況も学習成果の達成状況を把握する指標として位置づけ、第1期生卒業後には点検すること

としている。

なお、本学では編入学の制度は定めていないが、転入学や再入学に対しては高知学園大学再入学、転入学規程を定めて対応することとしている。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、学内外で大学説明会やオープンキャンパスを開催し、大学案内（提出-2）や学生募集要項（提出-5）等を利用しながら本学科の教育目的や教育課程の周知を図っている。その上で、新入生には特に、学習成果の獲得が円滑に行えるよう、入学後にオリエンテーションの日を設定して学習の動機づけや心構え、上級生との交流を行っている。

また、本学科は学習成果の獲得に向けて、入学時に全学及び学科のオリエンテーションを、学期ごとには学科のオリエンテーションを行っている。オリエンテーションでは、本学科が示す学習成果獲得に向けた学習の方法や心構え、科目の選択と履修について、学生生活と履修の手引き（提出-1）やシラバス（提出-9）、時間割表（提出-11）を活用しながら具体的に説明している。さらに、クラス担任・副担任による個人面談や必要に応じて保護者を交えた三者面談を行い、学習面だけではなく、生活上の様々な相談等にも丁寧に対応している。各教員はオフィスアワーを設定して、学生が相談しやすい体制を構築している。

学生に対する個別の、手厚い学習支援も行っている。基礎学力が不足していると思われる学生に対しては、直接またはメールや Teams の機能を利用し、授業担当者や担任以外の教員も含めて授業時間外での個別指導や補習を行い、学生の理解度や状況に応じた対応をしている。

また進度の早い学生や成績優秀な学生に対する学習上の配慮については、管理栄養学科における CAP 制に関する内規に基づき、GPA が 2.5 以上の学生が CAP の年間 48 単位を超えて教育科目を履修できる体制を整備し、学習支援を行っている。さらに将来の管理栄養士国家試験受験対策として、参考図書の紹介や学習方法を指導するなど、学習活動の発展に向けた個別支援を実施している。

学習成果の獲得状況については、GPA を中心に、履修科目の単位取得状況や模擬試験（当該年度に学習した科目に対する過去の国家試験問題や全国模試）を指標として、学科教員で検討・点検している（備付-89「管理栄養学科」）。模擬試験については、その結果を掲示して公表し、学生自身が学習成果獲得状況を把握し、動機づけを高める環境を整備している。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、入学者には合格者登校日を設定し、入学前の学生に対し学習等の準備を促す課題学習を提供した（備付-24）。入学後には、「基礎学力診断テスト」を実施し、課題学習の成果を測るとともに年度ごとに比較検証している（備付-89「臨床検査学科」）。新入生オリエンテーションでは、単位修得方法や科目選択時の留意点、資格修得に必要な単位等の説明を行うとともに、クラス担任・副担任による個別相談にも応じている（備付-25）。

また、定期的な在学生オリエンテーションでは、上級生から下級生へ履修、単位修得、学習におけるアドバイスをしてもらうことを通して次年度の学習成果習得に向けた情報習得の機会を設けている。さらに、オリエンテーション後半で卒業後 5 年程度の病院で働く先輩技師による講演を行うことで、上級生にとって将来の検査技師国家試験と卒業後の検査技師

として働くことへの動機付け・心構えの指導を行っている。このオリエンテーション後のアンケート結果では学習に対し向上心が芽生え、進路選択や国家試験に向けての意気込みが見受けられた（備付-22）。

学習到達目標に対し学力が不足している学生に対し、科目担当教員が補講や課題等で対応するとともに、クラス担任・副担任による個人面談を行い学習上の悩みや学習法の指導を行っている。必要に応じて保護者との面談を実施したり、学科会議において学生の状況を報告したりして教員間で共通認識としている。

【区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

＜現状＞

高知学園大学では、健全な学生生活を送るために教職員による組織として高知学園大学学生委員会や高知学園大学カウンセリング委員会、高知学園大学倫理委員会を整備している。その事務局は学生支援課が中心となり支援を行っている。さらに各学科ではクラス担任制を設けており、学生生活の支援を細やかに対応している（提出-1）。また、安心・安全な生活を送るために入学時から学生総合保障制度（24時間補償）に全員が加入し、日常生活の中で直面する危険な事象や学外での実習においても補償している。

学生が主体的に参画するクラブ活動や学園祭行事等の活動について、クラブ活動では学生支援課を担当事務として各クラブに本学教員を顧問として配置し、予算書作成や年間計画の立案など学生が主体的に活動できるように支援している。また、学園祭（天神祭）では学生組織である学園祭実行委員会を設け、さらにその中の執行部が主体となり運営し、準備や実施に取り組み、その支援は学生支援課と各学科の教員が協働し行うように組織づけられている（備付-37・38）。そして平常時にはボランティア活動等への取り組みも学生が積極的に参加できるよう、情報発信や外部との調整等、教職員は支援をしている。しかし、令和5年度は5月に新型コロナウイルスが感染症法上の5類に移行されたものの、まだ感染のリスクもあることから、クラブ活動やボランティア活動は十分に実施できているとはいえない。その中で、各学科の学生の代表数名が「学園祭実行委員」となり執行部を中心に行ってきた学園祭は、令和4年度の1日開催のみから通常の2日間開催に戻った。とはいえ感染防止の点から喫食は禁止した。また、12月の始めには、中庭に設置したクリスマスツリーに学園祭執行部が飾りつけをして、各学科の学生たちや教職員も参加してクリスマスツリーの点灯式を実施した。そのなかで、令和5年度はプロジェクションマッピングを行い、学生たちの思い出作りの一助とすることができた。

学生の福利厚生面では、食堂において学生の健康面や嗜好を考慮したメニューの作成を委託業者と交渉している。また、自動販売機コーナーの設置や、空き時間に活用する憩いの場としてベンチ・椅子・テーブル・ガーデンパラソル等を中庭、6号館前の庭、8号館テラスに整備し、快適な環境の提供にも配慮している。さらに学生の利便性を考えイトインコーナーも設置し、学生のキャンパス・アメニティに配慮した工夫を行っている。女子学生を対象とした学生寮については、北館（旧寮）と南館（新寮）の2棟があり、学生の希望により部屋を選択できるようになっている。さらにインターネット等の設備の充実も図り、学習環境も整備されている。学生寮は学園敷地内にあること、24時間体制で寮監・寮母が滞在し緊

急時の対応も可能であることなど、環境及び安全面も万全である。学生寮については、運営やその他を審議する機関として教員と事務職員とで組織された白菊寮運営委員会を設けている。そして、学生寮以外で希望があれば、地域の不動産業者との連携により、学生の希望に合わせて、アパートの斡旋も行っている。以上の支援組織についても学生支援課が担当している。

学生の通学手段は自転車やオートバイが多い。オートバイは登録制にしており、駐輪場は自転車も含め台数に見合う駐輪場を確保している。遠方の学生においてはバス、電車、鉄道を利用する者も多い。なお、本学は構内への自動車での乗り入れは禁止としている。

学生への経済的支援のための制度として、本学独自の奨学金制度は設けていないが、在学生のほぼ半数が独立行政法人日本学生支援機構奨学金貸与や修学支援法に基づく支援を受けており、手続や返還の指導を学生支援課が行っている。本学では学則第 44 条（提出-4）に基づき、授業料等納入金は前期・後期の期別に納入することになっている。ただし、特別に事情があると認められた場合は、学則第 44 条第 4 項に基づき延納を認めることがある（提出-4）。教務課は学納金納入確約書に記載した日時までの納入状況を常に確認している。また、諸事情により納入が困難な状況である場合には、日本学生支援機構の奨学金を紹介し、学生が学習を継続できるよう支援を行っている。

学生の健康管理やメンタルヘルスケアやカウンセリングについては、医務室やカウンセリング委員会が置かれ、学生が充実した生活を送れるよう支援する体制を整えている。医務室には看護師が常駐し、学生の怪我や急病への対応、メンタルヘルスへの支援を行っている。新生は 4 月に健康診断を実施し、医務室は全学生の健康状況を把握し保健指導や受診指導を行っている。また、慢性疾患等で学生生活の中で特別な配慮や見守りが必要な状況にある学生については、安心・安全な学生生活が営めるよう本人や保護者の同意のもと医務室と学科教員が情報を共有・連携している。感染症の流行時期には、医務室前の掲示板に県内の感染症の情報や感染対策の資料等を掲示し、感染予防の啓発を行っている。とくに令和 2 年度以降は、新型コロナウイルス感染症により、健康管理の徹底が必要であった。新型コロナウイルス感染症に感染しない、させないことを目標に、感染拡大防止対策をできる限り実施してきた。令和 5 年度は 5 月に新型コロナウイルスが感染症法上の 5 類に移行されたこともあり、これまで教職員と学生に通知していた「新型コロナウイルス感染防止対策について」および「新型コロナウイルス感染拡大防止対策に基づく受講に関する方針」もアップデートした（備付-13①②）。5 類に移行されたとはいえ感染のリスクもあることから、学生、教職員ともに一丸となり感染対策の徹底を行った。

学生は相談したい事案が生じた場合、トイレ等に設置している相談申込書に記載し、誰にも気付かれないように医務室前の申込ポストに投函できるシステムを整えている。

また、多様なハラスメント等に対応するために相談体制を整え、救済と対応に努めるよう高知学園大学セクシュアルハラスメント等に関する規程があり、相談窓口として相談員を配置し、相談員は倫理委員会を組織し対応することが定められている。これらの支援については、学生生活と履修の手引きに記載されている（提出-1）。

学生生活に関する意見や要望については、授業アンケート（備付-19①）の結果や直接受けた相談内容を中心に活用し対応策を検討している。平素においても学生支援課、また教員のオフィスアワーを利用して、学生の意見を聴取している。その他、意見箱を 2 ヶ所設置し

学生は意見や要望を無記名で投稿できるよう工夫し、その内容を参考にして反映できるものは積極的に対応し、必要に応じて意見に対する回答を掲示するよう努めている。これらは、事務局全課に加え、クラス担任や学科長、さらに関係する委員会も通じて対応している。

留学生の学習及び生活支援に関する体制として、受け入れた際には当該学科の教員及び教務課、学生支援課の職員を中心に、日本語教育等の支援や生活相談に対応したりすることとしている。また、生活支援に関連して、本学では高知学園大学外国人留学生授業料減免規程を設け、授業料の30パーセントを上限に減免できる体制をとっている。なお、本学では在学年限を学則第6条の2、休学期間を学則第26条の1～3に定めている。長期履修生の受入れは制度化していない。社会人経験者の学生に対して組織的な学習支援は行っていないが、必要であればどの学生に対しても個別の学習支援を行っている。また、障がい者の受け入れのための設備としては、障がい者用トイレ、施設の階段への手摺りの設置、建物入り口のスロープ等が設置されている。8号館にはエレベーターを設置している。

学生の社会的活動については、地域活動・ボランティア活動に関する情報を本学の専用掲示板やポータルサイトを利用して情報発信している。しかし、新型コロナウイルス感染防止のため、ほとんど活動ができていない。今後は、休日等を利用して施設や学校、地方公共団体主催の催事、医療関連団体等にそれぞれの専門性を生かし地域貢献やボランティア活動として積極的に参加するよう促していく。これらの活動について、現行では教育科目の学習成績への評価とはならないが、将来的には高知学園短期大学と同様に同窓会表彰の対象として吟味し顕彰することも計画している。

【区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】

＜現状＞

高知学園大学では、就職支援のための教職員組織として就職委員会規程に基づく就職委員会があり、就職委員の教員と学生支援課の就職担当職員が密に連携しながら進路支援を進めていくこととしている。また、学生自身の将来設計や社会貢献への意欲を高めるため、キャリアセンターでキャリア形成支援に取り組んでいる。このことは、高知学園大学キャリアセンター運営会議規程を定めて行っている。また、教育課程においても、両学科ではキャリア形成科目の区分を設けて、教養・基礎科目と専門科目間の連携、及び学生生活全般における指導の充実を図りながら、教職員が一体となり進路支援の体制を強化している。

就職支援のための施設整備は学生支援課が窓口となり、就職支援のため求人情報及び関連書籍、就職資料の整備、設備の拡充を行いパソコンで学生が積極的に求人検索できるよう設置し、求人票もいつでも閲覧できるよう整理してファイリングしている。さらに、ポータルサイトで求人を公開することもできる。就職担当は、入学時から学生の希望する企業や病院等を把握し相談にのりながら、学生が希望する就職先に進めるよう支援を進めている。

就職のための資格、国家試験受験資格を取得するために、教員が協力して演習、模擬試験等を実施して学生の学力を分析し対策を講じるよう、全員合格を目指して授業以外でも特別な指導に当たる計画を立てている。就職試験対策の支援は、受験先決定の相談や試験時における面接対策、履歴書の記載のチェック、企業等の求める人材の調査、公務員試験受験者に対する特別講座の実施等できめ細かく指導する体制を整備している。また、学科によっては

就職合同説明会を開催し、在學生はキャリア教育の一環として就職に対する意識付けの機会として参加を促し、卒業年次生は面談を通して企業の概要や企業等が求める人物像を知るなど、就職対策としての支援を行う計画をたてている。

就職に関する分析等については、第1期生卒業後の令和6年度から本格化する。ただし、高知学園短期大学で培ったノウハウを基に、分野別に就職に関するデータを整理し、就職委員会で分析及び検討を行うよう体制を整えている。

進学・留学に対する支援について、今後は大学院進学等の情報も全学的に提供する予定である。担当事務は教務課であるが、各学科によって進学傾向が異なると予想されるため、各学科の教員も積極的に指導に当たる予定である。留学については、案内があれば掲示を通じて情報を提供している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

授業改善について、実施している授業アンケートの回答率を高める必要がある。また、令和5年度はコロナの状況から授業参観が後期のみとなっている。今後コロナの状況に影響されることがありつつも、授業アンケートの内容分析や自己分析を進め、各教員が責任をもって授業改善に努める環境構築が課題である。コロナ禍により進んだオンライン授業やその他ICTを駆使し、学生が主体的に参加でき、学習成果を高めることができるような授業展開の工夫ができるよう努力していく必要がある。

成績連絡・成績通知を手渡し、もしくは郵送にて行っているが、郵送利用増による費用の増加、郵便の不達等が課題となっており、ポータルサイトの利用等Webを活用した成績連絡・成績通知の方法を検討していく。

コロナ禍の影響でほとんど活動ができなかったクラブ活動や学園祭、ボランティア活動については、徐々に活動を再開していく。その際、現学生がこれまでコロナ禍で活動が制限されてきたことに配慮した学生生活を豊かにするための方策や、学生のメンタルヘルスを維持していくための取り組みを全学的に考えていくことが課題である。

施設整備については、本学では障がい者が校舎間の移動や校舎内の上下階への移動が困難であるため徐々に整備を行っている。今後もバリアフリーの拡大整備を継続していく必要がある。

就職については、令和5年度就職支援について振り返りつつ、全学生が主体的に就職活動を展開し、職業的自立に向けて活動するよう就業力育成に向けて教職員が一体となり進路支援体制を強化すること、さらには公務員・教員採用試験受験への支援の仕組みが課題である。

図書館では、令和5年度の利用状況を分析しながら、図書館をより活用してもらうための方策を検討し、実施していく。特に、学生が図書に触れたいと思える環境を構築し、図書から関心を拡大していくよう工夫を試みる。

コンピュータやネットワークの利用については、安心した教育活動や学生支援を実施できるよう、情報管理や活用に関する理解を深めなければならない。ポータルサイトやMicrosoft 365を活用した情報共有に関しては、一定の効果が得られているが、スマートフォンや学生が所持するPCについては、学内のWi-Fiが未整備なこともあり、安全かつ迅速な活用という

意味で課題となっている。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、学習成果の獲得状況が最大の課題となっている。学習成果獲得状況は、GPA の差としてみられ、学生の個人差が非常に大きい。すなわち、GPA が下位の学生へのさらなる対応が求められる。

単位未修得がみられる学生の多くには、学習意欲の低下による授業の欠席が前兆としてみられる。授業の欠席に対しては補講や課題提出等で個別に対応し、学習の機会を与え丁寧な対応を心がけているものの、学習意欲を取り戻すことができず、少人数ながら退学につながる学生がいる。必修科目における単位未修得は、時間割編成にも影響を与えることから、学習成果獲得の段階性を保障する上でも、定められた期間で学習成果の獲得に向けて果たす責任のあり方を各教員が改めて認識するとともに、時期に応じたアセスメントとそれを対応させる指導方法の確立が急務となっている。

もっとも重要なことは、管理栄養士免許取得に向け、学生が改めて栄養学分野に関する魅力と誇りを感じながら、学習意欲の維持・向上を図っていくことである。そのため、管理栄養士国家試験の合格に向けて、管理栄養士国家試験対策を担当する部会を中心に、学生への学習支援の成果を検証し、学習環境の整備等を充実させるよう検討することも課題である。

授業に関しては、個々の教員でコンピュータに対する認識や能力が異なるために、授業における利用や活用状況も教員により大きく異なる。そのため、管理栄養学科に所属する教員がコンピュータに対する能力の向上を図ることが必要である。特に、個々の能力を向上させることで、自身の授業に対して積極的にコンピュータやアプリを活用した授業を展開することに繋がると考える。

また、コンピュータやアプリを用いた授業の活用事例を学科内で共有することで、今後の利用促進や新たな活用に対するアイデアを生み出すことが期待できる。学生においてもコンピュータに対する利用頻度や能力は大きく異なり、能力の向上を図るためには授業等の課題を通じてコンピュータの積極的な利用を促す取り組みが必要と思われる。コンピュータの能力は使用頻度を増やすことで向上できることであり、コンピュータの利用を苦手とする学生に対しては学科独自（もしくは、情報科目担当教員や情報管理職員）による指導の実践が今後の検討課題となる。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、学習成果の獲得に問題のある学生に対し、担任団による面談や担当科目教員による補習を通して学生の学力向上に取り組んでいる。しかし、コロナワクチン接種の後遺症・副反応の学生を含めた休学率や、GPA の低下が課題であり、一層の工夫と努力が必要である。また、メンタル面において不安を抱える学生、またはコミュニケーションに困難を抱える学生が増えており、それら学生を面談やグループワークで把握し、学科教員間で情報共有するとともに、保護者との面談や学生支援課、医務室等と連携し支援を行っている。しかし、卒業までに社会から求められる臨床検査技師に育てるには工夫と時間とマンパワーが必要であることから検討を続けていく。

とりわけ4年次の学生には授業以外でも実力試験の結果を踏まえて、学習成果獲得に注意

が必要な学生に対し、各教科の担当教員が次回の実力試験までに 15 回の補講を行うなど基礎的内容を中心に振り返りを指導して取り組んできた。個人面談により自宅学習時間の確保を促し生活習慣等の指導も行ったが、単なる課外活動ではなく生活環境や経済的事由による場合もあり、学生支援の在り方や、低学年からの指導も含め検討していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特記事項なし。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

高知学園短期大学が令和元年度に認証評価を受審した際、教育科目と卒業認定・学位授与の方針との関連をシラバスに明記することが課題として挙げられた。それゆえ本学のシラバスでは、各科目で、授業の目的（教育目的における当該授業の存在意義）、到達目標・学習成果（授業の修了段階で、できるようになってほしい行動〔学習成果〕）、卒業認定・学位授与の方針との対応（科目の到達目標と卒業認定・学位授与の方針との関係について、どのような位置づけとして対応しているか）を確実に記載するようにしている。加えて、各科目の末尾に参照先として、ウェブサイトの卒業認定・学位授与の方針の URL を掲載している。

また、シラバス作成時には各科目担当教員にシラバス作成要領を配布し、問い合わせがあれば各学科の教務委員及び教務課で対応するようにしている。提出されたシラバスについては、教務委員会によるチェックと加筆修正の提案を厳格に行っている。

なお本学では令和 4 年度より Web シラバスシステムを導入した。このことにより、教員及び学生は、いつ・どこでも端末からシラバスの内容を閲覧することができるようになった。

安心した教育活動や学生支援を実施していくための情報管理については、引き続き検討が求められている。個人情報に関わるファイルを送信する際には、毎月変更されるパスワードにより暗号化することになっているが、この方法は以前より問題も指摘されており、段階的に廃止し、Microsoft 365 アカウントを利用した SharePoint によるファイル共有に移行する計画である。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「教育課程」について、毎年度、学生に対応した授業を実施することができたかを各教員が振り返り、確実に学習成果を獲得することができる授業改善の工夫に取り組んでいかなければならないのはもちろんだが、完成年度後には 4 年間の総括を行わなければならない。量的・質的なデータから学習成果の獲得状況等から課題を洗い出し、教育課程の点検を行う。

また、教育の質の向上を図るべく、FD 活動をもっと意欲的に行うことが求められる。コロナの状況によって影響を受けてきた授業参観等の在り方を検討し、授業改善だけではなく、参考となる取り組み等、他の教員が自身の授業に取り入れることのできるような先駆的な取り組みを積極的に参観するなどの工夫も必要である。

高知学園大学

さらに、授業アンケートについて、ポータルシステムの導入にともなって紙ベースからWeb入力に切り替えた。しかし、回収率が下がったことが指摘されているため、回収率の向上については早急に手を打つことが課題である。

授業だけでなく、図書館等の教室外で安心して過ごすことのできる環境づくりも含まれる。例えば、Wi-Fi等の整備を学校法人の計画に基づいて進めるよう努めることが挙げられる。さらに、今後は学生の満足度に関する組織的な調査も実施する。

「学生支援」については、令和4年度では休退学状態に結びついた学生が増加し、各教員が取り組みを行った結果、令和5年度の退学者は約半数まで減少した。今後も引き続き休退学減少に向けて取り組まなければならない。

なお、令和6年度からは、コンピュータ・リテラシーの授業（表Ⅱ-B-1-1）の他、新入生を対象とした情報機器活用のためのガイダンスの実施を計画している。スマートフォンや学生が所持するPC・タブレットを含め、学校が導入している情報機器やネットワークを、入学当初から効果的に活用できるようになることが期待されている。

入学者受入れの方針については、令和5年度をもって完成年度となったことから、改めて大学の求める人材を加味しながら、「学習の3要素」を意識しつつ、見直しを検討していく。

高知学園大学

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

＜根拠資料＞

提出資料

備付資料

9 ウェブサイト

「高知学園大学・高知学園短期大学教員一覧」

①「高知学園大学健康科学部 管理栄養学科」

②「高知学園大学健康科学部 臨床検査学科」

28 授業参観に関する資料

①授業参観（目的）

②授業参観アンケート

③事後検討会報告書

④授業改善計画報告書〔令和 5（2023）年度〕、

44 教員個人調書

45 過去 5 年間（令和元（2019）年度～令和 5（2023）年度）の教育研究業績書

47 外部研究資金の獲得状況一覧表

50 高知学園大学・高知学園短期大学紀要〔令和 5（2023）年度〕

53 高知学園大学・高知学園短期大学 FD・SD 活動報告〔令和 5（2023）年度〕

55 研究活動に関する書類

①研究活動計画書

②業績報告書

③高知学園大学・高知学園短期大学学術機関リポジトリ登録申請書

56 高知学園大学・高知学園短期大学研究倫理ガイドブック

58 学外研修受講に関する資料

①学外研修受講報告書

②「学外研修受講報告書」記入要領、

59 学外研修受講に関する資料

①学外研修受講報告書

61 教職員の健康診断

62 令和 6 年度予算要求資料の提出について

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

＜現状＞

高知学園大学では、大学設置基準第 7 条、第 8 条の第 1 項と第 2 項及び第 10 条、さらに各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。令和 6 年 5 月 1 日

高知学園大学

における本学の専任教員は教授 18 名、准教授 11 名、講師 3 名、助教 4 名の計 36 名である。大学設置基準第 10 条別表第一及び別表第二で定める教員数は 34 名、うち教授数は 18 名であることから、本学はいずれの基準も満たしている。

専任教員の職位は、高知学園大学教員資格、高知学園大学教員の資格に関する内規を定め、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等に基づいて配置している（備付-44・45）。したがって、大学設置基準第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条を満たしている。

非常勤講師についても、高知学園大学非常勤講師規程を定め、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて配置している。補助教員を必要とする学科では、教育課程編成・実施の方針や各種法令に基づいて助手を配置している。教員の採用、昇任は高知学園大学人事委員会規程に基づいて人事委員会を開催し、そこで高知学園就業規則及び高知学園大学教員選考基準、高知学園大学教員の採用・昇任の手続きに照らして検討している。

健康科学部管理栄養学科

令和 6 年 5 月 1 日現在における管理栄養学科の専任教員は、大学設置基準及び栄養士法施行規則第 11 条の管理栄養士養成施設の指定の基準、管理栄養士学校指定規則第 2 条に基づき配置している。教育内容を担当する教員数及び有資格者に関する基準を満たした教授 11 名、准教授 4 名、講師 2 名、助教 1 名の合計 18 名であり、必要数を充足している。

また、本学科では助手を 5 名（うち管理栄養士の免許を有する者 4 名）配置して、有効な教育課程の運用を勘案し、主に実験・実習科目の授業実施の際には必要に応じて関わることとしている。専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、大学設置基準等の規定を充足している（備付-44）。

非常勤教員の採用も、学位、研究業績、その他の経歴等、大学設置基準等の規定を準用している。各教員の教育研究活動に関する情報はウェブサイトで公表している（備付 9①）。また、教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置しており、教員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

本学科専任教員に関する学術情報と過去 3 年間の教育実績（本学における年間の授業担当コマ数）と研究業績や制作物発表の状況は以下の表のとおりである。

表Ⅲ-A-1-1 管理栄養学科における専任教員の職名、学位、教育実績・研究業績等に関する情報

氏名	職名	学位	教育実績・研究業績・制作物発表
徳広 千恵 (R5～)	教授	博士 (生活科学)	教育実績：R5/9.7 研究業績：有
松浦 喜美夫	教授	医学博士	教育実績：R3/5.6 R4/5.6 R5/12.8 研究業績：無
川口 順子	教授	博士 (芸術工学)	教育実績：R3/6.5 R4/6.5 R5/6.5 研究業績：無
田邊 重任	教授	教育学士	教育実績：R3/1.1 R4/2.1 R5/2.1 研究業績：有

高知学園大学

渡邊 慶子	教授	博士 (生活科学)	教育実績：R3/0.1 R4/8.5 R5/13.2 研究業績：有
太田 直也	教授	文学修士	教育実績：R3/8.0 R4/8.0 R5/8.0 研究業績：有
吉村 斉	教授	博士 (教育学)	教育実績：R3/4.0 R4/4.0 R5/4.0 研究業績：有
宮本 恵美	教授	博士 (農学)	教育実績：R3/5.0 R4/5.0 R5/9.1 研究業績：有
菊島 健児 (R6～)	教授	博士 (理学)	教育実績：－ 研究業績：有
生島 淳 (R6～)	教授	修士 (経営学)	教育実績：－ 研究業績：無
柳川 悦子 (R6～)	教授	修士 (経営学)	教育実績：－ 研究業績：無
古屋 美知	准教授	修士 (生活科学)	教育実績：R3/5.1 R4/6.1 R5/10.6 研究業績：有
鈴木 寛之	准教授	博士 (理学)	教育実績：R3/8.0 R4/8.0 R5/12.4 研究業績：有
中野 政之	准教授	博士 (医学)	教育実績：R3/4.0 R4/4.0 R5/4.0 研究業績：有
廣内 智子 (R6～)	准教授	博士 (生活科学)	教育実績：－ 研究業績：有
関 草路 (R6～)	講師	修士 (教育学)	教育実績：－ 研究業績：無
沼田 聡	講師	博士 (学術)	教育実績：R3/2.0 R4/8.8 R5/13.2 研究業績：有
石井 愛子 (R6～)	助教	博士 (医学)	教育実績：－ 研究業績：有

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、教育課程編成・実施の方針に基づき、教授 7 名、准教授 7 名、講師 1 名、助教 3 名の合計 18 名の専任教員を配置している。大学設置基準第 10 条、第 10 条の 2 及び第 13 条で定める教員数は 14 名、うち教授数は 7 名であり本学科はこの基準を満たしている。専任教員のうち臨床検査技師の業務経験 5 年以上の教員 12 名が配置されており、臨床検査技師養成所ガイドラインの基準も満たしている。専任教員の職位は、高知学園大学教員資格、高知学園大学の教員の資格に関する内規等に基づいており、ウェブサイト（備付-9②）で公表している。

なお、臨床検査学科では助手を配置しておらず、授業担当教員が行うこととなっているが、実習の内容によっては複数教員を配置して授業を実施している科目もある。教員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づいて学長と相談しながら、全学的な組織体制を考慮して検討している。また、非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、大学設置基準等の規定を準用している。

本学科専任教員に関する学術情報と過去 3 年間の教育実績（本学における年間の授業担当

高知学園大学

コマ数) と研究業績や製作物発表の状況は以下の表のとおりである。

表Ⅲ-A-1-1 臨床検査学科における専任教員の職名、学位、教育実績・研究業績等に関する情報

氏名	職名	学位	教育実績・研究業績・製作物発表
佐藤 進一郎	教授	博士 (医学)	教育実績：R3/5.7 R4/9.7 R5/14.0 研究業績：有
松崎 茂展	教授	工学博士 博士(医学)	教育実績：R3/5.3 R4/5.7 R5/11.8 研究業績：有
奥宮 敏可	教授	博士 (医学)	教育実績：R3/3.2 R4/8.2 R5/13.3 研究業績：有
山中 茂雄	教授	博士 (医学)	教育実績：R3/1.5 R4/7.0 R5/13.8 研究業績：有
森本 徳仁	教授	博士 (医学)	教育実績：R3/5.9 R4/8.0 R5/14.3 研究業績：有
村上 雅尚	教授	博士 (生命科学)	教育実績：R3/5.0 R4/6.8 R5/12.8 研究業績：有
椋 清美 (R6～)	教授	博士 (保健学)	教育実績：－ 研究業績：有
高橋 保	准教授	学士 (保健衛生学)	教育実績：R3/1.5 R4/6.0 R5/6.0 研究業績：無
片岡 佐誉	准教授	博士 (医学)	教育実績：R3/0.0 R4/1.5 R5/7.2 研究業績：有
武市 和彦	准教授	農学士	教育実績：R3/4.8 R4/11.6 R5/16.9 研究業績：有
中村 泰子	准教授	修士 (医科学)	教育実績：R3/8.2 R4/8.6 R5/18.4 研究業績：有
小野川 雅英	准教授	博士 (医学)	教育実績：R3/4.8 R4/6.8 R5/15.8 研究業績：有
山崎 まどか (R6～)	准教授	博士 (保健学)	教育実績：－ 研究業績：有
上野 寿行 (R6～)	准教授	修士 (医科学)	教育実績：－ 研究業績：有
谷口 健太郎 (R6～)	講師	博士 (人間健康科学)	教育実績：－ 研究業績：有
福永 佐枝	助教	修士 (医科学)	教育実績：R3/2.0 R4/4.0 R5/4.0 研究業績：無
岩本 昌大	助教	修士 (保健学)	教育実績：R3/3.8 R4/4.6 R5/5.1 研究業績：有
尾立 公平 (R6～)	助教	修士 (医科学)	教育実績：－ 研究業績：無

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行

っている。]

<現状>

高知学園大学では、各学科の教育課程編成・実施の方針を達成するため、専門分野別に専任教員を配置している。各専任教員は研究活動計画を作成して活動を進め、活動で得られた知見を積極的に還元して成果を上げている（備付-9）。

教育研究活動の状況については毎年度初めには各教員が研究活動計画書（備付-55①）を、年度末には当該年度の業績報告書（備付-55②）を提出し、その概要をウェブサイトで公開している。公開中の教育研究活動は担当授業科目、学位、社会貢献等であり、近年の主な研究業績については国立研究開発法人科学技術振興機構が運営する **researchmap** とリンクを貼って公開することとしている。このように、学校教育法第 113 条と学校教育法施行規則第 172 の 2 に基づいて各教員の教育研究活動の状況を公開している。

本学では、組織的な教育研究活動の活性化を目指し、優れた取り組みに対しては学長裁量経費に基づく研究奨励費を運用するなど、積極的に支援することとしている。また、科学研究費補助金等外部資金の獲得について、令和 5 年度に研究代表者として新規採択された課題は 1 件、継続課題は 5 件であった（備付-47）。

専任教員の研究活動については、研究活動に関わる不正行為の防止を目的として高知学園大学研究に関する不正防止委員会規程、研究倫理申請について検討する高知学園大学研究倫理審査委員会規程を定め、各委員会で対応する体制を組んでいる。科学研究費に関しては、高知学園大学科学研究費補助金事務取扱要領に基づいて適正に執行するよう取り組んでいる。また、研究の実施に当たっては高知学園大学研究活動における不正防止計画及び高知学園大学研究活動の不正行為に係る通報（告発）処理に関する規程を定め、高知学園大学研究倫理審査申請要項に基づいて審査を行う体制を整えている。さらに、高知学園大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン、高知学園大学研究に係る不正行為防止に関する基本方針、研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範、高知学園大学公的研究費の運用・管理に関わる調査委員会規程、高知学園大学公的研究費等の使用に関する不正防止計画を定め、適正に執行する体制を整えている。

なお、本学では高知学園大学の教員の資格に関する内規において研究活動の必要性を示している。また、研究費を予算編成の方針（備付 62）や旅費規程等に基づいて支給しており、学会等で教員の研究成果を発表する機会も確保している。

本学では高知学園大学・高知学園短期大学研究倫理ガイドブック（備付-56）を教職員へ配付し、研究倫理を遵守するよう取り組んでいる。また、高知学園大学研究倫理審査委員会規程に基づいて委員会を開催し、研究倫理審査申請書の審査を行っている。さらに、高知学園大学研究に関する不正防止委員会規程に基づいて委員会を開催し、研究倫理の最新の動向を共有したうえで研究倫理研修会の開催等を計画することとしている。研究倫理教育履修については、教員の履修状況を報告するようしており、それにより履修を推進している（備付-55②）。

本学で専任教員が研究成果を発表する機会として高知学園大学・高知学園短期大学紀要があり、毎年 1 回発行している（備付-50）。編集は紀要編集委員会規程に基づいて紀要編集委員会が担当している。投稿から査読、編集も高知学園大学紀要投稿規程、高知学園大学紀要査読要領、高知学園大学紀要原稿執筆要領を定めて実施している。

高知学園大学

本学では、専任教員に個室の研究室を、専門性に応じては複数教員による研究室を用意している。助手は複数の助手による研究室で研究を行う体制となっている。専任教員の研究、研修を行う時間について、教員の研修日数に関する上限は特に定めていないが、授業等職務に支障のない範囲で研究・研修活動を認めている。なお、長期研修については学校法人高知学園で高知学園職員の長期研修に関する規程を、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は学校法人高知学園で海外教育視察助成要項を整備している。

本学のFD活動に関しては、学則第3条に基づいて高知学園大学ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会規程を整備してFD委員会を設置し、毎年度研修会を実施している。令和5年度のSPOD加盟校内講師派遣プログラムによる研修会では、令和5年9月15日に西本佳代氏（香川大学）を迎え、共同開催校である高知リハビリテーション専門職大学を会場にして「学生の自立を促す学生支援の実践とコツ」を開催した。本学から参加した教職員は4名が参加して研鑽を磨いた。また、ともに参加した併設の高知学園短期大学の教職員も合わせた参加者数は全体で15名（うち14名が教員）であった。また、令和5年8月23日～25日の期間に愛媛大学でSPODフォーラム2023が開催され、本学からは職員3名が研修プログラムに参加し、自身の能力開発に努めた。

教員による授業参観は、FD委員会で「授業参観の目的」と「授業参観の進め方」を検討し、作成された方針（備付-28）に基づいて実施することとしている。令和5年度は、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、後期のみの実施となった。教員相互による授業参観では、授業に対するコメントを文書でもらうとともに（備付-28②）、授業終了後には事後検討会を開催して、直接意見交換を行いながら授業・教育方法の改善を図ることとしている。この取り組みは、授業担当者だけでなく、授業参観者も自身の授業改善に向けた糸口を得る機会である。事後検討会の概要は、所属学科のFD委員がまとめて教務課へ報告し、その報告書（備付-28③）を教務課で閲覧することとしている。さらに、事後検討会終了後に授業担当教員が授業改善計画書をまとめて教務課へ提出し、授業改善の具体化とその内省に努めることとしている（備付-28④）。

本学では、教職員が学外研修に参加した場合、その成果を学外研修受講報告書にまとめて提出し、学内で共有を図ることとしている（備付-58）。近年、FDに関する研修会がオンラインで受講可能となっており、本学としても、研修会等の情報提供をするなどFDに関する研修への参加を推進している。以上の活動を通して、大学設置基準第11条に基づく組織的な研修活動を実施している。

関係部署との連携についても、専任教員は事務局各課と情報を共有しながら、学生の学習成果の獲得が向上するよう連携できる体制を整備している。FDとSDを総合的に検討する必要がある場合は、高知学園大学と高知学園短期大学との合同の委員会や会議に関する規程に基づいて大学と短期大学のFD委員会とSD委員会の合同会議を開催する体制を敷いている。以上の体制の下、専任教員はFD委員会や各種委員会、事務組織と協調・連携して教育改善と教育力向上に努めている。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、各教員が授業及び研究に関する活動に進んで取り組んでいる。これらの教育研究活動については、ウェブサイト及び教育研究業績書（備付-9①・45）等に公開し

高知学園大学

ている。令和5年度は、本学科の教員3名が科学研究費補助金を受けて研究活動を進めるとともに、7名が新規申請を行った（備付-47）。

それぞれの教員は、本学が定めた研究活動に関する規程や研究倫理に基づいて研究活動計画や報告書（備付-55①②）等を作成し、著作や論文の執筆や学会等での発表を行いながら個々の研究成果を社会へ広く還元している（備付-9①・45）。管理栄養学科の教員は、学内での授業参観や学内外に向けた公開授業、FD・SD活動研究発表会における発表等を例年実施している。令和5年度SPOD内講師派遣プログラムは高知リハビリテーション専門職大学で「学生の自立を促す学生支援の実践とコツ」が開催され、本学科より教員2名が参加し、研鑽に努めた。それ以外でも、一部の教員はオンラインでの研修会等に参加することにより、FD・SD活動に取り組むことで授業や学生指導へ活かすように努めている（備付-52）。また前期・後期実施している授業アンケートを参考にして、各教員は授業改善を継続して実施している。

なお、研究活動については、本学の研究倫理審査委員会規程及び研究に関する不正防止委員会規程等を遵守し、日本学術振興会「研究倫理e-ラーニングコース（eL CoRE）」あるいは科学技術振興機構「APRIN e-ラーニングプログラム（eAPRIN）」を受講して修了することを推進している。本学科では、令和5年度までに10名がeL CoREを修了している。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、教育課程編成・実施の方針に基づいて、分野別に専任教員を配置し、研究活動に取り組んでおり、その内容は本学ウェブサイトで公開し（備付-92②）成果をあげている。令和5年度科研費申請は1件、採択0件、継続3件、分担者は3名であった。

専任教員が研究を進めるにあたり研究倫理を遵守できるよう日本学術振興会「研究倫理e-ラーニングコース」を受講し修了することを勧め、10名が受講を完了した。また、研究活動には、本学の研究に関する不正防止委員会規程や研究倫理審査委員会規程を遵守している。また、担任制の教育効果をより発揮するため、担任1名、副担任2名の協働体制とし、業務の分担・効率化と指導力の向上を図った。

臨床検査学科の教員は、学内での授業参観やFD・SD活動研究発表会における発表等を例年実施している。それ以外でも、学術学会や研修会等に参加することにより、FD・SD活動に取り組むことで授業や学生指導へ活かすように努めている。令和5年度の授業参観への出席者は6名、FD・SD活動研究発表会には2名の教員が発表し、複数名がオンライン参加し研究・教育力を高めた。高知リハビリテーション専門職大学で実施されたSPOD内講師派遣プログラムには教員1名が参加して研修に励んだ。日本臨床検査学教育学会には3名の教員が対面で参加し発表を行った。また、複数名がオンライン参加し、授業・教育方法の改善に取り組んでいる。

【区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。】

<現状>

高知学園大学の事務局体制は、学校法人高知学園の組織規程第3条に事務局、学生部、教務部、情報企画部、図書館、キャリアセンター、IR推進室を設置することを定めている。さ

高知学園大学

らに、事務局は庶務課、教務課、学生支援課、図書課の4課を、またキャリアセンターは高知学園大学キャリアセンター規程に、IR推進室は高知学園大学IR推進室規程に基づく体制で事務執行をしている。

責任体制は事務組織の総括として事務局長、事務局次長、各課課長及び各係長、事務職員となる。本学の組織の責任は学長であり、一部の決裁事項を除いては事務局長を経て副学長（配置している場合）、学長の決裁となる。学則改正等は理事会の議を経て成立し、人事管理等重要な事項は理事長決裁となる。また、大学事務局の事務分掌は組織規程第3条の2に定め、その責任体制は明確である。

本学では、高知学園大学教育組織規程に基づいて教育活動や入学試験、募集活動、就職指導、学生生活指導等に関する委員会を設置している。事務職員も各委員会規程に基づいてそれぞれの構成員や事務担当員となっている。施設設備の管理や会計業務は庶務課、学生生活や就職指導、入学試験及び情報管理等は学生支援課、学習活動に関しては教務課、図書館に関しては図書課、データ分析と提供をIR推進室でそれぞれの事務を担当し、専任事務職員は各部署で専門的な職能を有し事務を遂行している。このように、教員で構成する組織と、事務職員の組織がお互いに連携しながら事務執行し、有機的な組織運営が可能となっている。新規採用職員に対しては毎年4月に新規採用者オリエンテーションを行い、SD活動とあわせて資質向上に向けた取り組みを組織的に行っている。

事務に関する規程としては、財務に関する会計規程、処務に関する高知学園文書取扱規程、高知学園公印取扱規程、高知学園文書保存規程等も整備して適切に事務処理を行っている。なお、本学規程等は高知県の条例規則に準じて制定しており、労働基準法等の基準を満たしている。また、本学の規定にない場合は高知県の条例等を準用している。

事務局では、毎朝の課長・係長連絡会議で各課の情報共有を図るとともに課長会を開催するなど、日常的に業務の見直しや事務処理や改善に努めている。特に、事務職員の事務能率の向上を図るため、大学設置基準第42条の3に基づいて高知学園大学スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会規程を定め、SD委員会を設置し、職務に関する国の関連団体、研究会の主催する会議等への参加、またSPODの研修プログラムに参加して職務を充実させるなど、教育研究活動の支援を図ることとしている。また、学外研修を受講した際には各部署で報告するとともに学外研修受講報告書（備付・58①）を提出し、庶務課で閲覧することができるようにしている。

本学では、学科会議において所属する専任教員に加えて事務職員が構成員となっている。また、学生指導支援においても事務職員も教員と同様に各種委員会の構成員となっている。このように大学運営並びに学生指導支援の面では、教員と事務職員が協働する体制が確立しており、学習成果の向上に取り組んでいる。

さらに、高知学園大学広報企画会議規程に基づいて設置した広報企画会議には教員と事務職員が構成員となり、本学の広報に関する企画立案を行っている。キャリアセンターでは、学生のキャリア支援並びに進路等に関する指導を行っている。

【区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。】

<現状>

専任教職員及び非常勤、臨時職員の人事管理に関する諸規程は、労働基準法第 89 条に基づき、高知学園就業規則を制定し適用している。さらに、定年に関する規程、給与規程、旅費規程、退職手当に関する規程等を定めている。教職員の健康についても、労働安全衛生法第 66 条 1 項や 10 項等に基づく教職員の健康診断の実施（備付-61）やストレスチェック制度実施規程（内規）に基づくストレスチェックを実施している。教職員の服務監督権者は学長であるが、教員については各学科の学科長、事務職員については事務局各課長等を職務命令にて委任し、各学科及び事務局全体で高知学園就業規則の周知を徹底している。

教員の採用、昇任は、高知学園大学の教員人事に関する規程、高知学園大学人事委員会規程、高知学園大学教員資格、高知学園大学教員資格に関する内規、高知学園大学教員選考基準、高知学園大学教員の採用・昇任に係る手続き、教員人事に係る選考委員会に関する規程等に基づき、人事委員会の議を経て、学長から理事長に内申し決裁を受けている。事務職員の採用は新採職員選考委員会内規等、事務職員対象の規程や内規及び要領により対応している。職員の時間外勤務も時間外勤務の管理に関する内規を定め、適正に管理・運営を行っている。また、長期研修を希望する職員がいる場合は高知学園職員の長期研修に関する規程に基づいて対応している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

教員数は大学設置基準を満たしている。令和5年度は完成年度となり、大学運営における役割分担と教員間の情報共有が課題である。また教員の年齢の高齢化等の課題について年齢構成のバランスを考えた人事計画を作成・履行していくことが課題である。また、今後は学外実習先や就職先、関連団体等からの意見も参考に検討することが求められることから、学外との連携も強化することが課題である。

FD活動では、学生の学生生活に対する満足度と学習成果の獲得がともに高まるよう、各教員の学生支援・指導力の向上が課題であるしかし、本学科の教員による FD 活動が授業アンケートに基づく改善のみの者が多く、十分とはいえない。研修への参加と還元等、教育力の向上を自ら果たそうとする姿勢とその実行力の向上が課題である。

研究面については、研究活動が途絶えている教員がおり、教育研究活動の推進、公表を一層徹底することが課題である。そのため、researchmapの更新を図るよう組織的に取り組むことが課題である。また、研究倫理研修プログラムを修了していない教員も複数名いる。研究倫理は研究活動の基礎にあたることから、その修了を支援する他の教員の協力体制も改めて検討しなければならない。この状況を改善するためには学内における独自の研究倫理研修のあり方も見直すことが必要である。その上で、教員間の格差が大きい科学研究費補助金への申請状況をはじめ、外部資金の申請や論文投稿、学会発表の積極的な取り組み等、学科所属の全教員が自己研鑽に努め、継続した研究活動体制を確立することが課題である。とりわけ、近年は科学研究費補助金申請に関する学内の研修会が開催されていないことから、申請の一步を踏み出せる環境づくりが求められる。

高知学園大学

事務組織については、大学と短期大学を兼務して執行している現状である。将来的な運営も視野に、業務内容と人員配置についてみなおしていくことが課題である。

健康科学部管理栄養学科

令和6年3月に第一期生を送り出したが、卒業生の進路・就職先を踏まえると今後はさらに、教員間の連携を図り学科内の学生支援体制を整え教育の質を高めていく必要がある。そのためには、学生・教職員に求められている教育水準や技能を明確にし、能力と業務向上のための研修を充実させていくことが課題である。

研究面では、研究力向上の観点から教員の研究時間の確保が重要な課題である。教育研究活動の公表を一層徹底し、科学研究費補助金への申請状況をはじめ、外部資金の申請や論文投稿、学会発表の積極的な取り組み等、学科所属の全教員が自己研鑽に努め継続した研究活動体制を確立することが課題である。教員の研究力量を担保するためには、教員組織の整備と教員配置の確立が求められる。大学への帰属意識を持つよう意識改革も必要である。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、新設大学の関連学科を含めて合理的な学務分掌整備を図り、確実に研究業績を積むための教育研究体制を構築することが課題となっている。

完成年度後に退職した教員からの引継ぎを含め、学科内・学科間の共同研究体制の構築、研究体制の充実を図っていくと共に、専任教員の研究活動の時間確保が課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

高知学園大学では、令和2年度から5年度にかけて副学長を設置していない。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

- 提出資料 17 学校法人高知学園寄附行為
備付資料 59 火気取締責任者
60 防災マニュアル
63 校地、校舎（図面）
64 図書館に関する資料
①図書館概要
②学外者のための利用案内
③図書館報（らぶっく）
65 防災訓練スケジュール表
67 固定資産台帳及び備品台帳

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<現状>

高知学園大学の学生定員は520名である。本学の校地面積は高知学園短期大学との共用を含めて43,139平方メートルであることから、大学設置基準第34条の規定を満たしている。運動場用地についても、高知学園短期大学との共用を含めて25,297平方メートルの適切な運動場を同一敷地内に設けており、大学設置基準第35条の規定を満たしている。本学の校舎面積については17,348平方メートルであることから、大学設置基準第37条の2の規定も満たしている。なお、施設・設備・その他の物的資源の面積については6,170平方メートルである（備付-63）。校地と校舎の障がい者対応については、1号館、3号館、5号館、6号館、7号館及び8号館の玄関口にスロープを整備し、その各1階には車椅子用トイレを設置している。8号館にはエレベーターも完備している。

また、大学設置基準第38条に基づいて講義室19室（うち併設する高知学園短期大学との共用14室）、演習室7室（うち併設短期大学との共用2室）、実験・実習室21室（うち併設短期大学との共用2室）、情報処理学習室に当たるパソコン実習室2室（高知学園短期大学との共用）を有し、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行っている。さらに、各学科では大学設置基準第40条等で指定された施設・設備、機器・備品等を整備し、必要に応じて年度予算に計上して随時更新を図っている。これらの状況は備品台帳等を通じて把握している（備付-67）。

なお、本学は通信による教育課程及び学科を設置していない。また、本学では体育館を保有しておらず、授業等で利用すべき時には同一敷地内にある学校法人高知学園高知中・高等学校が保有する体育館を利用することもできる。

全学共通の施設として、本学では大学設置基準第38条に基づき、図書館を有している。本学の図書館は高知学園短期大学との共有で、面積は974平方メートルであり、必要な基準を満たしている。閲覧・貸出・レファレンスサービス等が支障なく行えるよう施設面の配置に

高知学園大学

について配慮している（備付-64①②）。図書館では、教育研究に関わる学術情報の収集、蓄積、提供という従来からの機能に加え、学生が個人またはグループに必要な資料や情報を自由に検索・閲覧し、議論を含めた自主学習をする場の提供等の学習支援としての機能を充実させることを目指している。

本学では、高知学園大学図書館運営委員会規程に基づいて図書館運営委員会を開催している。図書の選書に当たっては、高知学園大学図書館選書要領に基づき、図書館運営委員会の審議を経て1年間に3回購入している。常に学習や研究に適切な資料を拡充できるよう、書架の配置やスペースを考慮し、利用価値が認められなくなった資料の除却を高知学園大学図書館文献管理内規に基づき、図書館運営委員会の審議を経て随時行っている。

令和5年に新型コロナウイルス感染症が5類移行された後も、文献検索を行う利用者への支援として「医中誌 Web」のリモートアクセス用臨時ID/パスワードの発行を継続した。また、学内でのみ利用可能であったMedical Onlineのプランを学外での利用、学内のみで閲覧可能であった電子書籍を学外でも読むための設定変更も継続した。

図書館では、図書館運営委員会が編集する図書館報「らぶっく」を発行している（備付-64③）。「らぶっく」では、図書館における学習支援機能を紹介し、新着図書の情報を記載すること等により利用促進につなげている。また、教職員と学生の書評を掲載し、読書体験を共有することを通じて学生の読書を奨励している。

また、開館時間については、学生の要望を取り入れ、令和4年度より前期も開館延長を行った。前期は8時30分から19時（定期試験期間は20時50分）まで開館し、後期（10月1日）より国家試験受験対策として20時50分まで延長開館をしている。12月から2月末までの土曜日、日曜日の開館も実行し、学習環境の確保を図っている。令和5年度の蔵書数は表Ⅲ-B-1-1、図書館利用状況は表Ⅲ-B-1-2の通りである。

表Ⅲ-B-1-1 蔵書等の概要（令和6年3月31日現在）
（高知学園短期大学と合算）

	種類	冊数等
蔵書数	図書	79,779 冊
	雑誌（製本）	8,287 冊
年間受入数 （令和5年度）	図書	2,320 冊
	雑誌	115 種
	視聴覚資料	15 種
学術雑誌種類数		632 種
視聴覚資料数	DVDほか	1311 種
AV設備 （短大と共有）	DVD プレイヤー	パソコンで代用（13台）
パソコン （短大と共有）	蔵書検索専用	1 台
	一般用	13 台
座席（短大と共有）		133 席

高知学園大学

表Ⅲ-B-1-2 図書館利用状況（令和3年度～令和5年度）

（高知学園短期大学と合算）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開館日数（日）	257	256	258
入館者数（人）	47,243	42,530	50,740
貸出冊数（冊）	5,457	5,588	5,608

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、教育課程編成・実施の方針に基づき、特に栄養士法施行規則第 11 条の管理栄養士養成施設の指定の基準にある教育上必要な実験・実習のための部屋や機器及び消耗品等の整備を進め、さらに生化学実験や基礎栄養学実験等を想定した化学系実習室、人体の構造・機能及び疾病に関連した形態系実習室、生理系実習室、生体防御系実習室及び食品学実習室、調理実習室、給食経営管理実習室、栄養教育実習室、臨床栄養実習室の整備充実をはかり、食育 SAT システムやフードモデルの活用、各種検査用器具・機器類、経腸栄養用具一式、経静脈栄養用具一式、栄養評価及び情報処理のためのコンピュータを整備している。また、人体組織標本（顕微鏡利用）・人体模型を使った授業や給食の実践に即した授業、つまり管理栄養士の養成に必須な授業を実施するための専用施設、設備も導入し、効果的かつ効率的な学習が可能となるように配慮している。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、教育課程編成・実施の方針に基づき、四年制大学発足に伴い整備された講義室、実習室にはプロジェクター、スクリーン、マイク、モニター等、講義、実習に必要な機器が設置されている。これにより、円滑な授業、実習が行えるようになった。

また、臨床検査技師養成所指導ガイドラインで定められた教育上必要な機械器具、標本及び模型を整備している。さらに、臨床検査技師に関する法律施行令第 8 の 2 の改正により、令和 4 年入学生から新カリキュラムが開始となり、医療安全管理学実習で行うタスク・シフト／シェアに必要な模型、機器等も整えて活用している。

【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

＜現状＞

施設設備の維持管理については、各学科からの申請を基にして担当事務部署に情報を集約し、大学内で解決可能なものは本学で処理している。高知学園全体で対処を要するものは理事会で検討し、学校法人高知学園寄附行為（以下、「寄附行為」と表記）第 5 章「資産及び会計」に基づいて維持管理している（提出-17）。固定資産管理や消耗品及び貯蔵品管理等については、学校法人高知学園で会計規程を整備している。さらに、会計規程施行細則、物品管理要領、物品購入審査規程（内規）、高知学園購買事務処理規程等に基づいて施設設備や物品等の維持管理をしている。

また、本学では教職員を対象に火気取締責任者（備付-59）を指名し、防災に取り組んでい

高知学園大学

る。危機管理については高知学園大学危機管理規程を定めて対応している。本学独自の危機管理マニュアルはまだ作成されていないが、基本的には高知学園短期大学危機管理マニュアルを準用することとしている。災害時の対応についても、高知学園大学危機管理委員会規程、高知学園大学危機対策本部規程を定めて対応することとしている。さらに、災害対策については高知学園大学災害対策委員会規程に基づいて災害対策委員会を設置し、防災マニュアル（備付-60）を作成している。

火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検については、消防設備等の点検を毎年2回実施している。毎年1回、教職員と学生が参加して、火災・地震を含めた総合的な災害対策に関する説明会と避難訓練を実施している（備付-65）。携帯版の防災マニュアルも全学生、全教職員に配付して常時携帯するよう周知し、オリエンテーションで避難場所やその経路について説明を行っている。これらのマニュアルの内容は定期的に見直して更新している。省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮については、照明をLEDに切り替えるなど、計画を立てて順次行っている。

高知学園大学では、情報資産を守り、情報システムを管理するための方針として、高知学園大学情報セキュリティポリシーを定めている。この方針に基づいて、高知学園大学情報セキュリティ対策基準を定めており、学長が情報セキュリティ責任者、情報企画部長が情報セキュリティ実施責任者、事務局長が情報セキュリティ管理責任者となっている。日常的な監視やメンテナンスについては、情報企画部長が委員長を務める情報セキュリティ委員会が対応している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

本学では、障がい者への対応に課題を残している。特に玄関口のスロープや車椅子用トイレは整備しているが、その拡充が必要である。また、機器・備品については開学に合わせて新規購入した物が多い中、短期大学時代から使用している物もあることから、今後も耐用年数・保守費用を考慮しながら、教育効果を維持・向上するよう計画的に運用することが求められる。

図書館については、蔵書の増加に対する書庫スペースの確保が課題である。令和5年度には地階にあったパソコン関係の資料を2階にまとめるなど、製本雑誌書架の狭隘化に対応したが、根本的な解決には至っていない。また、学習支援の場であるラーニング commons の整備、教科担当者との連携による図書館利用等、ソフト面での課題も抱えている。

情報セキュリティに関して、インシデント時の連絡については問題がないと考えられるが、具体的な作業手順を定めた書類については、引き続き検討中であり、課題となっている。また、学内のサーバ室にサーバ機器を設置しており、クラウド化の可能性や災害対策を考慮した物理的セキュリティの強化について検討を行っている。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、令和4年度から開始した臨地実習（コロナによる規模の縮小はあった）に対応できるよう、施設・設備の充実をさらに進めることが望まれる。さらに、学生の利用の利便性を図り、既存の器具・機器の更新を進め、より充実した教育環境を形作っていくよ

高知学園大学

う目指すことが必要とされる。特に高知学園短期大学生生活科学学科から使用している機器・備品の耐用年数や製造中止となった機器については、年度計画で更新・改善を行っていく必要がある。

また、8号館の実習室及び2号館1階食品学実習室には、重量がある機器や棚があり、地震発生時には、破損、倒壊、機器の移動によって怪我をする危険性がある。ゆえに棚や備品を天井や壁、床等に固定するなどの改善を図っていく。また、省エネルギー・省資源対策、地球環境保全の推進の観点からの設備の導入が望まれる。

健康科学部臨床検査学科

四年制大学発足に伴い新校舎（8号館）が建てられ、実習に必要な機器が設置され、新カリキュラムが開始された令和4年度には、新規に必要な機器・備品がほぼ整備されてきたが、まだ不足しているものもある。それらに加え、高知学園短期大学医療衛生学科医療検査専攻時から使用している機器・備品の耐用年数や試薬の製造中止となった機器については、年度計画で更新・改善を行っていく必要がある。

また、8号館実習室には、重量がある機器、棚があり、地震発生時には、破損、倒壊、機器の移動によって怪我をする危険性がある。2号館4階の実習室と共に、棚や備品を天井や壁、床等に固定するなど改善を図っていく。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料

- 備付資料 68 学内 LAN の敷設状況
70 パソコン教室平面図

[区分 基準Ⅲ-C-1 大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

<現状>

高知学園大学では、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。全学共通のネットワーク環境や学生用コンピュータに関しては、高知学園大学情報企画委員会規程に基づいて情報企画委員会が整備・運営する体制になっている。

教職員には、入職時に1台のパソコンが割り当てられるほか、教員の研究費や備品予算で個別に整備している。また、令和3年度より、Microsoft 365 (Office 365 A3 ライセンス) が導入されており、全学生、全教職員が1つのアカウントを所持している。本アカウントは、大学のPCで利用できるだけでなく、スマートフォンやタブレットも含め、1アカウントで5台の端末までMicrosoft Officeの導入が可能であり、技術サービス・ソフトウェアだけでなく、経済的な面からも学生の支援となっている。実際のユースケースでは、レポートやプレゼンテーション等の資料を作成することや、データ処理、グループ作業でのコミュニケーションツール、オンライン授業、ファイル共有等、授業内外で活用の範囲が広がっている。

さらに、学生への連絡や就職支援のために学生と教職員のみがアカウントをもつポータルサイトを運用している。さらに、学内からCiNii ArticlesやJDreamⅢ、医中誌Web等のインターネット上オンラインデータベースサービスへのアクセスを提供している。また、電子書籍や電子ジャーナルを導入し利用に供している。

これらの技術的資源の利用に関して、学生は1年次の授業科目「情報機器の活用と発信」をはじめとするコンピュータ・リテラシー科目において、トレーニングを受けている。「情報機器の活用と発信」では、学内パソコンの使い方やアカウントの扱い、他の機器へのOfficeソフトやTeamsの導入、Officeソフトの使い方等について、初歩的な内容から広範に学習している。教職員については、入職時の説明会において、情報企画委員会から導入等の説明があり、各種マニュアルを整備している。

学内ネットワークに関しては、メインルータと8号館を除く全ての校舎のネットワークスイッチは光ファイバーケーブルで接続されており、スイッチから各校舎内のほぼ全ての研究室・教室・実習室には、有線LANが整備されている(備付-68)。これらのネットワーク基盤は、学生の学習支援に活用されている。なお、8号館については7号館スイッチから直接LANケーブルで接続されている。

学内には、教育課程編成・実施の方針に基づいて、教育研究に資するスキャナー・プリン

ターやデジタルカメラ等の情報機器を設置したパソコン実習室を2室整備している。各実習室で保有するパソコンの台数は、第1パソコン実習室が64台、第2パソコン実習室が46台である（全てデスクトップ）（備付70）。令和4年度には、多様な授業ニーズに対応するため、各パソコンにビデオ会議用Webカメラとヘッドセットを導入しており、ハイブリッド授業にも対応できる機器を備えている。

また、これらとは別に、711教室には、固定用と追尾用カメラを備えた講義録画システムを導入している。それによって、特別な事情で授業に出席できない学生に対して、教育の質保障を確保するようにしている。

これらの設備・機器に関しては、各学科が示す教育課程編成・実施の方針に基づいて適切な状態で利用できるよう、情報企画委員会でメンテナンスを計画・実施している。パソコン本体については、令和3年度にリプレースを行っており、現在のところ、各学科の教育上の利用において特に問題は挙がっていない。ただし、対応を要する際には迅速に対応できるよう状況の把握を継続していく。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、教育課程の編成及び実施の方針に基づき、学生が高次の学習成果を獲得できるように実験・実習室及び機器・備品類の整備並びに更新に努めている。管理栄養士として必要な実践的な知識や技術の習得のため、それらの機器等を活用している。また、管理栄養士として携わる職場の多くで、専門性の高い情報処理力や対象者が容易に理解することができるプレゼンテーション力（説明する力）が求められる。

そのため、管理栄養学科では教養・基礎科目でパソコン実習室を用いた「情報機器とプレゼンテーション」と、選択科目として「情報機器の活用と発信」、「情報倫理」を選択科目として開講し、学生に対して情報機器に関する基本的な技術を習得させることで各専門科目に即応した情報技術力の向上に努めている。さらに、3年次の臨床栄養学実習や給食経営管理実習においては、経験豊富な教員による病態や対象者の状況に応じた栄養管理方法を学習するために、管理栄養士養成施設に必須の機器を整備して活用するなどの管理栄養士業務の実践に即した指導を行っている。加えて、4年次における卒業研究等に向けた技術的資源の整備も行っている。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、教育課程編成・実施の方針に基づき、情報系教員及び職員による支援のもとで技術的支援を整備し、学習成果の獲得に努めている。共同利用可能な機器・備品は各教員間で情報を交換し機器を共有している。

授業や実習での連絡、課題提示、授業後の学生のフォローや各学年の担任・副担任からの学生への連絡に Teams を積極的に活用している。特筆すべき取り組みとしては、臨地実習期間中の学生を交えた会議である。本学科では、毎週金曜日に本学にて行われる各臨地実習施設の班長・副班長と担当教員による班長会議では幡多地域で実習を受けている学生も Teams で会議に出席し、各病院での問題点を皆で共有しており、教育効果の向上に役立っている。このような実施体制をとることによって、臨地実習を円滑に進めることに役立っている。また、臨地実習生には日本臨床衛生検査技師会の臨床検査技師を対象とした e-ラーニン

グで学生も学べる環境を整えている。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

学内ネットワークについて、ほとんどの教室から、有線 LAN を経由することでネットワークにアクセスすることは可能ではある。しかし、学生からは持ち込みのノート PC やタブレットでの Wi-Fi 接続の要望があり、検討を行っている。

Wi-Fi 接続が必要なエリア、アクセスポイントの設置箇所について、令和 5 年度に調査を行った。その結果、学内 LAN のネットワーク機器・設備についても大規模な変更や更新が必要であることが確認された。この結果を参考に計画の見直しを行ったところ、Wi-Fi の設置については令和 6 年度以降の課題となっている。今後は推進に向けた計画の具体化を進めていく。

また、実習室のパソコンについては、OS が Windows10 で運用されており、令和 7 年 10 月にサポート期限が切れる予定となっていることから、更新が必要となる。使用しているソフトウェアの互換性を確認し、必要な対処を考慮した上で、計画的に更新することが課題となっている。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養士が業務等で活用する機器は多岐に及び、また機器類の性能については日進月歩の発展がある。そのため、経験豊富な管理栄養学科教員が日々の研鑽を重ねることで学生に対してより実践的な指導を行っているが、十分な能力で対応するためには多大な労力と機器の更新等の経費を必要とする。

管理栄養学科では学生の専門知識の定着のため、前年度までに履修した管理栄養士国家試験関連科目の内容に関する習熟度試験（担当科目教員が問題を作成して編成）や実力試験や模擬試験（管理栄養士国家試験対策を専門とする民間業者の試験を活用）を実施し、学生が主体的に学ぶことを促している。しかしながら、これらの取り組みの効果に対する検証が不十分な点もあり、特に主体性のある自主学習への効果を検証することは今後検討すべき課題となっている。

令和 5 年度には第 1 期生が管理栄養士国家試験を受験したが、管理栄養学科として学生が自主学習を自由に、且つ継続的に行うことができる教室等の確保に課題を残した。そのため管理栄養学科として、国家試験受験を目指す学生が自由に自主学習できる教室等のスペースの確保が課題である。

健康科学部臨床検査学科

共同利用可能な機器・備品の使用については、操作マニュアル、点検マニュアルの整備に努めた。授業や実習、担任副担任からの連絡等に Teams を活用するようになった。これについては学生の反応もよく、Teams の活用は一定の成果が出たと考える。しかし、Teams の活用はまだ一部であり、今後は活用範囲を広げるよう教員は技術の向上に努めることが必要である。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

Wi-Fi の設置については、まずは講義室を優先して令和 6 年度中に設置するための準備を進める。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

- 提出資料 14 計算書類等の概要
18 理事会議事録 [令和 3 (2021) 年度]
19 理事会議事録 [令和 4 (2022) 年度]
20 理事会議事録 [令和 5 (2023) 年度]
- 備付資料 9 ウェブサイト
「情報の公表」
44 教員個人調書
46 専任教員年齢構成表
47 外部研究資金の獲得状況一覧表
67 固定資産台帳及び備品台帳
71 財務情報 [令和元 (2019) 年度]
①財産目録
②計算書
72 財務情報 [令和 2 (2020) 年度]
①財産目録
②計算書
73 財務情報 [令和 3 (2021) 年度]
①財産目録
②計算書
74 財務情報 [令和 4 (2022) 年度]
①財産目録
②計算書
75 財務情報 [令和 5 (2023) 年度]
①財産目録
②計算書

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<現状>

高知学園大学における資金収支及び事業活動収支は、令和 2 年度以降、支出超過であった(提出-14)。その大きな理由は高知学園大学設置に係る支出と学生の収容定員未充足によるものと分析している。貸借対照表においては、完成年度を迎えるまでに金融資産の積み増しを行いつつ、長期借入金を計画的に返済し、健全に推移するよう取り組んでいる。また、学校法人傘下の所属長と法人本部で構成する幹部会を学園幹部会規程(内規)に基づいて開催し、各学校及び学校法人全体の財政状況の関係を把握している。

法人全体では、5 ヶ年計画として財務計画を策定し、この計画の実施により確実に長期借入金の圧縮ができています。学習資源への資金配分もできていることから、大学のみならず、

高知学園大学

法人全体の存続が可能な財政を維持している。退職給与引当金等は退職手当に関する規程に基づき、目的通りに引き当てている。また、法人全体で必要な負債に関わる引当金は、目的に応じ特定預金等として積み立てており、資産運用も会計規程及び資産管理運用規程に基づき、安全を第一に適切に運用している。

教育研究経費比率について、令和3年度以降、財務計画の下で大学は決算ベースで29.4パーセント～31.0パーセントであり、学生の教育に必要な経費の支出に努めている。教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）への資金配分についても、財務計画で適切に配分されている（備付-71②・72②・73②・74②・75②）。本学園では公認会計士5名による体制で、学校法人会計基準や私立学校振興助成法に準拠した会計処理の監査が年2回行われている。監査では、監事、内部監査室長、担当職員が立ち会っており、公認会計士の監査意見へ適切に対応している。なお、本学では寄付金の募集や学校債の発行は行っていない。

本学の入学定員充足率について、令和3年度は77.6パーセント（収容定員充足率79.2パーセント）、令和4年度は74.6パーセント（収容定員充足率75.8パーセント）、令和5年度は72.3パーセント（収容定員充足率71.5パーセント）で推移している。令和3年度、令和4年度、令和5年度における事業活動収支差額比率は、それぞれ-51.7パーセント、-24.2パーセント、-13.5パーセントで、事業活動支出超過の状態である。このように、入学定員充足率に課題を残しつつも、それに相応した財務体質を維持できるよう管理していくこととしている。

学校法人高知学園及び高知学園大学は、中・長期計画として財務計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意見を集約した上で（提出-17）、理事長が判断し、理事会の議を経て決定する（提出-18・19・20）。決定した事業計画と予算を速やかに関係部門へ適正に執行するよう指示し、業務を円滑に実施している。その実施内容については経理責任者である本部長を経て理事長に報告し、実態の把握に努めている。財産目録、計算書類等は、学校法人の経営状況及び財産状態を適正に表示している（提出-14；備付-71①②・72①②・73①②・74①②・75①②）。

また、資産は固定資産台帳及び備品台帳に基づいて管理している（備付-67）。資金（有価証券を含む）の運用も会計規程及び資産管理運用規程に基づいて、安全かつ適正に管理している。月次試算表についても会計規程第53条に基づいて毎月作成し、本部長を経て理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 財務の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

[注意] 私立大学の場合

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<現状>

高知学園大学の将来像は、今後も「平和と友愛」に貢献できる専門職者を育成することである。現在、高知県の地理的・経済的事情や県内志向、本学が果たしてきた人材輩出や地域貢献の伝統等から、本学の存在価値があると判断し、教育内容の充実、就職指導の充実等振興策を講じることにより大学として存在感を高めることとしている。ただし、養成課程の規則改正や地域が求める人材像の高度化等へ迅速に対応できる準備は必要である。国や社会の動向と本学の建学の精神を踏まえながら、大学を含めた高等教育機関の将来像を明確にするため、特に高知学園短期大学と連携して検討を進めている。

本学は、四年制大学として医療に貢献する免許・資格を取得できる学科・専攻を構成し、その専門性が地域で果たす役割の意義も大きい。特に高知県が掲げる日本一の健康長寿県構想に寄与する人材を輩出するためには、高知県外に進学する場合に比べると経済的負担が少ない中、専門職者を育成し、将来にわたって高知県の健康増進に貢献できる体制を整備している点が本学の強みといえる。

一方、高知学園短期大学から継承される伝統へ過度に固執すると、社会のニーズから逸脱する恐れもある。あらゆる変化に対応する上で専門性の根拠となる教員の教育研究業績の状況、その中でも科学研究費補助金の申請及び採択件数が伸びていない点に弱みを感じている（備付-47）。

経常収支差額比率について、令和 3 年度は-51.8 パーセント、令和 4 年度は-25.5 パーセント、令和 5 年度は-13.9 パーセントであり（提出-14）、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標を参考にして経営実態や財務状況を把握している。その状況に基づいて財務計画を策定している。学生募集対策ではオープンキャンパスのほか、随時見学希望者を受け入れ、説明会や施設見学会を行っている。また、高等学校への出張講義や説明会、高等学校からの本学訪問、さらには大学説明会への参加を行っている。毎年度、高知県内 3 地域で高等学校教員対象に本学の説明会を開催し、本学の特色を説明して意見交換を行っている。これらの取り組みを中心に、本学の方針に適した学生の確保に努めている。

学納金計画に直結する対策としては、入学定員確保と中途退学防止が挙げられる。令和 2 年度入学生については、令和元年 11 月に大学設置の認可を受けた後に学生募集活動を開始した。そのため、従来の活動とは異なる面が多々あったことを分析し、入学試験募集委員会と学生支援課を中心として活動方法の工夫を図っている。そして、入学生に対して、本学では各学科と事務局、及び各種委員会や白菊寮（学生寮）が連携して「学生に学習意欲を高めるためのキャリア教育の推進」、「教員の指導力の向上」、「中途退学に至るまでの各クラス担任や学生支援担当職員を中心とした学生への相談体制の充実」、「学科の全教員の共通理解に

高知学園大学

基づく指導」、「経済的困難学生に対する相談体制の充実」等に努めている。

人事計画は、年齢構成のバランスを考慮しながら進めている（備付-44・46）。施設設備の将来計画についても、各学科長からのヒアリングを経て学内における優先順位を設定するなど、将来計画は明瞭である。遊休資産の処分等も含め、これらの計画は、本学及び各学科の事業報告や事業計画とも照らし合わせながら立案している。

現在の本学では、総合的には学生数に見合う経費のバランスがとれているとはいえない。この状況は、完成年度を迎えるまで続いていくと予想される。なお、財務情報は学校法人高知学園のウェブサイトで公開し、本学のウェブサイト（備付-9「情報の公表」）からも閲覧することができる。また、学内に対する経営情報を、毎年度初めに学校法人高知学園全教職員対象の全学職員会において決算及び予算の概要や経営方針等が報告することとし、危機意識の共有ができるよう取り組んでいる。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

開学以来、科学研究費補助金への申請を推進するよう組織的に取り組み、令和5年度の申請件数は7件（基盤研究（C）6件、研究成果公開促進費（学術図書）1件）であった。このうち、基盤研究（C）1件が採択された。今後も申請の推進を促していくことで研究活動の底上げと外部資金獲得の強化を工夫することが課題である。一方、入学定員充足率及び収容定員充足率の向上や人件費比率の改善には課題を残している。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特記事項なし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

「人的資源」に関して、高知学園短期大学として受審した前回の認証評価（令和元年度）では、組織的研究の推進を改善計画として挙げていた。本学と組織体制が異なるものの、学内教員による組織的な研究計画も提出されている。今後、これらの充実を推進するため、令和5年度に編成されたプロジェクトチームの活動を積極的に推進する。

「物的資源」に関しては、情報管理の向上を挙げていた。特にセキュリティ対策としてパスワード更新を行っているが、他の方法も検討している。

さらに「技術的資源をはじめとする教育資源」に関しては、大学設置において多くの機器備品を整備した。それゆえ、教育効果の向上を目指して、有効に活用していかなければならない。「財的資源」については、入学定員充足の強化が喫緊の課題であり、学生募集活動の工夫を図る。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

高知学園大学

「人的資源」については、研究者としての基本的な位置づけを確立するため、全教員が研究倫理教育履修を修了するよう取り組んでいく。それを基盤にして、研究公正を応用しながら研究活動を充実させるよう方向づけていく。

「物的資源」で課題となっている学内の Wi-Fi 接続については、学生の授業での利用を優先し、キャンパス内全ての通常教室を接続可能エリアとして設置する計画である。現在のコアルータから 8 号館を除く各館のフロアスイッチは、1Gbps の光ケーブルで接続されているが、令和 5 年度の調査では、必要な Wi-Fi アクセスポイントを設置すると、帯域不足となる可能性が高いことがわかっている。このため、スイッチ及びケーブルを上位スペックのものに更新する必要がある。これらの工事・作業については、大掛かりなものとなることが予想されるため、運用中のネットワークへの極力を少なくするよう計画を再検討している。また、本計画に係る予算措置については、助成金の応募を計画しており、令和 6 年度中の設置を目指している。

「財的資源」については、入学定員充足を果たすよう、高等学校側との連携も強化し、また本学及び各学科の魅力となる強みを具体化して発信するよう、学生募集活動のプロジェクトチーム編成を検討する。さらに、中学生を対象にまずは専門職の魅力を伝えることも試行する。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 大学設置法人の長のリーダーシップ]

<根拠資料>

- 提出資料 3 ウェブサイト
「財務情報」
- 4 高知学園大学学則
- 17 学校法人高知学園寄附行為
- 18 理事会議事録 [令和 3 (2021) 年度]
- 19 理事会議事録 [令和 4 (2022) 年度]
- 20 理事会議事録 [令和 5 (2023) 年度]
- 備付資料 76 理事長の履歴書
- 81 理事・監事・評議員名簿

[区分 基準Ⅳ-A-1 法令等に基づいて大学設置法人の管理運営体制が確立している。]

<現状>

学校法人高知学園理事長は高知学園出身者であるとともに、長期間にわたって民間企業と学校法人高知学園監事の立場から高知学園を客観的に評価してきた(備付-76)。それゆえ、建学の精神に基づいた教育目的を常に理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。寄附行為(提出-17)第14条に基づいて、理事長は法令等に規定される職務を行い、法人を総括するとともに、法人を代表して業務に当たっている。それゆえ、理事長は学校法人高知学園の建学の精神及び教育方針を理解し、高知学園全体の発展に寄与している。

また、寄附行為第13条第3項に基づき、理事長は理事会を招集する立場にあり、学校法人高知学園の代表としてその業務を総理している。さらに会計規程第4条及び寄附行為第34条に基づいて、理事長は会計年度終了後2月以内に監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。

なお、令和2年度に限り、新型コロナウイルスの感染状況を考慮して2月を超えて開催したが、これは緊急措置によるものである。事業報告と財務情報(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書、財産比率比較等)は、私立学校法第47条に基づき、ウェブサイトで公開している(提出-3「財務情報」)。

このように、理事長は学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。また、理事会は学校法人高知学園の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会では、寄附行為第13条第7項に基づいて、理事長が招集し、議長を務めている。機関別認証評価は事業計画として理事会に諮られており、理事会は認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。本学が行う自己点検・評価活動においても、理事長の見解を反映しながら進められ、最終的には理事長の承認を得て自己点検・評価報告書を決定している。理事長は、高知学園短期大学が受審した令和元年度認証評価の訪問調査においては監事として適切に対応した。理事会には本学園の各学校から必要な事項が議案として発議され(提出-18・19・20)、情報

高知学園大学

の伝達は円滑に行われている。

関係法令の改正等、学外からの情報についても報告されており、理事会は情報を収集している。寄附行為第3条では、本学園が教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うと定めていることから、理事会は本学の運営に関して法的な責任があることを認識している。理事会は、寄附行為や高知学園理事会会議規則、高知学園大学学則（提出-4）、組織規程、高知学園就業規則等、学校法人運営や大学運営に必要な規定を整備している。このように、理事長は寄附行為に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

理事については、私立学校法第38条（役員を選任）に基づき、寄附行為第6条（理事の選任）を定めて、本学の建学の精神を理解し、学校法人高知学園の健全な経営について有意義な見識を有している者を選任している（備付-81）。また、学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為第12条（役員解任及び退任）に準用されている。このように、理事は法令に基づき適切に構成されている。

<テーマ 基準IV-A 大学設置法人の長のリーダーシップの課題>

学校法人高知学園では、高知リハビリテーション専門職大学、高知学園大学を順次開学している。今後も地域の医療や福祉の発展に寄与することを目指し、理事会を学校法人高知学園の意思決定機関として円滑に運営し、役割を適切に果たすよう取り組む。

<テーマ 基準IV-A 大学設置法人の長のリーダーシップの特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

- 提出資料 1 学生生活と履修の手引き
4 学則
23 教授会議事録 [令和3(2021)年度]
24 教授会議事録 [令和4(2022)年度]
25 教授会議事録 [令和5(2023)年度]
- 備付資料 82 学長の履歴書
85 各委員会議事録
86 評議会議事録 [令和3(2021)年度]
87 評議会議事録 [令和4(2022)年度]
88 評議会議事録 [令和5(2023)年度]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の大学の教学運営体制が確立している。]

<現状>

高知学園大学学長は、長年にわたる教育活動と教育行政の経験や研究蓄積によって培われた学識と高潔な人格を有している。令和5年度までは併設の高知学園短期大学副学長として学長をサポートし、その間の経験で得られた大学運営に関する見識に基づいて(備付-82)、新時代に対応できる改革へ積極的に取り組み、私学経営の可能性を追求している。それゆえ、大学設置基準第13条の2を満たしている。

教育研究面については、学長は本学の建学の精神に基づく教育基本方針を柱として、教育の質的保証と時代の変化に対応できる大学のあり方を追求し、教育環境の整備、教育体制の強化・充実及び研究環境の向上に努めている。本学では、学則(提出-4)第55条に基づいて高知学園大学懲戒規程を定め、学長が学生の懲戒に関する手続きを行うこととなっている。所属職員の服務に対しても、本学におけるコンプライアンスの最高管理責任者である学長が、高知学園就業規則及び学務分掌に基づいて統督している。

学長は、高知学園大学学長選考規程に基づいて任命される。その過程は、学長選考会議を構成し、理事会、大学評議会のそれぞれが推薦する候補者について審議して学長候補者を決定し、その選考に基づき理事長が学長の任命を行っている。それゆえ、理事長によって任命される学長は、大学運営に全力を傾注できる環境にあり、支障なく職務遂行に努めることができる。

大学運営に当たり、学長は学則及び高知学園大学教授会規程に基づき、教授会を大学教育の重要な事項について学長へ意見を述べる機関と位置付け、この事項を学則第14条に定めるとともに教授会に周知している。毎月1回の定例会議を開催し、学則に定められる審議議題を提案して構成員の意見を聴取している。学習成果や三つの方針(提出-1、p.4~7)については評議会で検討し、その内容に基づいて教授会で審議することとしている。したがって、教授会はその認識を有している。このように、学長は教授会の意見を聴いてリーダーシップ

高知学園大学

を發揮し、最終的な判断を行うなど適切に運営しており、学校教育法第93条及び学校教育法施行規則第143条を満たしている。

なお、教授会は高知学園大学と高知学園短期大学との合同の教授会に関する規程に基づき、高知学園短期大学と合同で開催することもある。教授会におけるすべての審議内容は事務局職員が記録し議事録にまとめ、次回教授会に提案し承認を求めている（提出-23・24・25）。また、学長は高知学園大学評議会規程に基づいて評議会を開催し、教授会に上程する議題の確認と精査を図っている（備付-86・87・88）。

評議会は個人情報保護委員会、学科改革検討会議、医療事故等対策会議、地域貢献推進会議、高知学園大学人事委員会をも兼ねており、各会の規程に基づいて学長が主導し、緊急時にも対応可能な体制をとっている。さらに、評議会構成員はそれぞれの運営組織、教育組織、事務組織の長であることから、学長が逐次各組織の現状を聴取し、把握することができている。

本学は、教育研究の遂行に必要な委員会を学則または各委員会規程に基づいて設置し、適切に運営している（備付-85）。委員会での検討結果が学則第14条（教授会の審議事項）に該当する場合等は教授会に上程され、教授会の議を経て全体に周知されることで、大学教学運営の一翼を担っている。また、学科会議規程に基づき、各学科に所属する専任教員と事務職員が構成員となり、学科の運営を行っている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

まず、学生数、志願者数の増加が大きな課題である。そのためには、高校生や保護者から「選ばれる大学」になる必要がある。そこには大学としての魅力を再構築が求められる。そこで、具体的な策として5点を掲げている。

第1は教育内容の充実である。ここにはFD活動の活性化による個々の教育能力の向上、短期大学の学科横断的な健康教育の推進と大学の参画、各学科における特色ある教育内容の企画・展開等が含まれる。

第2は教員の研究活動の活性化である。研究の質と量を高めることが授業力を向上させ魅力の発信につながるからである。

第3はICT教育の推進である。ICT教育関連機器やTeams等を活用した授業の実施を拡大するためには、Wi-Fi環境を含めたICT環境の整備が課題となる。

第4は就職先の確保と開拓が挙げられる。前身の高知学園短期大学生活科学学科・医療衛生学科医療検査専攻・専攻科応用生命科学専攻から続く就職率100パーセントの継続はもちろん、そこに関わる教職員の組織的・継続的な援助をさらに高めていく。

第5は高知学園の総合学園としての強みを活用することである。例えば、高知高等学校との高大連携事業の強化や高知リハビリテーション専門職大学との教育的環境の共有と人材交流等が挙げられる。

以上の5点を入口戦略の一環として確実に進めながら、本学の魅力を高校生や保護者へ積極的にかつ効果的に情報発信を行うことが課題である。コスト削減も重要な課題である。今一度経営資源の再点検を高知学園内各部局と連携しながら進めていく。そして、限られた予算の中で、質の高い教育・研究を展開するために、どこに何を重点的に配分していくのかを

高知学園大学

吟味し実施していく。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

高知学園大学学長は令和6年4月1日に着任し、高知学園短期大学学長も兼任している。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

- 提出資料 17 学校法人高知学園寄附行為
18 理事会議事録 [令和3(2021)年度]
19 理事会議事録 [令和4(2022)年度]
20 理事会議事録 [令和5(2023)年度]
25 評議員会議事録 [令和3(2021)年度]
26 評議員会議事録 [令和4(2022)年度]
27 評議員会議事録 [令和5(2023)年度]

- 備付資料 9 ウェブサイト
「情報の公表」
71 財務情報 [令和元(2019)年度]
④監査報告書
72 財務情報 [令和2(2020)年度]
④監査報告書
73 財務情報 [令和3(2021)年度]
④監査報告書
74 財務情報 [令和4(2022)年度]
④監査報告書
75 財務情報 [令和5(2023)年度]
④監査報告書
81 理事・監事・評議員名簿

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

<現状>

監事は、学校法人高知学園寄附行為（提出-17）第8条に基づいて選任され、職務を遂行している。監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査を行い、理事会と評議員会に出席して意見を述べている（提出-18・19・20・25・26・27）。また、会計規程第4条及び寄附行為第34条に基づき、会計年度に監事監査の報告書を作成し、5月末日までに理事会と評議員会に提出している（備付-71④・72④・73④・74④・75④）。このように寄附行為に基づいて適切に業務を行っている。

内部監査室については、学校法人高知学園組織規程第2に基づき設置し、適宜監査事務を行っている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会等は法令等に基づいて開催し、諮問機関等として適切に運営している。]

<現状>

高知学園大学

評議員会は21名の評議員をもって組織することを寄附行為（提出-17）第20条で定めている。また、寄附行為第5条第1項では理事の定数を10名と定め、評議員会は理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織し（備付-81）、寄附行為に基づいて開催している（提出-25・26・27）。さらに、私立学校法第42条に基づいて諮問事項を寄附行為第22条に定め、理事会の諮問機関として運営している。

[区分 基準IV-C-3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<現状>

高知学園大学の教育研究活動等の情報は、学校教育法施行規則第172条の2に基づき、ウェブサイトで公表している。また、財務情報は、私立学校法第47条に基づき、学校法人のウェブサイトで公開し、本学ウェブサイトからも閲覧することができるようにしている（以上、備付-9「情報の公表」）。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

監事が寄附行為に基づいて適切に業務を行えるよう、引き続き理解しやすい学校会計等に関する報告書を作成して監事による監査業務の支援体制を向上させることが課題である。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特記事項なし。

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

大学としての認証評価受審はまだ行っていないが、高知学園短期大学の前回受審時で、前理事長は建学の精神に基づいた教育目的を理解し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮しているとの評価であった。その後を継いだ現理事長も建学の精神に基づく学校法人の運営に取り組んでおり、さらなる発展に努めていく。

高知学園大学学長は、大学と短期大学で共用する組織内連携強化に尽力している。前学長が取り組んできた教育の質保証と時代の変化に対応できる大学のあり方をさらに追求している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「理事長のリーダーシップ」の下、学校法人内における各学校がいっそう連携して取り組みながら、高知学園のSDGs取組宣言に基づいて活動を実践し、社会で活躍して信頼される

高知学園大学

人財を育成する。特に学校法人の取り組みとしては、学生・生徒・保護者等からの信頼を得て、経営力を強化し、質の高い教育を提供することが第一に挙げられる。そして定員を確保し、好循環を図ること、そのための施策として「行きたい学校」「行かせたい学校」「学校毎の強みと特色」を活かすことに取り組んでいく。また、教育環境づくりとしては、学生・生徒ファーストに基づく「安全・安心な教育環境」、「教職員が働きやすい職場（学校）をつくる」ことを目指していく。さらに、コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンスの啓蒙と教職員研修会の実施、相談窓口の周知を行う。以上の取り組みを確実に遂行することは、財務の改善・強化とも関連しており、各学校で「どんな学校にするか（特色）」「どのように知ってもらおうか（周知）」「どう入ってきてもらえるか（魅力）」に関する具体的活動に取り組む。

高知学園大学は、「学長のリーダーシップ」の下で教育、研究、地域貢献の役割を担っている。本学が置かれた現在の状況では、各教職員がそれぞれの立場でビジョンと戦略・戦術を理解しながら、教職協働で一丸となって実践していく必要がある。特に学生募集活動と入学定員充足をもっとも重視して取り組んでいく。そのためにも「対話」を重視し、話しやすい環境を整備して強靱でしなやかな組織体制づくりを行う。

「ガバナンス」については、今後も学校法人及び大学の役割を常に確認して健全なガバナンスの体制の維持と向上に努める。特に近年は学校法人の組織が複雑になっている。そのためにも、監査に関する情報を監事が的確に収集できるよう、さらなる工夫を図って取り組んでいく。

[様式 9] 提出資料一覧

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準 I : ミッションと教育の効果	
A ミッション	
ミッション・教育理念についての印刷物等	1 学生生活と履修の手引き [令和 5 (2023) 年度] p.2 2 大学案内 2024 [令和 6 (2024) 年度] p.5~6 3 ウェブサイト 「高知学園大学・高知学園短期大学の歴史」 https://www.kochi-gc.ac.jp/about/history.html
B 教育の効果	
学則 ■ 学則のみを印刷したもの	4 学則
教育目的・目標についての印刷物等	1 学生生活と履修の手引き [令和 5 (2023) 年度] p.1 2 大学案内 2024 [令和 6 (2024) 年度] p.10 ①管理栄養学科 p.10 ②臨床検査学科 p.10 3 ウェブサイト 「教育目的」 https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-university.html?ipp=h_education_goal 「教育目的 健康科学部管理栄養学科」 https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-university-nutrition.html?ipp=h_education_goal 「健康科学部臨床検査学科」 https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-university-medical-laboratory-science.html?ipp=h_education_goal 5 学生募集要項 2024 [令和 6 (2024) 年度] p.22
学習成果を示した印刷物等	1 学生生活と履修の手引き [令和 5 (2023) 年度] p.4 ①管理栄養学科 p.8 ②臨床検査学科 p.19 3 ウェブサイト 「学習成果」 https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-university.html?ipp=h_learning_achievement 「管理栄養学科 学習成果」 https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-university-nutrition.html?ipp=h_learning_achievement 「臨床検査学科 学習成果」 https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-university-medical-laboratory-science.html?ipp=h_learning_achievement

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
	science.html?ipp=h_learning_achievement 5 学生募集要項 2024 [令和 6 (2024) 年度] p.22 ①管理栄養学科 p.22 ②臨床検査学科 p.23
C 内部質保証	
自己点検・評価を実施するための規程	6 高知学園大学自己点検評価委員会規程 7 高知学園大学自己点検・評価作業連絡会規程 8 高知学園大学自己点検評価検討会議規程
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
卒業認定・学位授与の方針に関する印刷物等	1 学生生活と履修の手引き [令和 5 (2023) 年度] p.4 ①管理栄養学科 p.8 ②臨床検査学科 p.19 3 ウェブサイト 「ディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与の方針)」 https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-university.html?ipp=h_diploma_policy 「管理栄養学科 ディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与の方針)」 https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-university-nutrition.html?ipp=h_diploma_policy 「臨床検査学科 ディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与の方針)」 https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-university-medical-laboratory-science.html?ipp=h_diploma_policy 5 学生募集要項 2024 [令和 6 (2024) 年度] p.22 ①管理栄養学科 p.22～23 ②臨床検査学科 p.23
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物等	1 学生生活と履修の手引き [令和 5 (2023) 年度] p.4～5 ①管理栄養学科 p.8 ②臨床検査学科 p.19 3 ウェブサイト 「カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)」 https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-university.html?ipp=h_curriculum_policy 「管理栄養学科 カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)」 https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
	kochigakuen-university-nutrition.html?ipp=h_curriculum_policy 「臨床検査学科 カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)」 https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-university-medical-laboratory-science.html?ipp=h_curriculum_policy 5 学生募集要項 2024 [令和 6 (2024) 年度] p.22 ①管理栄養学科 p.23 ②臨床検査学科 p.23
入学者受入れの方針に関する印刷物等	1 学生生活と履修の手引き [令和 5 (2023) 年度] p.5 ①管理栄養学科 p.8～9 ②臨床検査学科 p.19～20 3 ウェブサイト 「アドミッション・ポリシー (入学者受け入れの方針)」 https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-university.html?ipp=h_admission_policy 「管理栄養学科 アドミッション・ポリシー (入学者受け入れの方針)」 https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-university-nutrition.html?ipp=h_admission_policy 「臨床検査学科 アドミッション・ポリシー (入学者受け入れの方針)」 https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-university-medical-laboratory-science.html?ipp=h_admission_policy 5 学生募集要項 2024 [令和 6 (2024) 年度] p.22 ①管理栄養学科 p.23 ②臨床検査学科 p.23
シラバス ■ 令和 5 年度 (紙媒体又は電子データで提出)	9 シラバス [令和 5 (2023) 年度]
学年暦 ■ 令和 5 年度	10 行事予定表 [令和 5 (2023) 年度] 11 時間割表 [令和 5 (2023) 年度]
B 学生支援	
学生便覧等、学習支援のための配布物	1 学生生活と履修の手引き [令和 5 (2023) 年度]
大学案内 ■ 令和 5 年度入学者用及び令和 6 年度入学者用の 2 年分	2 大学案内 2024 [令和 6 (2024) 年度] 12 大学案内 2023 [令和 5 (2023) 年度]
募集要項・入学願書 ■ 令和 5 年度入学者用及び令和 6 年度入学者用の 2 年分	5 学生募集要項 2024 (入学願書含む) [令和 6 (2024) 年度] 13 学生募集要項 2023 (入学願書含む) [令和 5 (2023) 年度]

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
	年度]
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
D 財的資源	
「計算書類等の概要（過去5年間）」 「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」[書式1]、「事業活動収支計算書の概要」[書式2]、「貸借対照表の概要（学校法人全体）」[書式3]、「財務状況調べ」[書式4]	14 計算書類等の概要 [過去5年間] ① 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[書式1] ② 事業活動収支計算書の概要 [書式2] ③ 貸借対照表の概要（学校法人全体）[書式3] ④ 財務状況調べ [書式4]
資金収支計算書・資金収支内訳表 ■ 過去5年間(令和元年度～令和5年度) 計算書類(決算書)の該当部分	3 ウェブサイト 「財務情報」[令和元(2019)年度] p.1～4 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/201901financialinfo.pdf 「財務情報」[令和2(2020)年度] p.6～13 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/2020financialinfo.pdf 「財務情報」[令和3(2021)年度] p.6～14 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/financialinfo_r03.pdf 「財務情報」[令和4(2022)年度] p.6～14 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/financialinfo_r04.pdf 「財務情報」[令和5(2023)年度] p.6～13 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/financialinfo_r05a.pdf
活動区分資金収支計算書 ■ 過去5年間(令和元年度～令和5年度) 計算書類(決算書)の該当部分	3 ウェブサイト 「財務情報」[令和元(2019)年度] p.5～7 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/201901financialinfo.pdf 「財務情報」[令和2(2020)年度] p.15～16 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/2020financialinfo.pdf 「財務情報」[令和3(2021)年度] p.15～16 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/financialinfo_r03.pdf 「財務情報」[令和4(2022)年度] p.15～16 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/financialinfo_r04.pdf 「財務情報」[令和5(2023)年度] p.15～16 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/financialinfo_r05a.pdf
事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 ■ 過去5年間(令和元年度～令和5年度) 計算書類(決算書)の該当部分	3 ウェブサイト 「財務情報」[令和元(2019)年度] p.8～11 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/201901financialinfo.pdf

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
	「財務情報」[令和2(2020)年度] p.17～25 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/2020financialinfo.pdf 「財務情報」[令和3(2021)年度] p.17～25 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/financialinfo_r03.pdf 「財務情報」[令和4(2022)年度] p.17～25 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/financialinfo_r04.pdf 「財務情報」[令和5(2023)年度] p.17～25 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/financialinfo_r05a.pdf
貸借対照表 ■ 過去5年間(令和元年度～令和5年度) 計算書類(決算書)の該当部分	3 ウェブサイト 「財務情報」[令和元(2019)年度] p.12～14 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/201901financialinfo.pdf 「財務情報」[令和2(2020)年度] p.26～29 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/2020financialinfo.pdf 「財務情報」[令和3(2021)年度] p.26～29 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/financialinfo_r03.pdf 「財務情報」[令和4(2022)年度] p.26～29 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/financialinfo_r04.pdf 「財務情報」[令和5(2023)年度] p.26～29 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/financialinfo_r05a.pdf
事業報告書 ■ 過去1年間(令和5年度)	3 ウェブサイト 「事業報告書」[令和5(2023)年度] https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/jigyou_r05.pdf 15 事業報告書[令和5(2023)年度]
事業計画書/予算書 ■ 認証評価を受ける年度(令和6年度)	3 ウェブサイト 「事業計画書」[令和6(2024)年度] https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/j_keikaku_r06.pdf 16 事業計画/収支予算書[令和6(2024)年度]
基準IV：リーダーシップとガバナンス	
A 大学設置法人の長のリーダーシップ	
寄附行為等	17 学校法人高知学園寄附行為
理事会議事録(原本証明付き写し) ■ 過去3年間(令和3年度～令和5年度) (電子データ(PDF)による提出)	18 理事会議事録[令和3(2021)年度] 19 理事会議事録[令和4(2022)年度] 20 理事会議事録[令和5(2023)年度]
諸規程集	21 諸規程集

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
(電子データ (PDF) による提出)	
B 学長のリーダーシップ	
教授会議事録 (写し) ■ 過去3年間 (令和3年度～令和5年度) (電子データ (PDF) による提出)	22 教授会議事録 [令和3 (2021) 年度] 23 教授会議事録 [令和4 (2022) 年度] 24 教授会議事録 [令和5 (2023) 年度]
C ガバナンス	
評議員会議事録 (原本証明付き写し) ■ 過去3年間 (令和3年度～令和5年度) (電子データ (PDF) による提出)	25 評議員会議事録 [令和3 (2021) 年度] 26 評議員会議事録 [令和4 (2022) 年度] 27 評議員会議事録 [令和5 (2023) 年度]

[注]

- 一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には、提出資料に付した通し番号及び資料名を記載してください。また、ページ番号が示せるものについては、該当ページを記載してください。
- 準備できない資料 (例えば、取組み自体を行っていない場合等) については、「該当なし」と記載してください。
- ウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には URL も記載してください。
- 特に指定がなければ、自己点検・評価を行う令和5年度の資料を準備してください。ただし、認証評価を受ける令和6年度に改組等で大幅な変更があった場合、令和6年度のものを備付資料として準備してください。
- 「過去3年間」・「過去5年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う令和5年度を起点として過去3年間・過去5年間とします。
- 一覧表を提出する際、①この注意書きは削除せず、②様式9の通しページを付してください。

[様式 10] 備付資料一覧

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準 I : ミッションと教育の効果	
A ミッション	
地域・社会の各種団体、海外の諸機関との協定書等	1 協定に関する資料 ①高知学園大学及び高知学園短期大学と高知高等学校との連携協力活動に関する書類 ②産学連携包括推進協定書 ③高知学園大学・高知学園短期大学と一般社団法人高知県臨床検査技師会との包括連携に関する協定書
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	2 本学が実施した行事に関する資料 ①近隣清掃参加者 ②食と栄養の専門家 管理栄養士の仕事を体験しよう ③臨床検査をのぞいてみよう
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	3 本学が参加した学外行事に関する資料 ①リレー・フォー・ライフ・ジャパン高知 2023 参加者 ②高知市食育推進会議「こうちし食育やるぞネット」参加者 ③高知市 SDGs イベント in イオン「わくわく健康フェスタ」参加報告（参加者含む） ④検査と健康展チラシ
B 教育の効果	
学則において別に定めるとした全規程	提出資料 21 に同じ。 ・学則第 1 条 2 において別に定めるとした規程 高知学園大学の教育目的に関する規程 ・学則第 2 条 3 において別に定めるとした規程 自己点検評価委員会規程 作業連絡会規程 自己点検評価検討会議規程 ・学則第 3 条 2 において別に定めるとした規程 ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会規程 スタッフ・ディベロップメント (SD) 委員会規程 ・学則第 4 条 2 において別に定めるとした規程 情報公開規程 ・学則第 7 条 2 において別に定めるとした規程 高知学園大学図書館規則 ・学則第 8 条 2 において別に定めるとした規程 高知学園大学キャリアセンター規程 ・学則第 9 条 2 において別に定めるとした規程 組織規程

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	<ul style="list-style-type: none"> ・学則第 10 条 6 において別に定めるとした規程 高知学園大学の教員人事に関する規程 高知学園大学非常勤講師規程 高知学園大学名誉教授規程 高知学園大学客員教授に関する規程 高知学園大学教育職員管理職規程（内規） 組織規程 ・学則第 11 条 3 において別に定めるとした規程 高知学園大学評議会規程 高知学園大学と高知学園短期大学との合同の評議会 に関する規程 ・学則第 14 条 3 において別に定めるとした規程 高知学園大学教授会規程 高知学園大学と高知学園短期大学との合同の教授会 に関する規程 ・学則第 15 条 2 において別に定めるとした規程 高知学園大学教育組織規程 高知学園大学と高知学園短期大学との合同の委員会 や会議に関する規程 ・学則第 20 条 2 において別に定めるとした規程 入学試験募集委員会 ・学則第 21 条において別に定めるとした規程 高知学園大学教授会規程 入学試験募集委員会 ・学則第 30 条 2 において別に定めるとした規程 再入学、転入学規程 ・学則第 31 条 2 において別に定めるとした規程 転科規程 ・学則第 34 条 1 二において別に定めるとした規程 実技の単位計算方法の基準に関する規程 ・学則第 34 条 1 三において別に定めるとした規程 （現在は該当科目がないため規程なし） ・学則第 35 条 3 において別に定めるとした規程 試験規程 ・学則第 37 条 3 において別に定めるとした規程 単位互換の実施に関する規程 ・学則第 38 条 3 において別に定めるとした規程 単位互換の実施に関する規程 ・学則第 39 条 4 において別に定めるとした規程 高知学園大学入学前の既修得単位の認定に関する規 程 ・学則第 49 条 3 において別に定めるとした規程 単位互換の実施に関する規程 ・学則第 50 条 3 において別に定めるとした規程 高知学園大学科目等履修生規程

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	<ul style="list-style-type: none"> ・学則第 51 条 2 において別に定めるとした規程 高知学園大学卒後研修生規程 ・学則第 52 条 2 において別に定めるとした規程 高知学園大学外国人留学生規程 ・学則第 53 条 2 において別に定めるとした規程 公開講座生涯学習委員会規程 ・学則第 55 条 4 において別に定めるとした規程 高知学園大学懲戒規程 ・学則第 56 条 2 において別に定めるとした規程 白菊寮運営委員会規程
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	4 ポリシー・マップ ①高知学園大学ポリシー・マップ ②管理栄養学科ポリシー・マップ ③臨床検査学科ポリシー・マップ
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	5 シラバス作成に関する資料 ①高知学園大学・高知学園短期大学・シラバス作成要領 ②シラバス確認について
C 内部質保証	
過去 5 年間（令和元年度～令和 5 年度）に行った自己点検・評価に係る報告書等	6 自己点検・評価報告書 [令和 3（2021）年度] 7 自己点検・評価報告書 [令和 4（2022）年度] 8 自己点検・評価報告書 [令和 5（2023）年度] 9 ウェブサイト 「自己点検・評価報告書」 https://www.kochi-gc.ac.jp/about/self-inspection-report.html ①自己点検・評価報告書 [令和 3（2021）年度] https://www.kochi-gc.ac.jp/img/R3jikotenken_daigaku.pdf ②自己点検・評価報告書 [令和 4（2022）年度] https://www.kochi-gc.ac.jp/img/R4jikotenken_daigaku.pdf ③自己点検・評価報告書 [令和 5（2023）年度] https://www.kochi-gc.ac.jp/img/R5jikotenken_daigaku.pdf
高等学校等からの意見聴取に関する記録等	10 高等学校からの意見聴取に関する資料 [令和 5（2023）年度]
認証評価以外の外部評価についての印刷物等	該当なし
教育の質保証を図るアセスメントの手法及び向上・充実のための PDCA サイクルに関する資料	11 自己点検自己評価報告書作成に向けた記録シート 12 アセスメントプラン ①高知学園大学アセスメントプラン ②管理栄養学科アセスメントプラン ③臨床検査学科アセスメントプラン
[報告書作成マニュアル指定以外の]	9 ウェブサイト

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
備付資料]	「大学等における修学の支援に関する法律第 7 条第 1 項の確認に係る申請書 (様式第 2 号)」 1~4 https://www.kochi-gc.ac.jp/d2023_d4_02_01a.pdf 4別紙 https://www.kochi-gc.ac.jp/d2023_d4_02_01b.pdf
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	13 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する書類 ①新型コロナウイルス感染拡大防止対策について Ver.7 ②新型コロナウイルス感染拡大防止対策に基づく受講に関する方針
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	14 令和 5 年度管理栄養学科の運営に関する部会
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	15 令和 5 年度臨床検査学科ワーキンググループ
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
学習成果の獲得状況を表す量的・質的データに関する印刷物等	16 GPA 分布一覧 [令和 5 (2023) 年度] 17 高知学園大学・高知学園短期大学ファクトブック 2023 p.13~32 18 高知学園大学卒業時アンケート集計結果 [令和 5 (2023) 年度]
幅広く深い教養を培う教養教育の成果に関する資料	19 授業アンケートに関する資料 ①授業アンケート結果集計資料 [令和 5 (2023) 年度]
(大学院関係) 学位論文審査基準を示す資料	該当なし
(大学院関係) 研究指導の内容・方法、年間スケジュールを示す資料	該当なし
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	20 管理栄養学科学外実習に関する資料 ①臨地実習報告会 ②教育実習報告会
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	21 臨床検査学科臨地実習に関する資料 ①臨地実習打合せ会 ②臨地実習報告会
B 学生支援	
学生支援の満足度についての調査結果	22 臨床検査学科キャリア形成事業アンケート結果 ①在学生オリエンテーションアンケート
就職先からの卒業生に対する評価結果	該当なし
卒業生アンケートの調査結果	該当なし
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	23 入学手続き他に関する資料一式 [令和 5 (2023) 年度]
入学手続き者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	24 合格者への配付資料一式 [令和 5 (2023) 年度]

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料	25 オリエンテーション資料一式 [令和 5 (2023) 年度] 9 ウェブサイト 「ポータルサイト」 https://portal.kochi-gc.ac.jp/portal/
学生支援のための学生の個人情報を記録する様式	26 環境記録（様式）
進路一覧表等 ■ 過去 3 年間（令和 3 年度～令和 5 年度）	27 進路一覧表 [令和 5 (2023) 年度]
GPA 等の成績分布	16 GPA 分布一覧 [令和 5 (2023) 年度] 17 高知学園大学・高知学園短期大学ファクトブック 2023 p.13～30
学生による授業評価票及びその評価結果	19 授業アンケートに関する資料 ① 授業アンケート結果集計資料 [令和 5 (2023) 年度] ② 授業アンケート（質問項目） ③ 授業アンケートに対する自己分析の報告資料 [令和 5 (2023) 年度]
社会人受入れについての印刷物等	提出資料 8 に同じ (p.18～19)
海外留学希望者に向けた印刷物等	該当なし
留学生の受入れについての印刷物等	提出資料 8 に同じ (p.20)
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	28 授業参観に関する資料 ① 授業参観（目的） ② 授業参観アンケート [令和 5 (2023) 年度] ③ 事後検討会報告書 [令和 5 (2023) 年度] ④ 授業改善計画報告書 [令和 5 (2023) 年度] 29 公開授業に関する資料 ① 授業改善に向けた公開授業の進め方 ② 授業改善に向けた公開授業計画書（書式）
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	30 図書館利用案内（らぶっく＋） 31 パスファインダー ① CiNii ② JDreamIII ③ 医中誌 Web ④ OPAC 及び MyLibrary の使い方 32 図書館利用に関する申込書一式 ① 学外文献複写申込書兼料金計算書 ② 図書館所蔵文献複写申込書 ③ 資料借受申込書兼料金計算書 ④ 国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」閲覧・複写申込書（学内者用・学外者用） 33 図書館蔵書受入に関する報告書一式 ① 寄付物件受入報告書 ② 発見受入報告書

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	③ 編入受入報告書 ④ 図書寄付願
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	34 教務課時間割・講義室簿 [令和5(2023)年度]
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	35 CLUB ガイダンス [令和5(2023)年度]
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	36 白菊寮に関する資料 ① 寮運営のための高等学校との検討会資料 ② 感染防止に関する寮内の掲示物
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	37 天神祭 [令和5(2023)年度] 38 学園祭実行委員会資料
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	39 就職に関する資料 ① 令和5年度就職委員会の活動方針 ② 就職情報(求人開拓)に関する報告書
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	40 緊急給付金に関する資料
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	41 学生支援に関する資料一式
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	42 管理栄養学科就職指導に関する資料 ① 管理栄養士国家試験対策、業者模試試験実施、補講 ② 就職フェア
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	43 臨床検査学科進路指導に関する資料 ① 国家試験対策 ② 就職セミナー
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
A 人的資源	
専任教員の個人調書又は基幹教員の個人調書 ■ 教員個人調書 [様式 24] (令和6年5月1日現在) ■ 教育研究業績書 [様式 25] (過去5年間 (令和元年度～令和5年度))	44 教員個人調書 [様式 24] 45 過去5年間 (令和元(2019)年度～令和5(2023)年度) の教育研究業績書 [様式 25]
教員の研究活動について公開している印刷物等 ■ 過去3年間 (令和3年度～令和5年度)	9 ウェブサイト 「高知学園大学・高知学園短期大学教員一覧」 https://www.kochi-gc.ac.jp/teachers_achievements.html ① 「高知学園大学健康科学部 管理栄養学科」 https://www.kochi-gc.ac.jp/teachers_achievements.html?dep=0 ② 「高知学園大学健康科学部 臨床検査学科」 https://www.kochi-gc.ac.jp/teachers_achievements.html?dep=1
専任教員の年齢構成表又は基幹教員	46 専任教員年齢構成表

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
の年齢構成表 ■ 認証評価を受ける年度（令和6年5月1日現在）	
外部研究資金の獲得状況一覧表 [様式26] ■ 過去3年間（令和3年度～令和5年度）	47 外部研究資金の獲得状況一覧表 [様式26]
研究紀要・論文集 ■ 過去3年間（令和3年度～令和5年度）	48 高知学園大学・高知学園短期大学紀要 [令和3(2021)年度] 49 高知学園大学・高知学園短期大学紀要 [令和4(2022)年度] 50 高知学園大学・高知学園短期大学紀要 [令和5(2023)年度]
FD活動の記録 ■ 過去3年間（令和3年度～令和5年度）	51 高知学園大学・高知学園短期大学FD・SD活動報告書 [令和3(2021)年度] 52 高知学園大学・高知学園短期大学FD活動報告 [令和4(2022)年度] 53 高知学園大学・高知学園短期大学FD・SD活動報告 [令和5(2023)年度]
SD活動の記録 ■ 過去3年間（令和3年度～令和5年度）	51 高知学園大学・高知学園短期大学FD・SD活動報告書 [令和3(2021)年度] 53 高知学園大学・高知学園短期大学FD・SD活動報告 [令和5(2023)年度] 54 高知学園大学・高知学園短期大学SD活動報告 [令和4(2022)年度]
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	55 研究活動に関する書類 ①研究活動計画書 ②業績報告書 ③高知学園大学・高知学園短期大学学術機関リポジトリ登録申請書
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	56 高知学園大学・高知学園短期大学研究倫理ガイドブック
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	57 令和5年度高知学園大学・高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会 [令和5(2023)年度]
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	58 学外研修受講に関する資料 ①学外研修受講報告書 ②「学外研修受講報告書」記入要領
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	9 ウェブサイト 「夜間在館届」 https://forms.office.com/r/FwDCVYTwez
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	59 火気取締責任者
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	60 防災マニュアル
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	61 教職員の健康診断 [令和5(2023)年度]

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
備付資料]	
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	62 令和6年度予算要求資料の提出について
B 物的資源	
校地、校舎に関する図面 ■ 全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等	9 ウェブサイト 「キャンパス案内」 https://www.kochi-gc.ac.jp/admissions/campus-map.html 63 校地、校舎（図面）
図書館、学習資源センターの概要 ■ 平面図等（冊子等も可）	9 ウェブサイト 「図書館」 https://kochi-gu.ac.jp/cl102#cl102_container9 64 図書館に関する資料 ①図書館概要 ②学外者のための利用案内 ③図書館報（らぶっく） ④図書館みに・にゅーす ⑤図書原簿 ⑥大学・短期大学・高専図書館（日本図書館協会）提出書類
附属施設の概要（大学設置基準第39条関係施設）	該当なし
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	65 防災訓練スケジュール表 [令和5（2023）年度]
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	66 実験室安全のためのマニュアル [令和5（2023）年度]
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	67 固定資産台帳及び備品台帳
C 技術的資源	
学内 LAN の敷設状況	68 学内 LAN の敷設状況 69 2 教室間遠隔授業システム設定
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	70 パソコン教室平面図
D 財的資源	
寄付金・学校債の募集についての印刷物等	該当なし
財産目録及び計算書類 ■ 過去5年間（令和元年度～令和5年度）	71 財務情報 [令和元（2019）年度] ①財産目録 p.15 ②計算書 p.1～14 ③学校法人会計について p.19～56 72 財務情報 [令和2（2020）年度] ①財産目録 p.1 ②財務計算書類 p.3～32 ③学校法人会計について p.33～70

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	73 財務情報 [令和3 (2021) 年度] ①財産目録 p.1 ②財務計算書類書 p.3～32 ③学校法人会計について p.33～67 74 財務情報 [令和4 (2022) 年度] ①財産目録 p.1 ②財務計算書類 p.3～32 ③学校法人会計について p.33～67 75 財務情報 [令和5 (2023) 年度] ①財産目録 p.1 ②財務計算書類 p.3～32 ③学校法人会計について p.33～67
基準IV：リーダーシップとガバナンス	
A 大学設置法人の長のリーダーシップ	
大学設置法人の長の履歴書 ■ 認証評価を受ける年度（令和6年5月1日現在）	76 理事長の履歴書
学校法人実態調査表（写し） ■ 過去3年間（令和3年度～令和5年度）	77 学校法人実態調査表（写し） [令和3 (2021) 年度] 78 学校法人実態調査表（写し） [令和4 (2022) 年度] 79 学校法人実態調査表（写し） [令和5 (2023) 年度]
事業に関する中期的な計画（令和5年度計画を含むもの）	79 中期計画に関する書類
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	81 理事・監事・評議員名簿 9 ウェブサイト 「学校法人高知学園役員名簿（理事・監事・評議員）」 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/yakuin_r06.pdf
B 学長のリーダーシップ	
学長の個人調書 ■ 教員個人調書 [様式 24]（令和6年5月1日現在） ■ 専任教員又は基幹教員としてカウントしている場合、過去5年間（令和元年度～令和5年度）の教育研究業績書 [様式 25]	82 学長の履歴書 [様式 24] 83 学長の教育研究業績書 [様式 25]
各種委員会の開催実績 [様式 26] ■ 過去1年間（令和5年度）	84 各種委員会の開催実績 [令和5 (2023) 年度] [様式 27] 85 各委員会議事録 [令和5 (2023) 年度]
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	86 評議会議事録 [令和3 (2021) 年度] 87 評議会議事録 [令和4 (2022) 年度] 88 評議会議事録 [令和5 (2023) 年度] 89 各学科会議議事録 [令和5 (2023) 年度]
C ガバナンス	
監事の監査状況 ■ 過去3年間（令和3年度～令和5	73 財務情報 [令和3 (2021) 年度] ④監査報告書 p.4～5

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
年度)	74 財務情報 [令和 4 (2022) 年度] ④監査報告書 p.2 75 財務情報 [令和 5 (2023) 年度] ④監査報告書 p.2
[報告書作成マニュアル指定以外の 備付資料]	9 ウェブサイト 「情報公開」 https://www.kochi-gakuen.org/disclosure/

[注]

- 一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には、備付資料に付した通し番号及び資料名を記載してください。また、ページ番号が示せるものについては、該当ページを記載してください。
- 準備できない資料（例えば、取組み自体を行っていない場合等）については、「該当なし」と記載してください。
- ウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には URL も記載してください。
- 特に指定がなければ、自己点検・評価を行う令和 5 年度の資料を準備してください。ただし、認証評価を受ける令和 6 年度に改組等で大幅な変更があった場合、令和 6 年度のものを備付資料として準備してください。
- 「過去 3 年間」・「過去 5 年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う令和 5 年度を起点として過去 3 年間・過去 5 年間とします。
- 一覧表を提出する際、①この注意書きは削除せず、②様式 10 の通しページを付してください。